

平成 3 0 年 9 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 3 0 年 9 月 7 日 開会

平成 3 0 年 9 月 2 0 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成30年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 3号議案 平成29年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 収一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	平成30年9月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。これから平成30年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙中のところですが、よろしくお願いをいたします。 9月定例会は平成29年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。平成30年9月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。 平成30年8月14日付、飯島町告示第47号をもって平成30年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会長さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、あわせて感謝を申し上げます。 初めに、昨日の午前3時08分ごろ北海道胆振地方中東部を震源とする最大震度7の強い地震が起き、北海道では広い範囲で被害が発生しました。電気は道内の全戸で停電、J R北海道は全線運転を見合わせ、道路網の寸断等により、北海道にお住いの皆さんの日常生活の麻痺が続いております。被災されました方々に心よりのお見舞いと早期復旧を心より願うものでございます。飯島町でこのような災害が発生したらどのような対応が必要なのか想像しながら、災害への備えを強化してまいりたいと思っているところでございます。 さて、近ごろは朝夕めっきり涼しく、時には肌寒さを感じられるようになってまいりましたが、日中はまだまだことしの酷暑の名残も感じさせるような日もあるところでございます。8月31日に公表されたことしの長野県内の水稻作柄状況は、やや良とのことであり、黄金色に染まった稲穂がこうべを垂れ、飯島らしい実りの秋の風景が見られる季節を迎えております。 7月4日からの豪雨や過日の台風21号の接近では、当町においては人的被害、建物等への被害はなかったものの、強風等による花卉や果樹への被害が報告されているところであり、先月の8月16日には、与田切川、中田切川の上流部を襲ったゲリラ豪雨では山奥で土石流が発生し、特に中田切川では土砂で農業用水の取水施設が埋没し取水ができ

ない状態も発生したところでございます。

今月 2 日には、町の地震総合防災訓練を地域分散型の訓練として実施いたしました。早朝から多くの町民の皆様に区や自治会単位での訓練に参加していただいたところでございます。地域の役員の皆様には、訓練の計画、準備から当日の実施まで、大変御苦勞をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして御礼申し上げさせていただきます。日ごろから町を初め地域、家庭がそれぞれの役割を確認し、連携しながら災害に備えてまいりたいと思っております。

今年度に入りまして約半年が過ぎようとしております。これまで、6 月には良好な景観形成のために必要な景観施策を町が実施するための景観行政団体への移行、また 7 月には町民の皆さんが地域に愛着や誇りを持って観光客を迎えることにより暮らしたい、訪れたいまちづくりを進める飯島町観光基本計画を具体化し推進していくための組織である飯島町観光戦略会議の設置及び活動の開始、さらに 8 月 1 日からの 18 歳までのお子さんの医療費の無料化の開始、そして 9 月には町内で初めての精神科・心療内科であるつどいのクリニック柿田の開院など、これらの飯島町の布石となる新たな取り組みをスタートさせてきたところでございます。

また、地域の皆さんを初め町が長年熱望しておりました伊南バイパスの全線開通が目前となっておりますことは、我々として大きな喜びであります。現在は最終の仕上げ工事が実施、施工されており、あとは開通式の日取りの発表を待つのみでございます。この伊南バイパスは、伊那谷リニア時代を迎えるための背骨となる道路であるとともに、観光地域づくりを担う核となる道路であり、最大限に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件 2 件、決算案件 7 件、予算案件 6 件の計 15 案件でございます。特に、9 月議会は決算議会とも言われますように、平成 29 年度の町の各会計の決算が確定し、認定のための審議をいただくわけでございます。このほか人事案件、補正予算案件につきましても、いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 172 条の規定により 1 番 本多昇議員、2 番 滝本登喜子議員を指名します。

議 長 日程 2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 9 月 20 日までの 14 日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 20 日までの 14 日間とするこ

事務局長	とに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。 (会期説明)
議 長	日程第3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。 最初に請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中に議員派遣を行い、その報告についてはお手元に配付のとおりです。研修等、大変御苦労さまでございました。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。 次に、上伊那広域連合及び伊南行政組合関係の平成29年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。 次に、町当局から報告を求めます。損害賠償の専決処分 of 報告についてお願いします。
町 長	町道における事故の損賠賠償にかかわる専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。 対象となりました事故は、ことし2月2日に岩間地籍の町道田の洞線におきまして、自治会での除雪作業中に町道に設置してあります横断排水路のグレーチングに除雪機のグレーダーが引っかかり、その衝撃で除雪機の部品が破損したものであります。 町の過失割合を90%といたしまして、相手方に支払う損害賠償の額を3万4,992円とし、6月20日に示談書を取り交わしたものでございます。 コンクリート製の横断排水路とアスファルト舗装との境目に段差が生じていたことが原因と思われ、現在は舗装を補修し、段差を解消しております。今後におきましても、このような道路施設等の定期的な点検と計画的な補修を行うことにより道路の安全管理に努めてまいります。 なお、損害賠償の全額につきまして、町が加入しております総合賠償補償保険から相手方に支払われております。 以上で損害賠償の専決処分の報告といたします。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めることについて

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が任命する任期3年の委員でございます。現在、上原保氏、高坂彰氏、米澤長實氏、本島佳代子氏の4名が在任中ですが、高坂彰氏が平成30年12月31日をもって1期目の任期が満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として中村敬氏を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。任期は平成31年1月1日から3年間でございます。

なお、法務省での手続は任命までに3カ月程度を要しますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

本案は討論を省略し、これより第1号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 ありがとうございます。起立全員です。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。ここで地方自治法第117条の規定により竹沢秀幸議員の退場を求めます。

〔7番 竹沢秀幸議員 退場〕

議長 それでは、ここで議案の朗読を行います。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が任命する任期3年の委員であり、このたび上原保氏が同様に平成30年12月31日をもって任期満了となります。なお、上原氏には2期6年お務めいただいております。任期満了の後任の委員候補者として竹澤綾子氏を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。任期は平成31年1月1日から3年間でございます。

なお、法務省での手続は任命までに3カ月程度を要しますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これより第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は、これに同意

		することに賛成の方は御起立を願います。 〔賛成者起立〕
議	長	ありがとうございました。起立全員です。よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 ここで暫時休憩とします。
休	憩	午前9時33分
再	開	午前9時33分
議	長	会議を再開いたします。
議	長	日程第 6 第3号議案 平成29年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第 7 第4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 8 第5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 9 第6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第10 第7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第11 第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第12 第9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定について 以上、第3号議案から第9号議案までの決算7議案について一括審議としたいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。決算7議案については一括議題とし、本7議案について提案説明を求めます。
町	長	それでは、第3号議案から第9号議案までの平成29年度各会計決算認定議案7議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。 平成29年度一般会計を初め7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い過日監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。 また、会計年度における主な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書及び行政評価書を提出いたしますので、あわせてごらんいただきたいと思います。 なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき、認定をいただきますようお願い申し上げます。

初めに、平成 29 年度、安倍内閣は、世界の真ん中で輝く国づくり、力強く成長し続ける国づくり、安全・安心の国づくり、一億総活躍の国づくり、子どもたちが夢に向かって頑張れる国づくりを掲げ、新たな国づくりを目指した国政運営がなされてまいりました。一方、国難とも言うべき事態として憂慮されている少子高齢化問題を初め財政問題、憲法問題、原発問題、経済・雇用問題といった国内に山積する諸課題はもとより、国際社会においても外交問題などの諸課題が山積しているところでもあります。また、経済では、希望を生み出す強い経済を掲げる中にあって、内閣府の直近の月例経済報告によれば「景気は緩やかに回復している。」とされておりますが、通商問題の動向、海外経済の不確実性、金融市場の変動の影響や全国各地で多発している災害が経済全体に影響を及ぼしており、地方においては依然として賃金上昇の指標も鈍く、景気回復を実感するまでに至っていないのが実態であります。国や地方を取り巻く状況は、常に目まぐるしく変化しており、今後も今まで以上に政治や経済の動向、社会情勢に注視する必要があると考えております。

こうした中、当町では、町の第 5 次総合計画後期基本計画の 2 年目として風通しのいい行政へチャレンジする予算、儲かる飯島町へチャレンジする予算、田舎暮らしランキング日本一へチャレンジする予算の 3 つの重点目標を軸に行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には、厳しい財政状況のもとではありましたが、一般会計初め特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づきおおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会を初め住民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は、総額でおよそ 81 億 8,900 万円となり、平成 28 年度と比べましておよそ 1 億 5,000 万円減少いたしました。これは、国民健康保険特別会計がおよそ 2,700 万円、介護保険特別会計がおよそ 3,100 万円増加したものの、一般会計がおよそ 2 億 1,500 万円減少したことが大きな要因であります。

それでは、まず第 3 号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額はおよそ 52 億 3,700 万円、歳出総額はおよそ 48 億 9,100 万円となり、前年度に比べまして歳入で 2.9%、歳出で 4.2%、それぞれ減額となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰り越しを除いた実質収支はおよそ 2 億 7,000 万円の黒字決算となりましたが、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ 200 万円の赤字決算となり、積立金や基金の取り崩し、起債の繰上償還など勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ 3,500 万円の黒字決算となっております。平成 29 年度は、町税、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金等が増加したものの、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入、町債等の減により収入が減となり、一方、歳出は飯島観光地域づくり拠点整備事業などのこれらを実施するものの、前年度までに実施した大型事業の完了により 5 年ぶりに前年度を下回る決算となりました。

それでは、歳入の主な内容であります。町税につきましては前年度比 0.5%の増額となりました。たばこ税以外の税目は増収となりましたが、特に固定資産税における家屋及び償却資産にかかわる増収が主な要因となっております。収納率につきましては、例

年同様、積極的な滞納整理に取り組んだ結果、町税全体で0.2ポイント好転いたしました。今後も納税意識の高揚を図りながら、より効果的な収納対策に努めてまいります。地方交付税にありましては、前年度に比べおよそ2,100万円、1.2%の減額となりました。町債につきましては、学校教育施設等整備事業債を活用した平成28年度の繰り越し事業である小中学校体育館・社会体育施設体育館天井等耐震補強工事等を進めたほか、臨時財政対策債が増額となりましたが、前年度に比べおよそ1億2,700万円の減となりました。当町の重要な財源であり依存度の高い地方交付税、臨時財政対策債は、全体的に減額となることが想定されます。今後の動向に注視し続けなければならない重要な課題であることは変わりありません。

次に歳出についてでございます。行政の効率化を図り、経常経費の削減に努めている中で、住民の皆様にも一部御負担をいただきながら予算の執行を行ってまいりました。各重点目標における主な取り組みについてでございます。まず、風通しのいい行政へのチャレンジとしまして、平成28年度からの繰り越し事業である小中学校体育館、社会体育施設体育館、全6館における天井等耐震補強工事の実施を初め、同報系防災無線の子局新設や町の地域防災計画の改定などを行い、安心・安全なまちづくりを進めてまいりました。また、子育て支援の強化として子育て支援相談員や母子保健コーディネーターの配置による子ども子育て支援事業の拡充と子育て支援センターの業務の拡充、充実、保育サポーターの増員による子ども支援事業の充実、飯島小学校における信州型コミュニティ・スクールの導入など、従前の取り組みに厚みを持たせた各種事業の推進を進めてまいりました。儲かる飯島町のチャレンジとしまして観光基本計画の策定やアウトドアフィールド事業調査を進めるとともに、国の地方創生拠点整備交付金を活用し千人塚公園に飯島観光地域づくり拠点施設の建設や坊主平観光トイレへ安定給水をするための給水管布設工事を実施いたしました。また、発足2年目となる飯島町営業部では、自然、文化、食、花、アウトドアの5つの部会において地域資源の掘り起こしと各種事業の展開を進めたほか、インターネット販売事業の本格実施に移行しました。そのほか、環境共生米越百黄金のブランド化や学校給食への提供による地産地消の推進、新規就農者の増加に伴う青年就農給付金の拡充や地域おこし協力隊委員による後継者育成などを進めました。田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジといたしまして長野県地域元気づくり支援金や地域活性化センター助成金を活用したお試し居住トレーラーハウス施策の充実やママカフェ事業の試行といった定住促進施策の充実、また、結婚による定住促進としてオリジナル婚姻届の作成などを進めてまいりました。生活基盤に密着したインフラ整備としましては、各町道の改良補修を初め、広域農道の歩道整備、長寿命化対策に向けて事業を進めてまいりました。特に、国、県及び関係機関の皆様に御尽力いただく中で平成9年度より取り組んでまいりました国道153号伊南バイパスは、全線開通に向けた橋梁工事が進められ、今年度全線開通の運びとなりました。全体事業費でおよそ400億円が投資され、いよいよ竣工を迎えるに当たり、伊南地域の安心・安全の増強と地域経済の発展に期待するところであります。そのほか、中田切川、与田切川を初めとする河川の治水・砂防事業なども計画的に進められているほか、林道整備や農業用水路

改修など農林業の生産基盤の整備も進めてまいりました。なお、地域福祉基金とふるさと飯島応援基金を活用した地域福祉センター石楠花苑駐車場造成工事は、用地取得はしたものの、年度内の事業完了が不可能であったため、およそ7,200万円につきまして平成30年度への繰り越し事業といたしました。こうした多くの事業を実施する中で、硬化化する財政の体質改善策としまして平成19年度から実施しております起債の繰上償還を平成29年度におきましては一般会計及び農業集落排水事業においておよそ7,300万円実施いたしました。減債基金につきましては、起債の繰上償還に充当するため繰り入れを行ったものの、およそ1億1,000万円の積み立てを行うことで基金残高を確保することができました。財政調整基金については利子分のみの積み立てとなりましたが、行財政改革プランに定める10億円を維持しております。また、公共施設等整備基金にもおよそ5,000万円の積み立てを行いました。飯島町公共施設等総合管理計画及び公共施設の老朽化に伴う今後の維持管理費の増などを踏まえ、今後もできる限り基金の積み立てを行う必要があると考えております。そのほか、高度情報化基金におよそ1,500万円の積み立てを行ったところであります。

次に、当町の財政状況についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、平成29年度におきましても国が示しました一定の基準は越えておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため、昨年同様、数字にはあらわれませんでした。実質公債費比率は0.2ポイント低下し8.1%、また将来負担比率は9.7%増加し59.3%となりました。そのほかの主な財政指標については、財政力指数が0.41と前年度と比べ0.01ポイント改善いたしました。経常収支比率につきましては、人件費、維持補修費、扶助費、繰越金に充当した一般財源の額が増加したこと、また地方交付税などの減額により一般財源の歳入そのものが減額したことにより前年度に比べ0.2ポイント増加し76.4%となりました。

このように基金の積み立てや起債の繰上償還の実施、その他経常経費の削減などの取り組みを行ってまいりましたが、今後は、これまでに実施してまいりました大型事業の起債の償還が始まることや地方創生の関連事業を初めとする新規事業への取り組み、道路、橋梁などのインフラ施設を含む各種公共施設の維持補修経費、一部事務組合などの外部団体への負担金など、負担増の要因もありますので、さらに細心の注意を払って行財政運営を行う必要があると考えております。

次に、第4号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について御説明申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ5,200万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入では、前年度に比べおよそ1,100万円、1%の増額となりました。県支出金、国庫支出金、共同事業交付金、繰越金などは増額となりましたが、国保税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金などが減額となっております。歳出につきましては、前年度比およそ2,700万円、2.5%の増額となりました。保険給付費が前年度と比べおよそ1,300万円、2.1%の増、諸支出金の国庫支出金償還金等がおよそ1,400万円増となったことが大きく影響をしております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に

努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に、第5号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ280万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、保険料の増などにより昨年度より810万円ほどの増額決算となっています。歳出総額は、前年度に比べおよそ800万円、6.7%の増額となっています。なお、保険料の収納率につきましては、高い収納率を維持しており、対象の皆様の御理解、御協力に感謝申し上げます。

次に、第6号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,300万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、前年度に比べ2,500万円、2.4%の増となりました。介護保険料につきましては、およそ300万円の増加となっております。また、保険料の収納率は99%であり、ほぼ横ばいで推移しております。歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ3,100万円、3%の増加となりました。この増額の理由としましては、主に保険給付費の増加分であります。今後も引き続き適正な会計運営に努力してまいります。

次に、第7号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,600万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。管渠工事は終了し、現在、維持管理業務、これが中心の形態となっておりますが、つなぎ込み率の向上を目指し、安定した料金収入を確保するとともに、健全な運営を目指してまいります。

次に、第8号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,600万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。現在、公共下水道事業と同じく維持管理業務中心の形態となっております。今後ともつなぎ込みにより普及を図り料金収入を確保するとともに、健全な運営を目指してまいります。

最後に、第9号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。平成29年度も断水まで至る大きな災害や取水停止もなく、安全給水を行うことができました。主な事業としましては、配水管布設がえ工事を3件、約860メートル行ったほか、日曽利深井戸のポンプ更新などを実施いたしました。業務面におきましては、給水件数は前年度に比べ14件の増加、有収水量は91万2,000立方メートルと前年度からほぼ横ばいであったものの、有収率は配水管布設がえ工事により前年度比5%の増の77.6%となり、大幅に改善されました。単年度の収支はおよそ1,500万円の黒字決算となりました。この結果、前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金はおおよそ1億4,600万円となりました。今後も安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上、第3号議案から第9号議案まで平成29年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。

今後の地方行財政を取り巻く情勢は、今まで以上に厳しいものがあると思われます。公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰出金等の増大も想定される中、細心の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ、第5次総合計画に掲げた「人と緑輝く ふれあい

のまち」づくりを目指して、住民の皆様とともに、この町に暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる豊かな町になりますよう、引き続き風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを進めてまいりたいと考えております。今後とも行財政運営につきましては議員各位の一層の御協力をお願い申し上げますとともに、本決算につきまして、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

会計管理者

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 55 分といたします。休憩。

休 憩

午前 10 時 37 分

再 開

午前 10 時 55 分

議 長

会議を再開いたします。

代表監査委員

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。羽生代表監査委員、お願いをいたします。

それでは決算審査報告をさせていただきます。

まず初めに、平成 29 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について御報告いたします。お手元の審査意見書を御用意いただきたいと思います。1 ページでございます。

平成 29 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査対象

(1) 各会計決算

平成 29 年度飯島町一般会計歳入歳出決算

平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会歳入歳出決算

平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成 29 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算

平成 29 年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成 29 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

(2) 附属書類

平成 29 年度飯島町各会計歳入歳出決算事項別明細書

平成 29 年度飯島町各会計実質収支に関する調書

平成 29 年度飯島町各会計財産に関する調書

(3) 基金運用状況

平成 29 年度飯島町各基金運用状況調書

2 審査期間でございますが、ことしの 7 月 30 日から 8 月 3 日の 5 日間行いました。私と竹沢委員と 2 人で行いました。

3 審査の方法でございます。

平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実績収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、計数の確認と、あわせて予算執行は適正かつ効果的か、財政運営及び資金収支は健全かつ効率的か及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施いたしました。さらには、既に実施した毎月行っております例月出納検査の状況も参考にして検査を行いました。

なお、実施した事業内容等については、行政報告書等により職員から説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行いました。

2 ページでございます。

第2 審査の結果

審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実績収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠しており、その計数は誤りのないものと認められた。予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認められた。

また、各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認められた。

以上でございます。

第3 総括的意見

平成 29 年度は、底がたい内外需を背景に景気回復が持続したが、給与などの個人所得は緩慢な上昇程度、消費も緩慢な回復と言われる経済状況の中、地方経済も同様に緩慢な景気回復が続いた。当地域は、大きな災害、大雪などの被害も少なく、総じて穏やかな一年だった。

こうした状況の中、平成 29 年度の当町は、前年同様に安定した住民サービスと、厳しい財政状況の中ではあるが積極的なさまざまな取り組みが行われ、これを担う町長以下町職員の真摯な取り組みを強く感じたわけでございます。

また、念願であった飯島中央クリニックが5月に診療を開始した。薬局が併設され、さらには精神科が近くに開業予定となった。なお、飯島町地域福祉センター石楠花苑の駐車場工事も始まるなど、29 年度は穏やかではあるが町役場が町の中核となる開発が進んだ。急がれていた体育館天井等耐震補強工事も進み、あわせてリニューアルしたことから設備の充実が図られ、今後の利用者増が見込まれる。

千人塚公園内に観光拠点となる管理棟が完成し、全体の景観も含めて、より利用しやすい魅力ある公園となった。

以上のような当町の事業状況の中、今回の平成 29 年度決算審査については、充実しつつある飯島町の姿と、これを効率的に運営し、さらに発展させていく行政の力の必要性を改めて強く感じた次第でございます。

事業内容については、平成 29 年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査しました。なお、行政評価書においては、年度を通して事業目的の取

り組みがわかりやすくなるよう改善が図られており、引き続き取り組み事項のハードルを上げ、さらなる積極的な事務取り組みと成果を期待するものでございます。

財政状況について、町税等は若干であるが前年比で増加した。人口減などの要因により地方交付税が減額となるなど、歳入総額、歳出総額ともに前年度を下回る決算規模となった。

公共団体の財政力を示す財政力指数は前年の0.40から0.01ポイント上回る0.41となり、また財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年の76.2%から76.4%へと0.2ポイント増加し、いずれも大きな変動はなく推移している。

実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標である実質公債費比率も積極的な公債の繰上償還により8.1%と、前年度8.3%に続いて安定した状況となっている。

それぞれの会計の収支状況について、一般会計においては、各種補助金等を積極的にかつ適切に活用し、予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては、それぞれの会計において黒字の結果であることを確認いたしました。

次に、財政調整基金については前年度とほぼ同額、減債基金については前年度比15.7%の増加額であり、いずれも財政環境の変化への対応等の確保はなされていると考えます。

これらの結果は、平成21年度から改善した数年来の基準を維持しており、今後の経済情勢の好転による税収増等により、さらなる改善の方向に向かうことを期待するところでございます。

続いて、財政運営に当たって、税収等に関しては、収納率が町税98.4%、国民健康保険税91.9%と高いレベルを維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の成果が前事務年度に引き続き認められる。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努められたい。

次に歳出でございますが、歳出について、予算規模が小さくなったということをどう捉えるか、どう考えるかということを平成29年度の歳出から検討されたい。

平成28年度までの大規模事業の終了等もあり歳出規模が縮小傾向ということではあるが、今後も縮小が続くようであれば歳出額に見合った職員規模の検討が必要になってくることから、いかに効率よく職員に仕事をしてもらうかという検討が必要になってくると考える。財布が小さくなったら職員も減額になるのかなという監査の感じでございます。

また、土地開発公社の存続、まちづくりセンターいいじまのあり方、文化館を中心とした施設の運営経費などについて平成29年度の取り組みを確認したところ、一部について改善されたものの、全体としての方向づけと具体的な計画の策定などの取り組みが結果として図られていない。これについては早急な対応を要望する。

あわせて、文化館などの公共施設のさらなる活用に取り組みつつ費用対効果の検討を継続して行うなど、効率的な予算の使用に取り組み、経費の削減を図るように努められたい。

もう一点、町所有公共施設の維持管理費の支出が固定化しており、与田切公園の状況

では、オートキャンプ場の利用者は96%が町外者、日帰りのかまど、かまどは70%ほどが町外者の利用となっている。町は、これらの維持管理に支出していることから、相当な額を支出しているわけですから、町民への利益還元が大きくなるよう、町民利用の無償化など、町民と町外者とを区別することを積極的に検討されたい。

めくっていただいて4ページでございます。

最後に、事業の大小にかかわらず事業目標を持ち、これを達成するための計画を立案し、積極的に事業に取り組んでいただきたい。そして、5年後10年後には取り組んだ事業の成果として目標達成を確認していただきたい。

また、個々の取り組みにおいては、状況の変化に即した対応、良好な費用対効果が求められることから、これらの事項についての検討と実施を迅速に行うことが職員に求められる。計画が場当たりのなものであれば、結局無駄な事業となってしまう。

申し上げるまでもないが、町民9,500人の町の状況を冷静に分析して、今後における事業の展開を図っていただきたい。

以上でございます。

5ページ以下の決算の概要につきましては、先ほどから町長さん、町職員から御説明をさせていただいておりますので、後でござんいただくということで、御説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして、平成29年度飯島町水道事業会計決算審査について御報告いたします。(現物掲示) この意見書がお手元にお配りされていると思いますので、御用意いただきたいと思います。

1ページでございます。

平成29年度飯島町水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度飯島町水道事業会計

第2 審査の期日

平成30年6月21日、ことしの6月21日に実施いたしました。

第3 審査の方法

町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が平成29年度における水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証いたしました。

また、年度内の事業全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。

第4 審査の結果

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、計数に誤りなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認められた。

また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。

第5 総括的意見

水道水の安定供給という重要な事業を担って平成 29 年度も断水に至る大きな災害や自然災害による取水停止はなく、年度内の安定供給ができたことは評価に値する。

給水人口の減少、給水件数の若干の増加等、利用状況が変化する中で、給水量は前年と同量、収入総額は 138 万円増と前年とほぼ同様の利用状況であった。一方、有収率は 77.6%と前年比 5%増と良好な状況を確保したことは評価に値する。

今後は、平成 23 年度策定の水道ビジョンに掲げた目標有収率 82.4%を目指して積極的に事業に取り組まれない。

耐用年数越えの水道管の改修に効率的に取り組んだ結果、上記のとおり有収率の向上を図っており、さらに水道管改修の加速を進めることが必要である。

また、当年度の純利益は 1,514 万円、前年度より 63 万 8,000 円の増となり、未処分利益剰余金は 1 億 4,649 万 9,000 円と安定した経営状況が続いている。しかし、現況は水道管や建物等の更新に資金が必要であり、加えて企業債の元利償還と多額の資金を必要としている。

一方、企業債の状況を見ると 4%台の借入償還が進みつつあり、近年の借入利率は 1%を下回っているわけでございます。低利の新規借入れを検討して耐用年数越えの水道管の更新や老朽化している建物の更新を具体的に検討する時期に来ているのではないかと考える。

また、経営状況が黒字で安定していることから、近隣市町村と比較して高額な水道料金の引き下げを検討する時期に来ているのではないかと。議員さんからそういう御質問があるのを私もお聞きしておりますので、下げられるものなら下げたらどうかというふうに感じたわけでございます。

2 ページ以下につきましては、先ほどと同じ、決算説明と重複いたしますので省略させていただきます、見ていただければというふうに思います。

続きまして、最後でございます。平成 29 年度の飯島町財政健全化及び経営健全化審査について御報告させていただきます。(現物揭示) この意見書を御用意いただきたいと思っております。

1 ページからでございます。

平成 29 年度飯島町財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。

第 2 審査の期日は、ことしの 8 月 10 日でございます。

第 3 審査の方法

審査に付された平成 29 年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認

められる審査を行いました。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付されたものにつきましては、この下の下表のとおり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成 29 年度の一般会計の実質収支額は 2 億 7,395 万 3,000 円の黒字であり、良好な状態にあると認められました。

めくっていただいて 2 ページでございます。

(2) 連結実質赤字比率について

平成 29 年度の全会計を対象とした実質収支額は 3 億 7,427 万 2,000 円の黒字であり、良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率について

平成 29 年度の実質公債費比率は、起債の繰上償還や起債の借り入れが償還額を下回ったことにより 0.2 ポイント減少し 8.1%で、早期健全化基準 25%を下回る水準にある。

地方債許可団体移行水準である 18%を超えないように、引き続き繰上償還等の適切な措置が求められる。

(4) 将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は 59.3%で、早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態にある。

3 是正改善を要する事項

これにつきましては、指摘すべき事項はないということでございます。

3 ページにまいります。

平成 29 年度飯島町水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成 29 年度飯島町水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。

第2 審査の期日は、ことしの 8 月 10 日でございます。

第3 審査の方法

審査に付された平成 29 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を行いました。

第4 審査の結果でございます。

1 総合意見

審査に付されたものにつきましては、下の表のとおりでございます。資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。

2 個別意見

決算審査意見書に記載した水道事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は337.3%となる。

平成29年度の水道事業会計は、資金不足となっていないことは明らかであるということを確認しました。

当然、3番でございますが、指摘すべき事項は特にないということを御報告させていただきます。

以上、決算報告を終わりましたので、議員の皆様にご報告させていただきました。

議長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項につきましては、監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番

中村議員

監査委員にお伺いいたします。将来負担比率が前年49.6%から10%上昇し59.3%と増加しています。近隣の自治体では0%があったり、また当町以上のところもあります。監査委員は、国の定めた基準を下回っており健全な状況であるとありますが、確かに値はかなり低いので、それはそのとおりであるというふうに思うわけですが、この将来負担比率が高い低いによって、定住とか、住民が多く感じるの、将来負担比率の低いところ高いところというのを各自治体の評価の中で評価をしているわけですが、監査委員は、飯島の今のこの状況の将来負担比率、または将来負担比率に対するお考えが伺えたらと思いますが、お願いいたします。

代表監査委員

まず初めにお答えしたいのは、私が今の御質問は答えすることではないんじゃないかと思うんですね。要するに、私は、今、議員がおっしゃられたとおり、特に問題はないというふうに議員や町長さんにも御報告したわけでございまして、それがいいのか悪いのかということは、まさしく議員の皆様がお考えになることじゃないですか。私では——私が意見を申し上げることではないと思います。私、個人的にはありますけれども、この場で私が申し上げることではなくて、むしろ議員さんが、それがいいのか悪いのか、もっと言えば、財布を大きくしたほうがいいのか小さくしたほうがいいのかということをお考えになって、それを早急に実施されるべきだというふうに私は強く29年度の決算で感じたわけでございます。よろしいでしょうか。

議長

そのほかにもございませんか。——ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。

羽生代表監査委員委は、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩再開	午前 11 時 22 分 午前 11 時 23 分
議長	会議を再開いたします。これから平成 29 年度会計決算 7 議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
6 番 浜田議員	基金の状況についてのトータルなお考えについてお尋ねしたいと思います。行政報告書の 24 ページ、第 11 表に基金の状況というグラフがございます。数表もございます。これを見ますと、27 年度から基金の総額が毎年度おおむね 1 億円ぐらいつづ増えたと、こんな傾向が認められます。実際、過去の状況はこのグラフには出ていないわけですが、実は 23 年ぐらいいからずっと総額は 18 億円ぐらいいで推移してきました。またここに来て増えているということなんですけれども、これ、町長の御説明の中にもありましたように、大きな要素としては、公共施設等の整備基金、それから地域福祉基金が伸びの理由になっているということは理解できます。ただし、以前にもこの基金の、ある意味では、そのルールに対していかがなものかという状況が生じたことがありました。それは、財政調整基金、これが行財政改革プランの中で 7 億円というふうに定められていたにもかかわらず、それがずっと越えて増え続けたということで、逆に今はプランを見直して 10 億円ということで、それ以降、実は財調は 10 億円で水平飛行になっているわけです。今回は別の基金の積み増しということが行われているわけですが、これについては同じく行財政改革プランのようなきっちりとした目標があるのかどうかということと、それから、現実にはさまざまな行政需要があり、あるいは繰上償還等の手段もあるわけですが、その中で基金を積み上げていくということの考え方について、まず大きな計画があるのかという、それから、この増加は財政規模が水平になっている中で今後とも続くのか、この 2 点についてお尋ねします。
企画政策課長	ただいま基金の関係につきましてお尋ねをいただきました。基金の状況につきましては、決算書の 129 ページにその決算状況を書かせていただいております。目標につきましては、まず財政調整基金につきましては県等の指導によります標準財政規模の 3 割を一つの目標としております。それが 10 億円でございます、それを維持しているというものであります。そのほかの基金についての目標額の決まった額というのはございません。ただし、今後の公共施設の整備等について、現在、今この公共施設の基金については 4 億 5,000 万円程度でございます。今後の整備状況を踏まえても、まだまだ不足の状況でもあり、また減債基金、これ今 2 億 6,000 万円ですが、8 月末現在では、今 2 億 2,000 万円でございます。今、町としましては、一般会計、また特会も含めて繰上償還を進めていっております。年間 7,000 万円～1 億円を一つ目標にやっておりますけれども、これも、その数字からすれば 2 年・3 年分程度になっております。額は定まっておりますが、まだまだ十分な基金ではないという認識は持っております。ただし、基金に積み立てることだけでなく、喫緊する住民ニーズにも応えていかなければな

りませんので、そういったバランスも考慮する中で、今後の基金の積み立てを十分考えた上でやっていきたいと思っております。

議 長
11 番

ほかにありませんか。

中村議員

先ほど監査委員さんに御質問した内容ですけれども、監査委員さんのお答えする範囲でないということですので、町長にお伺いいたします。私は、将来負担比率がゼロがよいという考えではありません。将来の皆さんが負担していくべきものもあると思います。しかし、余り大きくなりますと、これから製造人口が減少する人口減の中で、大変負担が重くなつてはということを危惧するわけでありまして、今回は国の基準よりはるか下であるということで健全であるという判断をいただきました。しかし——しかしではないですね、町長、下平町長は、この将来負担比率というものをどういう範囲でどのようにお考えなのか、町長のお考えを伺いたいです。

町 長

先ほど監査委員さんからもお話しがありましたように、町の事業がアグレッシブに動いた場合には、当然その数字も悪くなる。今、比較的穏やかな状況なんですけれども、これが決して私はいいと思っていない。あるときは、多少数字のバランスが崩れることもあるだろうと、それを恐れることなく事業を展開することが大事で、しかし、片や繰上償還等も考えながら、両方のバランスをとりながら進んでいくことが大事だと思っています。今後、それこそ長寿命化の対策のお金が必要たり、新しい地方創生のお金が必要たり、それは状況を見ながら行政運営を行っていくことでございます。私たちは、この将来負担比率の数字をつくるために事業をやっているわけではございません。

議 長

ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。第 3 号議案から第 9 号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、本 7 議案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第 3 号議案から第 9 号議案までの決算 7 議案をこれに付託することに決定しました。

議 長

次に、

日程第 13 第 10 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 第 11 号議案 平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 第 12 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 第 13 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1

議 長
町 長

号)

日程第 17 第 14 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 18 第 15 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 1 号)

以上 6 議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、本 6 議案について提案理由の説明を求めます。

第 10 号議案から第 15 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず 10 号議案、平成 30 年度一般会計の補正予算 (第 2 号) について申し上げます。
予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 102 万 1,000
円を追加し、歳入歳出それぞれ 49 億 2,751 万 4,000 円とするものであります。今回の補
正につきましては、平成 29 年度の決算がまとまり繰越金が確定したことや普通地方交付
税の額が確定したことなどによる予算措置を行うものです。主な歳入の内容としまして
は、前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴いおよそ 3 億円の増額補正を計上い
たしました。主な歳出の内容としましては、今年度当初予算で掲げた未来につなぐ床固
め予算を踏まえ、特にインフラ整備に対する予算を拡充しました。過去 10 年間で最大規
模となる住民ニーズに即した全町的な道路維持補修及び町道改良事業へおよそ 4,900 万
円と大幅に増額対応するほか、この夏の猛暑の状況を踏まえ保育園の年少児室へのエア
コン設置を初めとする設置改修工事におよそ 880 万円、地元要望と県現地調査結果を踏
まえ農地耕作条件改善事業水路改修事業に 850 万円、今後の補正予算対応に備え予備費
におよそ 2,600 万円の増額補正を計上いたしました。また、将来を見据えた対応として
実質公債費比率の上昇を抑制し計画的な繰上償還に対応するため減債基金へ 1 億 5,000
万円、各種施設の維持管理費の増加への対応や長寿命化対策への備えとして当初予算に
計上した公共施設等整備基金の繰入金金を 3,000 万円減額するとともに、さらに 1,000 万
円を積み立てるよう予算計上しました。そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費
を計上したところでございます。

続きまして第 11 号議案、平成 30 年度国民健康保険特別会計の補正予算 (第 1 号) に
ついて提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額
に歳入歳出それぞれ 5,218 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 8,663 万 2,000 円とす
るものであります。今回の補正につきましては、平成 29 年度決算額が確定したことによ
り関係項目を補正するものであります。歳入では繰越金を 5,218 万円増額計上いたしま
した。歳出では、諸支出金としまして退職者医療療養給付費等償還金におよそ 440 万円、
過年度療養給付費負担金精算金におよそ 1,240 万円、総務費として国保制度改正に伴う
コクホ・ライン／調交システム業務委託におよそ 30 万円、予備費におよそ 3,500 万円を
それぞれ増額するものであります。

続きまして、12 号議案、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 1 号)

について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 183 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 4,823 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 29 年度決算額が確定したことにより後期高齢者医療広域連合に納付するために必要な補正を行うものです。歳入では繰越金 183 万 4,000 円を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金に同額を増額するものであります。

続きまして、13 号議案、平成 30 年度介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,541 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 1,466 万 3,000 円とするものであります。主な歳入につきましては、地域支援事業交付金にかかわる国庫支出金、県支出金、一般会計からの繰入金を増額するとともに、平成 29 年度決算の確定に伴い支払基金交付金 127 万 9,000 円、繰越金 1,310 万円をそれぞれ増額するものであります。主な支出の内容につきましては、地域支援事業費において社会保障充実事業におよそ 110 万円、諸支出金として国庫支出金等過年度分返還金費におよそ 1,030 万円を増額し、差額は予備費を増額するものであります。

続きまして、第 14 号議案、平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,291 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 4,646 万 8,000 円とするものであります。歳入では平成 29 年度決算の確定に伴い繰越金 1,291 万 8,000 円を計上し、歳出では予備費に同額を増額するものであります。

続きまして、第 15 号議案、平成 30 年度飯島町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,278 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 4,468 万 6,000 円とするものであります。歳入では平成 29 年度決算の確定に伴い繰越金 1,278 万 3,000 円を計上し、歳出では予備費に同額を増額するものであります。

その他細部につきましては、第 10 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 11 号議案から 15 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長

（補足説明）

総務課長

（補足説明）

企画政策課長

（補足説明）

住民税務課長

（補足説明）

健康福祉課長

（補足説明）

産業振興課長

（補足説明）

建設水道課長

（補足説明）

地域創造課長

（補足説明）

教育次長

（補足説明）

議長

提案理由の説明がありました。ここで質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは

		総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑ありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいします。第 10 号議案から第 15 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 10 号議案から第 15 号議案までの予算 6 議案を付託し審議することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後 0 時 1 6 分

平成30年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

三浦寿美子 議員

折山 誠 議員

坂本 紀子 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年9月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。なお、小学生から傍聴の申し出があり、傍聴規則により議長から許可しましたので、お伝えします。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいります。私は、今回、大きく業務継続計画、ビジネス・コンティニューイティ・プラン、BCP、これについて3つに分けてお尋ねいたします。内容の一部は、ことし、この8月の全員協議会で説明をいただいておりますけれども、町民の皆さんにもお知らせするという意味も含めてお尋ねをするものでございます。本件につきまして以前より同僚議員から鋭い御指摘があったところでございます。それらの御答弁の中で、本年度、平成30年度に行政一般の事務についてもBCPを作成すると、策定するということをお答えになっておられます。そこで、総務産業委員会では、本年度の重点項目の一つといたしまして調査、研修を進めてきたところでございます。委員会におきまして、7月の末なんです、先進地であります静岡県浜松市、それから富士市を訪問して研修を行ってまいりました。 1-1に入ります。業務継続計画って何だろうっていうことなんです、地域防災計画の中に災害対応マニュアルっていうものがあるわけなんです、これらを補完して、また相まって、自治体自身が被災した場合、途切れない行政運営がいかにかというものを策定するというものでございます。従来の計画は、どうも見ますと、行政の施設も首長以下職員の皆さんも被害に遭わないような、そんなような想定になっているということで、ところが、東日本大震災、それから熊本の地震等で、やっぱり行政も被害をこうむって大変に混乱したということから業務継続計画の重要性っていうのが浮き彫りにされてきたというところでございます。そこで総務省は、市町村のための業務継続計画、これは27年の5月、また、ことしには市町村のための水害対応の手引きというような、こんなようなものを出して、災害時に行政みずからも被災して、人、物、情報等、利用できる資源を制約ある中で優先的に実行していく、実施してく業務、これを非常時優先業務と言っているようですが、これを特定するとともに、業務の執行体制や対応の手順、それから継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるということで、総務省からも全ての自治体に通達が出ているということでございます。当町も南海・東海地震、いつ起きてもおかしくないと言われておりまして、もう本当にきょう起きてもおか

しくないわけでございます。先だって、9月6日の日なんです、北海道の胆振東部地震が起きまして、ここも前ぶれが出ていなかったということでございまして、住民の皆さんは非常に困惑したと、多くの山崩れが起きて多数の方が人命を落とされたという大変痛ましい地震災害になったわけでございます。市民生活にも大変支障を来しているところなんです、住宅も大分被害を受けまして、ところが、もう次の日から札幌市などの市役所は、いち早く被害住宅の応急危険度調査っていうんですか、危険度判定っていうんですか、それに出ているということでございまして、素早い対応がされているなあというふうに私は見たところでございます。また近年、各地で豪雨災害っていうのがありまして、これも他人事じゃありません。町長も開会のあいさつのときにお話しされましたけれども、8月16日の与田切川・中田切川上流のゲリラ豪雨によりまして、特に中田切川で農業用の水路の取り入れ口が全部ふさがれてしまうというような事故も起きました。それから、JRの鉄橋の下で堤防が大分削れて崩壊寸前いうところまでいったということでございます。また、それにつきましても、上流のほうでは流木どめっていうのが非常に効果を発揮して、そこで流木をとめて災害を最小限に防ぐような対応がされたということで、これはよかったなあというふうに思うところですが、災害の一手前というところまで降る可能性はあるということでございますので、ぜひとも町も対応が必要だなあというふうに思うところです。また、町には避難所開設っていうのもちゅうちょなく開設されていることが何回かございました。しかし、その開設もスムーズな開設と運営ができなかったというような反省も出ているようでございます。この辺は運営マニュアルも必要なんだなあというふうに思います。なぜか下水道に関しては業務継続計画があるんですね、いち早く。ここのところがよくわからないんですが、私は上水道のほうを先にしてほしいなあというふうにもちょっと思ったところなんです、業務継続計画は地域防災計画を補完して早急に整備されることが望ましいだろうというふうに思います。国からも県からも早急に進めるようにというお話が来ていると思いますが、町は緊急性っていうことについてはどのように考えておられるのか、お答えをいただきます。

町 長 おはようございます。一般質問のトップバッターの久保島議員の質問に答えてまいりたいと思います。業務継続計画は、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、災害時優先業務というんですけれども、これを特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などなどをあらかじめ定めるものであります。大規模災害発生時に適切に業務を執行するための重要な計画であると認識しております。町としても今年度中に策定してまいりたいと考えております。また、その際、総務産業委員会の皆さん方も既に研究に入っておられるということでございます。それぞれのお知恵を拝借しながら、よりよいものに早急に、これはつくっていかなければならないと考えておるところでございます。

総務課長 議員さん、久保島議員の質問の中にもございましたけれども、平成27年の5月に内閣府から市町村のための業務継続計画作成ガイドというものが発出されておりまして、国、

県から、その策定につきましては働きかけがあったところでございます。町といたしましては、平成 29 年度に地域防災計画の改定作業を優先的に行ったという形でございまして、今年度になりまして業務継続計画の策定作業のほうに着手をしたところでございます。29 年度までには県が開催しております業務継続計画作成のための職員研修会にもそれぞれ担当職員が参加いたしまして、担当係では研究を進めてきてまいっておるところでございます。

久保島議員

町長も課長のほうからも早急にやるべきだという話をいただきました。

総務省のモデルがありますので、コピペっていうんですか、コピーしてぺっと張りつけるということができればすぐにでもできると思いますけれども、それだとなかなか当町に合って機能しない可能性もあるんじゃないかなあというふうに思っています。この夏の西日本豪雨ですか、豪雨災害、これでも業務継続計画のあった市が立ち往生してしまったという例があったようでございます。機能不全になってしまったということで、浜松市の防災担当幹が応援に出かけたという例があるようでございます。やっぱり、一応形だけのものはつくったけれども、実際に災害が起きてみたら、災害担当する者は実際に危機管理係の 3 人しかいなかったという話になっちゃうと、全く機能しないということになるわけでございます。総務省のものをそっくりまねるのではなくて、やっぱり大事なものは、各課、各係、各担当がしっかり認識の共有をして、自分はそのときにどうするんだという動きがちゃんとわかっているということが大事だというお話をされておりました。というのもということで、その担当幹は、町全体が被災してしまったというときにはいいんだけど、そうじゃないとき、町の一部が被害をこうむったというときには、ほかの方々はまだ通常の生活が始まっちゃうわけですので、一般の業務、住民票の手続だったり福祉関係の手続だったり、来ってしまうわけです。だけでも、そこを、担当者は自分の仕事ですし、やりたいし、やってあげたいもんですから、やっちゃっていると、そこを優先してやっちゃうと、今度は災害対応のほうがいまいかないということが発生したということでございます。それが積み重なっていくと、やっぱりおくれおくれになっていくと、2 次被害が出てくるということもあると、それを防ぐには、先ほども申しましたが、各課、係、各担当が災害発生時に時系列的に取り組む業務事項をもっと細かく決めて、優先されるものをちゃんと話し合っておくべきだと、ここのところは我慢しましょうと、ここはちょっと先にやらせてくださいとかいうのがないと、やっぱり自分の仕事っていうのは優先的に上げていってしまうっていうことはあり得ると思うんです。それは人間ですから、当然そういうことはあるだろうと。やっぱり全職員で調整が必要だなというふうに思うところです。緊急性っていうのは私も思うところでございます。なるべく早くと思いますけれども、やっぱり職員全員の十分な意思疎通が図られて、災害時に有効的に運用できるというものじゃなきゃいけないなあというふうに思っているんですね。それで、地域防災減災、危機管理に精通した人が軸になってじっくりと練り上げていくということが必要なと思います。この浜松の場合も富士市の場合も 1 年以上かかったというふうにお話を聞いています。やっぱり各担当の話を聞きながら調整していくっていうことになる、やっぱりそのくらいかかるのかなあというふ

うに思います。その点で、急ぐことはわかるんだけど、その辺の対応について、私のちょっと言い方であれなんです、有効性と緊急性というバランスっていうのはどう考えていらっしゃるのかなっていうところをちょっとお伺いしたいと思います。

総務課長

業務継続計画につきましては、先ほど申し上げました市町村のための業務継続計画ガイドラインを参考に、特に進めるべき重要な要素を中心に策定してまいりたいというふうに考えてございます。このガイドラインに基づきまして業務継続計画がそれぞれ各市町村におきまして作成をしてございます。こういった部分、特に町に規模等が似ておりますところの業務継続計画を参考いたしまして、町に合った業務継続計画を、町の実情を反映いたしました業務継続計画を職員が理解しやすいものに作成をしていきたいと考えております。ただ、やはり災害が起きたときににつきもさっちもいかない状況は、やはり困るということでございます。本年度中には、まず策定をいたしまして、その後、定期的、継続的に見直し、更新を行いながら実効性を求める、また高める、また時代の変化に対応できるものとしていきたいと考えております。とりあえずたたき台というものを早急にまとめまして、その中でまた各課、係との調整を行いながらまとめてまいりたいと思っております。

久保島議員

そのたたき台の話は、またちょっと後でしますけれども、1-3に入ります。災害時の予算っていうのは、各年度とも各事業コードで1,000円っていうのが計上されています。よく行政用語でいう「かぶた」っていうやつですね。なんですが、この夏の西日本豪雨で被害を受けた自治体の職員が実際に応援に行った人に話したそうでございます。「心配なことがある。」と、「必要な物があるんだけど、実際に国からお金が出るんでしょうかねえ。」と、「もし補助がなかったらどうしたらいいんでしょうかねえ。議会にはどういうふうに対応していったらいいんでしょうかねえ。」という話があって、「そんなことを言っていると2次被害が広がりますよ。」っていうことで早急にやらせたというんですね。お金のこともやっぱり心配なんですよね、担当者としてみれば。ここの決断、「これ、すぐやれ。」っていう決断力と権限というのがやっぱり与えられていないといけないうのかなというふうに思います。また、議会とも関係が良好でないと、良好性がないと、どうもうまいかない、ぎくしゃくするということもあるようでございます。これでは被災者に必要な物が必要なときに届かないということになりまして、2次被害等が起こるっていうことになります。国の補助がなくても実際にやるんだよというような決断ができると、激甚災害に指定されれば当然出るわけでございますけれども、そうでなくても災害対応できる予算措置の執行の決断っていうのが必要だというふうに思います。この辺、私も議会と町との取り決めというんですか、専決処分の上限というのがありますけれども、それは災害時には多分外してあったと思うんですが、金額的なものとか詳細については確かまだ明記がなかったと思います。その辺も含めて、決断と財源、これはどうするのかと、また専決処分の見直し等について議会に申し入れ等があるのかどうか、その辺のことについてお伺いいたします。

町長

大規模災害時等、緊急時におけます予算対応につきましては、地方自治法第179条第1項において地方公共団体の長による専決処分が定められており、具体的には、地方公

共同体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を収集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときに、これらが該当するものでございます。この7月に発生いたしました西日本豪雨災害でも、既に報道されておりますように被災した県や市町村において緊急対応が必要なため専決処分がなされており、当町におきましても、こうした非常事態の際には緊急予算の執行決断と専決処分を速やかに進めてまいりたいと考えております。なお、専決処分まで至らない災害対応につきましては、従前どおり、その都度、補正予算の議会議決による対応、予備費充用による対応をしてまいりたいと思っております。この専決処分の額等についても、また皆様方議会と調整してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

久保島議員

そうしますと、財源としては予備費のほうを充てるということで、とりあえず動いていくということではよろしいわけですね。

それで、議会のほうも、当然その専決処分がされるべき状態にあるというときには、それは当然いいだろうというふうに思いますし、緊急性がある場合には議員の招集っていうのもあってもいいかなというふうに思っています。議員が半分以上集まれば議会開催できるわけですので、その辺も含めて、そうすればもっと、何ですかね、簡易的っていうのか、できるのかなあというふうに思います。

それでは2-1に入ってまいりたいと思います。業務継続計画は、先ほど課長の説明でもありましたように、総務課の庶務係で策定する方向で進められていると、8月の全協でもお話がございました。今までに研修会等に参加してきたという実績も考慮して、それは当然いいだろうなあというふうに思うんですが、確か今まで、去年までの危機管理係ですと正規職員2人、臨時職員1人という中で、非常備消防だったり消防施設だったり交通安全だったり防犯だったり、防災も含めて非常に多忙であるということは、これはもう誰も認めるところでございます。ちょうど課長も以前には危機管理係長をやられて、実際に当たっていたわけですので、その多忙さっていうのはわかっていらっしゃるというふうに思いますけれども、そこで、防災計画の見直しも非常に時間がかかってしまったということもありますので、そのところで業務継続計画を持っていってというのは非常に厳しいなあというふうに私も思います。ことしから防災専門幹というのが採用されて、嘱託1名が、この方は常備消防の経験もあって、非常に適切な人物だなあと思って安心したところなんです、私の期待していた業務継続計画の担当ではなくて、防災訓練だとか防災のしおりだとか運営マニュアルの担当ということになっています。総務産業委員会でも視察した浜松市、富士市でも、双方とも防災専門幹をちゃんと置いて、そこが1年以上かけてやってきたということでございまして、各係との折衝を重ねていくということになると、全職員が運営も認識して共有するというところになると、非常に調整が難しかったという話を聞いております。そこで指導性を発揮するには、何を優先すべきかっていうことの確信を持って説き伏せられるような知識と見識が必要だなあというふうに思います。確かに研修を受けてきた庶務担当であれば、マニュアルに沿って、先ほど課長がおっしゃったようにガイドラインがあるので、とりあえずできるんだということでございます。難しいのは、各課と各係との調整なんだと思います。

けれども、それは片手間でできるもんじゃないというふうに思います。時間を要しますし、負担も結構かかるだろうと、庶務係にそんな余裕もないんじゃないかなあと、今も厳しい状況で仕事をしているっていうことがわかっていますので、余裕もないだろうなあというふうに思っているんですね。住民の安心・安全のためには、やっぱりここは、やっぱり相当の権限、それからまた独自性を持たせるということは必要じゃないかなあというふうに思っています。業務継続計画が今の防災幹にはちょっと無理だということであれば、新規の採用っていうのも考えてもいいかなあというふうに私は思うところですね。再確認をいたします。この計画の策定については、従来どおり進めていくのか、それとも、もう一度考え直して専門幹を入れるおつもりはないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長

町といたしましては、先ほどから申し上げております総務課の庶務係が主体となって策定作業を行うということで現在進めてきております。この4月からは総務課の危機管理係のほうに防災専門幹を任用いたしまして、アドバイスを受けるという形で進めてきております。また、総務課の係、危機管理係を初めまして文書情報係とも連携をいたしまして担当分野を割り振り、オール総務課でまず検討のたたき台となります素々案の作成作業を進めてきておるところでございます。非常時に優先して実施すべき業務、非常時優先業務につきましては、各課、係での業務に直接関係をいたしますので、各課、係におきまして時系列で実施すべき災害対応、業務につきましては、まず総務課のほうで整理、検討、作成をいたしまして、素々案の形にまとめまして全課へ検討を依頼いたしまして、それぞれ意見をいただきながら調整をしてまいりたいという形でございます。各課、係との意見交換や調整に時間はかけたいと思っております。また、この際には防災専門幹のほうの御意見をいただきながらまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

久保島議員

十分にお話し合いをしていくということでございます。

2-2にまいります。それにしてもちょっと早いんじゃないのと、半年しかないのに大丈夫でしょうかねえっていうことですね。先ほども何回も申し上げていますが、視察先では、やっぱり1年以上かかったよということでございます。当町では専任じゃなくてオール総務課ということでございますが、10月に素々案をつくり各課に示して、修正を行って3月末には成案とするということで、超スピード、超ハードスケジュールということで進められるわけです。3月に一旦まとめて、課長の話にさっきありましたよね、問題があればその都度調整して修正していくんだということでございます。それはそれでいいんですけども、そうすれば何か起きないと問題点がわからないということになっちゃいますので、そうすると、これは、ちょっとそれは、私の言葉で言うと二度手間じゃないのと、そういうのを無駄っていうんじゃないかねえのって言いたくなっちゃうんですね、やっぱり。最初からそこそこのものをつくっておくということが大事なかなあというふうに思います。とりあえずつくるっていうんじゃないくて、形だけじゃなくて、やっぱり実効性と有効性っていうのも大事なかなあというふうに思うんですね。もう少し時間をかけて、職員全員が納得して、いざというときにきちんと使えると、それが懸命だな

というふうに思います。先ほども緊急性と有効性というバランスについてお話を伺いましたけれども、いかがでしょうかねえ、私の考えとしては、緊急性はあるけれども、そんなに慌てずに、じっくりと話し合いをして積み上げていったほうがいいんじゃないかなあというふうに思いますが、町長、所見をお伺いいたします。

町 長

緊急時の行政、まず何からやるかということだと思います。まず課で事業を振り返って、これだけは必要だということをまず挙げて、第1段階の部分では、本当に少人数で暗い中で、本当に劣悪な環境の中で何をしなければいけないかということは、ある程度、これ課でなければ想定できないかもしれません。防災専門幹も確かにそうなんですけれども、業務をまず何を押さえないといけないっていう部分については、課の専門の皆さんが、よし、これは守っていきたいと、その中で、今度は防災幹が、それを統合した中でアドバイスをしながら修正していくということだと思います。完璧な、こういう対応というのは、なかなか、いろいろな災害現場があっても、本当に想定外のことが起きるわけですから、まず大事なものは、本当に基本中の基本の部分は、これだけはまずやろうよということをお互いに認識することなのかなあというふうに思います。そして、それができたら、その次はこれだねと、この第2段階、だからフェーズ1フェーズ2フェーズ3と、こういう段階を追って、いろいろこの計画が全体にバランスのとれたものになってくるのかなというふうに思っております。早急に、急がなければいけない、いつ地震が起きるかわかりませんから、早急にやらなきゃいけないことは、まず第一にやらなきゃいけないことをまずみんなで調整しようよと、ここから入っていくことが大事なかなというふうに思っております。

久保島議員

確かにそうなんですよね。もう、きょう起きるかもしれないので、そこは、緊急性は非常にあるわけなんです。そうかといって、それがうまくいかなんで立ち往生しちゃっても困るので、そこはじっくり話し合っていていただきたいなあというふうに思います。議会のほうとしましても、研修してきた内容を踏まえて、ぜひとも協力体制をとっていききたいというふうに思いますし、一緒にいいものをつくっていききたい。当然、住民の安心・安全っていうことがやっぱり第一でございますので、災害が起きることはやむを得ないですね、起きた後、じゃあ、どういうふうやっていくかっていうことがやっぱり一番大事だなあというふうに思います。町長もおっしゃっていましたが、災害が起きたとき職員の皆さんが実際に本当に集まれるのかということも非常に懸念されるわけですね。だから、そこもしっかり、これから後、話ししますけれども、しっかり整えておく必要があると、たとえ何人でも、たとえ町長がいなくても、よく、前回、前にありましたよね、どこかの島で噴火が起きたときに町長がちょうど対岸の町にいたということで非常に戸惑ったというのがありましたけれども、そういうことのないように、町長がいなくてもうまくいくようにということがやっぱりこれからは大事なかなあというふうに思います。

3-1に入りたいと思います。業務継続計画を策定する上で6要素、先ほど課長からお話がありました総務省の手引きに記載されています。ちょっと一つ一つ話しをしていききたいと思います。①ですが、町長不在の場合、明確な代行順位と職員の参集体制、

この辺についてお考えはどうかあと思います。町長の次は副町長なんでしょうけれども、次を、3番目、理事者である教育長にすべきかどうかなんです。教育長は学校とか保育園の対応がきつとあるでしょうから、そこをちょっと外したほうがいいかなあつていうふうに私は思うんですね。教育長はそちらのほうのトップに立ってもらわなければならないというふうに思っています。この辺はどうかあというの、ちょっと後でまた伺います。また、職員の参集なんです、自治会担当っていうのはいますよね。その自治会担当はどうか、自治会に飛んでいくのか、それとも一旦役場のほうに集まるのか、これは被災地の状況にもよるでしょうけれども、全員が参集できるというふうに思いませんので、最小限で動かせるというのはいかがでしょうかということもやっぱり検討しておく必要があるだろうと。圧倒的に勤務時間外のほうが多いわけですよ。ですから、夜また早朝発生するよということのほうが災害は多分起きるんだろうというふうに思います。そこで、きちんと体制を整えておくと、役場の近くの人々がすぐに来て、その人がもう陣頭指揮をとってやっていくんだっていうことに、もう仮想的にしておくということも大事なかなあというふうに思います。〇〇さんが来ませんのでできませんっていうんじゃあ、ちょっと困りますので、必要だなあというふうに思います。それから、この庁舎、この地区が災害に遭わないとは誰も保証できないわけでございまして、代替の施設、これを特定しておかなきゃいけないなあと思います。ここが絶対安全・安心というわけじゃないので、町内の比較的安全と思われるところに南北2カ所ぐらい、やっぱりそういうときには仮庁舎を設営しますよっていうことで、電話回線とかインターネット回線とか非常時の電源とか、その辺のところも備えておく必要があるだろうと、すぐぱっとできるように準備しておくということが必要なあと思います。③の電気、水、食料の確保なんです、我が町は水道がやっぱり独自の水源から来ていますので、ここがとまると全面アウトということになってしまいます。これは、万一の場合には全町水源ダウンっていうことになりますので、やっぱりちょっと、これは心配だなあというふうに思います。電気については、ソーラーとかバイオマス、そこら辺のところをちょっとうまく活用できればいいかなあというふうに思います。④災害時もつながりやすい通信手段っていうことで、我が町では衛星携帯も用意していますし、ことしから各自治会へデジタル無線機を配備したということで、いいんですが、これ、防災無線だけじゃなくて、やっぱり今度は防災ラジオっていうのもちょっと考えなきゃいけないのかなあというふうに思います。⑤番目として行政のデータのバックアップなんです、これは上伊那広域で集中管理されているのでほとんど心配ないんでしょうが、その他のデータ、町独自のもの、これについてはバックアップ態勢をしっかりと整えておく必要があるよなあというふうに思います。それから、最後のこれ、非常に問題なんです、⑥番目の非常時優先業務の整理、やっぱり担当者は優先的に自分の自由にやりたいんですよ、ここは、やっぱり我慢させて、被災の数日間には災害対応や避難対応、この辺に努めて全力を注ぐということをするべきだなあと思います。職員の気持ちを一つにして協力することが求められてくるだろうというふうに思います。これらの6要素、続けて言ってしまうけれども、この辺のお考えについて伺いをいたします。

総務課長

まず町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制でございますけれども、地域防災計画のほうで規定がしてございます。町長不在の場合には副町長、その次が教育長、その次が総務課長という形で、第3位の順位までは指定してございます。こういった部分で現在は計画のほうを立てておるところでございます。また、職員の体制につきましては、非常時、緊急時になりますので、全職員参集という形でそれぞれ動くという形でございますけれども、自治会の担当職員につきましても、現在の計画ですと役場へ参集という形でちょっとなっております。それから、時間外、早朝、夜間の発災の場合でございますけれども、大雨洪水警報等が出された場合には、危機管理系の職員、役場に詰めるふうな対応、担当の職員が役場へ詰めるような対応をとっておりますけれども、また、この地震のような場合には、不意打ちという形でございますので、そういった部分も、近隣の市町村ではやはりカード式で第一に来た者がこういうことをやる、第2はこういうことをやるという、そういった形で、カード式等でそういった優先順位を決めたものが作成してあるということで、そういったものも資料としては収集してございますので、そういったものにつきましては、また研究して、町としても整えてまいりたいというふうに思っております。それから、庁舎の代替施設の関係でございますけれども、現在、町のほうの防災計画では飯島町文化館を代替施設として考えております。ただ、久保島議員がおっしゃられたように、その他の施設もやはり検討する必要があるという形で考えてございまして、こういった部分、業務継続計画の策定のときには、また改めて確認をしたいと思っております。それから、電気、水、食料の関係でございますけれども、これ、役場庁舎としての防災対策本部としての業務の関係で必要となる電気、水、食料という形の想定をなさいというような形になってございます。電気につきましては、役場庁舎につきましては自家発電の装置がございまして、灯油、役場の暖房等も兼ねておりますけれども、灯油満タン、タンク満タンの状態で7日間は発電ができると。ただ、冬場の暖房ですとか、そういったものがあれば、ちょっとまた期間短縮になっておりますけど、そういった部分でなっております。また、水につきましても、それぞれ貯水槽、自水槽もございまして、若干は持ちがあること、また、ことしの町職員の災害警戒本部の運用訓練のときには、出動に当たっては2日分相当の水を確保して登庁するようという形で指導もいたしました。そういった部分、役場に登庁するときにも、そういった心がけをもって持ってきていただければというふうに思っております。また、食料につきましても同様に2日分の食料につきましても自分で持ってこいという形で話をしてございます。そういった部分、それぞれまた定期的に職員のほうに指導しながら、登庁に当たっては、まず自分のやはりものを持ってくるという形で、あわせて着がえの関係ですとか、あと常備薬、そういった部分もあわせて持ってくるような形で、町の役場としての備蓄もしてまいりますけれども、職員も持ってくるような形で計画のほうを整備できたらなあというふうに思っております。それから、災害時につきまして使用したい通信手段につきましても、やはり地域防災計画で規定をしてございますけれども、地区との連絡につきましてもデジタル簡易無線局のほうを手配をしてございます。また、災害時のラジオにつきましても、エコーシティー・駒ヶ岳を通じまして、そういっ

たFMラジオの開局の機器の借り入れの関係を、もう少し広い関東甲信越の関係の部分での放送局の器具の借り入れ、またFM局を開設する場合にはエコーシティー・駒ヶ岳のほうに、そういったFM局の放送につきましては業務を委託するという形で協定のほうを29年度に結んでございます。これにつきましては伊南4市町村それぞれ協定のほうを結んでおるところでございます。それから、行政データのバックアップにつきましては、やはり情報通信技術部分に関します業務継続計画を策定してございます。これにつきましては、町で取り扱っている個人情報、またそういった業務に必要なデータにつきましてはバックアップするという形でなっておりまして、これにつきましても策定後ちょっと年数が経過してございますので、今回の業務継続計画にあわせて見直しをするという形で、文書情報系のほうで主になってまとめておる形で確認ができてございます。それから、非常時の優先業務につきましては、先ほど来お話をさせていただいております。そういった部分、それぞれ最終的には一番の担当が何を優先的にすべきということがございますので、また他市町村、同じような業務、同様の業務をやっておりますので、そういった部分を参考にしながらまとめてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

久保島議員

代替施設には文化館ということで、愕然としますよね。だって、ここが被害を受けたのに文化館が無事なわけがないじゃないですか。そこがちょっと甘かったかなあと想着て、やっぱり七久保地区に1カ所、どこですかねえ、田切の辺がいいですかねえ、に1カ所ぐらいは、やっぱり代替施設をいざというときには開設できるような体制ができるといいのかなあというふうに思います。

続けて3-2に入りたいと思います。飯島町は合併せずということで自立の町を選抜いたしました。そこで、行政の一部を4区区会で担っていくということになりました。4区の区会議員の皆さんには、非常に、本来の水路とか区有林の管理とかっていう大変な管理のほかに、道路とか防災とか消防などについても重い労務を受け持っていていっているといったことでございまして、大変に御足労をおかけしているということに対して敬意と感謝を申し上げるところでございます。防災計画においては、4区の、また区会議員さんの役割ということについては明記がございません。にもかかわらず、今回の9月の防災訓練においても、各自治会からの避難状況の受け皿っていうか、収集を受け持っていると、各自治会から報告されたものをまとめて町に報告すると、4区にそのような責任を負わせていいのかなあと思っています。区会議員の皆さんは行政職員と同様に自分の安全と家族の安全を確認した上で、災害発生しているところへ出かけていくわけですよね。これ、問題はないでしょうか。大変失礼ではありますけれども年齢的にも比較的高い方がほとんどでございまして、心配だなというふうに思います。何しろ職員と違うんだっていうことは、ちょっとそこで御認識をいただきたい。先進地の視察でも、その辺のところはちょっとお伺いをいたしました。「どうなっているんですか。」と、両市とも自治会と行政は直結していると、その間に介在は一切ないということでございます。もちろん行政機関でございまして、大きい市でございまして支所っていうのがありますから、支所がその役目を果たしているのかなあというふうに思いますけれども、

そういう御返事でございました。ワンクッション置くことによって、避難状況や被災の状況等も、情報収集に非常に過ちが起きる可能性がある、手だてがおくれたり、内容の伝わり方に少し差が出てくる懸念もあるので、やっぱり直結がいいだろうというお話もいただきました。その点でも、この町のシステムっていうのは飯島町独自のものがございますけれども、このシステムには問題があると言わざるを得ないというふうに思っています。法的に根拠がないっていうこともございますし、それから、区会の皆さんにこの責任を負わせてもいいのかと、義務を負わせてもいいのかと、自分のところの安全だけ確認して、被災しているにもかかわらず防災無線を受けるために公民館に行かないといけない、万難を排して、これはやっぱりちょっと無理だろうと、4区の皆さんには、やっぱり災害の出席だけじゃなくて町に連絡しなきゃいけないっていう義務が発生してくるので、これは非常に重たいなあと、そのほかにも多分、水路の点検だとか道路の点検だとか、そういう応急手当てもしなきゃ多分いけないのかなあとというふうに思っています。ここはちょっと心配だなあと、ちょっとここに余り負担をかけてもいいんじゃないかなあと思っています。防災減災について、ここ4区の区会の役割、この体制の見直しっていうのも必要じゃないかなあと私は思うんですが、いかがお考えでしょうか。

町 長

当町の規模の自治体が行政を運営していく上で、4つの区の役割は非常に大きいと感じております。天竜川、与田切川、中田切川といった河川で分断され、また起伏のある当町の地形の特徴を考えますと、自然災害に対して、これまで区ごとにさまざまな想定をされ、消防団の体制も含めまして対応されてきたことが地域のかなめとして我が町の安全・安心に大きく寄与していると認識しており、町にとって区は欠かすことのできない重要な組織であると考えております。一方で、近年全国で大きな災害が頻発している状況を考えますと、区会の役員の皆様にとりましては、その負担は重いと感じることは当然ですし、町に対しては、さまざまな義務や責任もない、それは問われないと認識しております。しかしながら、災害を乗り越えるためには自助・共助・公助のどれが欠けていても対処できないことは明らかでございます。自分の命は自分で守る、地域の命は地域で守る、この基本姿勢のもと、共助の取り組みは地域の住民の皆様にとって大きな安心感を与えてくれると思います。これまでの各区での御協力、取り組みに深く感謝しているところでございます。町と区、そして自治会は、互いの立場を尊重しながら、起こり得る大災害に備え、災害発生時には互いに協力して地域住民の生命を守っていかねばなりません。町といたしましては、今後も区の役員の皆様との懇談を進める中で、区に過度な負担とならないよう配慮しつつ、引き続き区会の皆様の御協力を賜りたいと思っております。緊急時、大きな災害が目の前に迫ったり、また災害が起きてしまって、その地域の皆さんが一致結束しなければならないというときに、やはりすぐ行政の手が及ばないのは、これは当然ことかと思います。そのときは地域のきずな、どこの災害でもそうです。地域のきずながしっかりしていること、これが地域の命を救い、地域を救うということにつながってくることでございますので、それは責任や義務という問題ではなくて、地域のコミュニティーを守るという一つの道徳心、崇高な道徳心にもとに、

それが行われることが大事なというふうに思っております。災害が過ぎて2～3日たって、ようやく行政の体制が届くようになったときに、やはり行政がそこで細かな対応ができてくる、その時間的なものがあると思います。そこまではしっかりと、地域の皆さんがしっかり支え合っていただきたいなというふうに思うところでございます。そのために区、自治会が大事だなあと思っていますし、先ほどおっしゃいました連絡が区を一旦通してくる、この連絡網についてはやっぱり考えなきゃいけないなあと、やっぱり誤差が出てくるのかなあと思います。起こった自治会が直接脇まで来る、こんなような方法も真剣に考えなきゃいけないというふうに思っておるところでございます。以上です。

久保島議員 終わります。

議長 2番 滝本登喜子議員。

2番

滝本議員

それでは質問を行います。今回は3つの項目を挙げました。その中での1は4つ挙げておりますので、順に質問をいたします。まず初めでございます。1つ目は「防災計画、町の取り組みを問う」でございます。「①風水害・地震による被害想定調査実施を。」ということでございます。幸い当町では、地震は近年にはほとんどなく、風水害なども、平成に入ってから、主に豪雨や台風などの被害による農作物や建物などの被害はありますが、広範囲に及ぶ大きな災害はなかったと思います。素人考えではありますが、近年の県内や国内での地震災害を思うと、私たちの身近で起きた場合、被害はどうかかと考えさせられます。先ほど久保島議員の話にもありましたように、北海道でございました。県が平成26年に実施した被害想定調査では、一番被害の大きいとされている伊那谷断層帯の被害条件は、夏、冬の場合は示されておりますが、これは伊那市付近から飯田市付近での想定となっております。政府の地震調査委員会では、この断層帯で今後30年以内にマグニチュード7級の大地震の起きる確率は最大7%で、これまで評価した断層では3番目に高いと述べております。また県は、震度7の地震が夜間に起きると死者は1,144人と想定しています。そして台風や大雨による土砂災害も同様で、飯島町では、与田切川や矢の沢川など、工事が進められており、過去の被害、災害と現在とは違ってくると思いますが、これらがもし起こるとしたら、自分が住む地域のことを知りたいと多くの人は思うのではないのでしょうか。そして、与田切川や支流の想定もございますが、自治会内を流れる農業用水路なども、近年の異常気象の例からもありますように100ミリメートル200ミリメートルの豪雨に遭えば氾濫も予想されます。身近な河川の災害や活断層の地震発生の想定を知る必要があるとも考えられます。自分が住む地域のリスクを知ることがまず重要で、これらを示すことが防災減災につながるのだと思います。これら災害が予想される地域の被害想定調査をすべきだと考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

町 長

滝本議員にお答えいたします。身近な地域で発生するおそれがある山崩れ、土砂災害、風水害についても被害想定をすべきであるとの御提案でございます。御提案のとおり、

	町として住民の皆さんの命を守ったり、住民の皆さんがみずから、また家族の命を守るために必要な調査や情報、これらをまとめることは必要な調査や情報であると思っております。これまでに国や県が町内の災害危険箇所を対象に行った現況調査や被害想定データのデータは町にも提供されております。総合ハザードマップの作成や地域防災計画の資料として活用しておりますので、これらの情報を町で整理した上で、地域の皆様へも提供してまいりたいと思っております。
総務課長	先ほどの地震にかかわります被害の想定でございますけれども、地域防災計画の資料の中には各地震に係ります飯島町での被害想定の方を載せてございます。また、こういった部分、内容等全部、資料等、まとめていない部分もございまして、県のほうに照会できて情報提供できるものにつきましては今後検討してまいりたいと思います。
滝本議員	現況の様子とか県の被害想定の様子があるということで、資料はあるということなんですけれども、それは自治会とか防災のほうへ、各地のほうへ伝わっているのでしょうか、細かい明細のことは。
総務課長	こういった部分の指定のほうでございますけれども、こういった指定した際には、それぞれ説明会のほうを開催をされているのではないかというふうに思っております。ただ、毎年定期的にお知らせはしていないところでございますので、それぞれの状況等を確認いたしまして、情報提供できるものにつきましては情報提供をしてまいりたいと思っております。
滝本議員	災害は本当にいつ起こるかわからないということでございますので、毎年そのような資料があればお示しをいただきたいと思います。
	では、次の②にまいります。自主防災会の役割は何だと町ではお考えでしょうか、お聞きいたします。
総務課長	まず自主防災会でございますけれども、地域の皆さんが協力、連携して災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動していくことを目的に結成された組織といたしまして、日ごろから災害に備えたさまざまな取り組みを実践するとともに、災害時には災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行う組織という形で考えてございます。阪神淡路大震災では、こういった部分、生き埋めですとか閉じ込められた場合、という方が救助に当たられたという形で統計的なものもまとめられてございます。約97.5%が、そういった家族、自力、また地域の皆さんによって救助されたという形でございまして、やはり地域の皆さんたちがそういった救助する、そういった部分での活動がまず大事な活動ではないかというふうに思っております。以上でございます。
滝本議員	そういう内容だとは思いますが、その自主防災会の活動っていうのを充実するにはどうしたらよいかということで私も考えました。自治会の中に自主防災の事業ということで入っておりますので、自治会と自主防災会とは別の組織ということを考えております。取り組みとして、それは充実するのではないかと考えました。防災は、ここに住んでいる全町民が対象と考えるのが基本ですので、形としては、自治会と自主防災会は並列で配置し、自治会内の一つの事業としている防災を防災会が受け、各種点検作業や訓練などを実施するというところでございます。自治会の役員は1年交代が多いですが、

防災会は、ある程度専門となることで、任期は長くなるということも考えられます。このことを町として自治会に指導するということのお考えはないでしょうか、お聞きいたします。

総務課長

まず、町が行っております自治会の活動での支援の関係につきましてお答えをさせていただきます。町では、自主防災会の役員の皆さんを対象としました防災研修会の開催、また自主防災単位での防災学習会を進めるための講師の派遣、これにつきましては講師料を町のほうで負担をしてございます。また県が開催しております自主防災組織リーダー研修会への参加の支援、また自主防災会の規約等の制定の働きかけ、情報提供、自治会が整備いたします防災設備・備品等を整備するための補助金制度等の支援を行っております。これが現在町の行っております自治会への支援等でございます。また、当町の自主防災会でございますけれども、自治会組織単位で構成されておることとで、滝本議員がおっしゃられたように、自治会長が自主防災の会長という形で、毎年かわってしまうということが自主防災会の活動にも影響があるという形で、町としても認識をしております。ただ、この問題につきましては、防災士、また防災アドバイザーの皆さんからも御意見をいただいた上、将来的には各自主防災会に防災士、また防災アドバイザーを配置いたしまして、これらの方法によりまして自主防災会の活動支援をしてまいりたいと考えてございます。ただ、現時点では、滝本議員がおっしゃられるように組織を別組織とするということは考えておりません。

滝本議員

先ほども言いましたけれども、この防災ということは全町民を対象です。自治会は自治会に入っていない方もいるということで、先ごろの防災訓練では町長が防災無線でお知らせをしたことだと思います。その方たちへのお知らせなり、防災の意識のことをどのように伝えていくかということも今後問題があるんじゃないかと思います。そのことにつきましては、また後日考えていただきたいということでございますが、久保島議員の質問にもありましたBCPの問題ですけれども、今後策定予定ということでございます。この策定ができてからの話ではございますが、自治会なり自主防災会なりにもBCP的なものの策定も必要ではないかと私は考えております。

では、次の質問に入ります。今、総務課長がおっしゃいましたけれども、自主防災会の活動を充実させるためには、やっぱり防災アドバイザーなど、これは県の認定というような形であると思いますけれども、そういう専門の人を全自主防災会に配置することが必要であると思います。これは早急に各自治会に配置すべきで、防災士資格取得補助の人数を増やすように要望しますが、お考えはいかがでしょうか。

総務課長

防災の知識を持った方、防災士を将来的には各自主防災会へ1名を配備するということを目的といたしまして、平成29年度から防災士資格取得支援補助金を創設いたしまして、防災士の資格取得を後押ししております。昨年度につきましては2名の方がこの制度を利用され、防災士の資格を取得されております。今年度は現在1名の方が申し込みをされております。この防災士の資格、また資格取得にかかります費用の補助制度につきましては、町の広報誌への記事掲載、また町が開催しております防災研修会など折に触れてPRをしておるところでございます。また、消防団の退団者へ重点的に働きか

滝本議員

けしております。ただ、こういった取り組みをしておりますけれども、なかなか応募がないというのが現状でございます。

でも、そういうことは、人数を増やすということは必要なんですけれども、来年度に当たりまして予算的なことの措置っていうことを私は要望したわけでございますので、そちらも御検討いただければと思います。

次の④でございます。「ハザードマップの見直しを考えているか。」でございます。2016年度版のハザードマップを見てみましたら、活断層による地震、河川の氾濫、土砂災害の場所に災害時輸送道路が指定されておりました。これはどういう考えであったのかと疑問に思っております。田切地籍では田切駅の北側、電車線路沿い、また田切公民館から南田切に延びる藤巻川の北側沿い、与田切川に沿った南側の電車線路沿いなど、土砂災害区域の中に災害時輸送道路があります。広域農道を輸送路として使用することなども考えて、今後ハザードマップの見直しをすることは考えているかお聞きいたします。

総務課長

これ、28年度にハザードマップの更新を行っておりまして、指定緊急避難路、また避難所につきましては、災害の種別において利用の可否を含めまして掲載をしたりですとか、ため池の決壊における想定区域を追加してございます。また、次回の見直しにつきましては平成31年度に予定をしておるところでございます。緊急時輸送道路につきましては、個別の災害を対象といたしまして検討したものでございませんで、災害の種類によりましては使える道路、使えない道路がございまして。ただ、町といたしましては、やはり災害の輸送用道路として幾つもの路線を考えておるという形が必要でございますので、そういった部分、またハザードマップ等、危険箇所等を見ながら、次期の31年度の見直しのときには検討してまいりたいというふうに思っております。

滝本議員

ぜひ、そのようにお願いいたします。

指定緊急避難所の件なんですけれども、伊那谷断層の場合、例えばですが、北町はその線上にあり、地震のときは上の段と下の段で被害の差が生じると思われます。避難場所である公会所も災害場所であり、このような場合、近くの指定避難所へ避難することになります。赤坂や中町、南仲町も同様で、ほかにも災害が想定される場所に避難場所がある例はあると思われます。これらの災害に対応するには、避難場所の内容、収容人数など、この災害想定を他の自治会とも一緒に検証して、防災訓練や連携のあり方などを考えることが重要であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

総務課長

町で作成しております総合ハザードマップですけれども、法律等に基づきまして指定された町内の災害発生危険箇所、また避難所の位置情報を全体的に捉えまして、町民の皆様へ情報提供するために作成をしておるものでございます。それぞれ御提案いただきました詳しい情報、被害想定に基づきます位置等の検討でございますけれども、やはり被害の想定ですとか、きめ細かな情報をなかなか反映ができないようなケースがございまして。こういった場合に、町の総合ハザードマップをもとにいたしまして、地域の皆さんが話し合いながらみずからの地域の危険箇所を洗い出しまして、被害想定に必要な情報をそれぞれ加えていくことによりまして地域の実情、状況を反映いたしました地域の防災マップを住民の皆さんが手づくりでしていただくことを提案申し上げてまいりたい

と思います。県内にもこのような取り組み例がありますので、町といたしましても研究し、作成支援をしてみたいと思います。また、それぞれ、やはり身近なところを一時的な避難場所としてございます。発生しました災害の状況によりましては、近隣の集会所等に、またその地域の皆さんが移動するということもございますので、そういった部分は、また地域の皆さんの連携等を支援しながら対応、また地域の皆さんに御協力いただきながら対応してみたいと思います。

町 長

町がつくりましたハザードマップ、これは常に常に新しいものに切りかえて新しい情報を載せることが大事かと思っています。それをベースにして、各自治会ごとに、何だ、防災マップ、地域の皆様の知恵を結集した防災マップ、これがこれから必要になってくるかと思っています。その地域ごとに、この川がこんなふうにあふれたらどういう対応をしようとか、地域の皆さんで申し合わせる、これが地域の防災マップなんですけども、これが非常に地域では大事になってくるかと思っています。そのベースになるのがハザードマップだと思います。そして、その中で、当然、その隣の自治会とも連携しなければならないことは、当然、議員がおっしゃるとおりにあると思います。やはり連携しなければならないと思います。そのときに重要なのが、やっぱり防災士がいて、代表してそういったことを専門的に連携し合うということも大事でありますので、ぜひ防災士は増やしていきたいし、先ほど予算を増やさないとか、そういう問題じゃなくて、申し込みをしていただければどんどん増やすということでございますので、ぜひ多くの方々に、特に消防経験をした方がいいのかなと思うんですけども、町もそれを推進しているんですけども、ぜひ防災士資格を取っていただいて、地域のかなめになって、それぞれが連携していただけるという姿をまずつくっていききたいなあというふうに思っておるところでございます。

滝本議員

先ほど町長もおっしゃいました地域での助け合いが必要、そういうことになると、やっぱり自治会ごとに、危険場所とか、そういう見直しがされて、役場のほうにも報告は来ていると思うんですけども、そういうところの、ある一つの川には一つの自治会じゃないですので、いろんな自治会があるわけですので、そういう連携をとるということも、役場のほうとしても、それは自治会のほうに説明なり指導なりっていう形を強く出していただければと思います。

では、2の質問事項でございます。都市農村交流事業などへの取り組みはということでお伺いいたします。昨年、ことしと三井金属工業やシチズンの企業の社員が町を訪れ、里山や農業関連の手入れなどの作業に従事してくれました。この町の事業に対して企業はどのような考えで参加したのか、また、町は今後の対応をどう考えているかをお聞きいたします。

町 長

飯島町では、都市と農村の交流事業の一環としまして、NPO伊那里イーラと連携して都市企業の社会貢献活動の受け入れを実施しております。三井金属工業、シチズンともに新入社員の研修の場として都市農村交流事業に参加をいただきました。両企業の活動につきましては、林道の側溝清掃や町民の森の整備など、地元の皆さんと一緒に作業を行いました。両企業からは、新入社員が地元の皆さんと交流しながら地域課題へ取り

滝本議員

組んだことについて高い評価をいただいたところでございます。また、参加されました新入社員の方々からも、家族や友達を連れて一緒に飯島町を訪れたいと、こういう話も聞かれております。町としましては、今後も都市と農村の交流の一環として、引き続き都市企業の社会貢献活動の受け入れを実施してまいりたいと思っております。

ぜひ多くの皆さんに来ていただき、飯島町を知っていただいて、関係を持っていただけたらと思います。

総務課長

その次の質問にもありますけれども、東京飯島会、これが3年前に復活しまして交流をしてありますけれども、この会とどのようにかかわっていくか、現地の飯島町の考えと、この町の考えをお聞きしたいと思っております。

東京飯島会でございますけれども、東京の近郊にお住いの飯島町出身者同士の親睦の場、ふるさとであります飯島町の交流の場として町出身の皆さんの共助を目的とするという形で開催、活動されておまして、平成28年の8月に再結成をされ、現在3年目の活動に入っているところでございます。主に、やっぱりそういった部分のふるさとを懐かしむ機会というような形での位置づけというふうに聞いてございます。町といたしましては、この会の皆さんに町の情報を提供するとともに、現在町が進めております定住促進、企業誘致、特色ある農産物の販売を初めまして、都市農村交流の推進について首都圏からさまざまな情報をいただけるとともに、事業推進について御協力をいただけるように期待をしておるところでございます。ただ、やはり会員の名簿等につきましては、なかなか会のほうから、個々の名簿につきましては提供をいただけませんので、こういった部分、町といたしましては独自に参加者からの情報等をいただくような形で、個人情報等をそれぞれ協力いただきながら整理をいたしまして、個別に向けての情報発信をしてまいりたいと思っております。また、会に対しまして頻繁に連絡をとり合いながら、それぞれの思いを共有してまいりたいというふうに思っております。

滝本議員

ぜひ、今後継続して行われるようなことを考えていただければと思います。

以上2つの質問と、これから行う3つ目の質問ですけれども、総務省の都市と農村の交流事業、関係人口創出事業として予算づけされたものに当てはまるものだと思います。関係人口とは、定住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわるものであるということで、1つに、その地域にルーツがある者を対象に関係人口を募る仕組みを自治体などが設け、地域と継続的につながる機会を提供する、また、スキルや知見を有する都市部の人が地域課題に関する講座を受講し、自治体などと協働して実践活動に取り組み、地域課題に継続的にかかわるきっかけを提供するという事業です。今年度では、長野県内では泰阜村と小川村がモデル事業として採択されています。それで③質問ですが、親善音楽家 竹下正登氏との交流事業も、この関係人口だと考えますのでお聞きいたします。28年度に行われた60周年記念式典でかかわって以来、竹下氏は町に年に6回、計15回以上、打ち合わせやコンサートなどに来訪しています。積極的に飯島町に愛着を持って活動していただいている竹下氏ですが、ほとんど自費での活動ではないでしょうか。この事業は営業部文化部会での交流事業ですが、これらの事業継続には、交付金など何らかの支援、補助が必要だと考えます。先

ほど自然部会の取り組みには県の森林税の交付金を充てるということでしたが、この事業にも何らかの交付金の申請などがありましたら、お願いいたします。

町 長

飯島町の親善音楽家の竹下正登先生には、飯島町発足 60 周年を記念した組曲「飯島」を作曲いただきました。その後、飯島町営業部文化部では、音楽による町おこしに向けて竹下先生による定期的な演奏会などを実施しております。なお、交流事業における費用についてですけれども、竹下先生からは多大な御配慮をいただいております。しかしながら、事業を継続していくに当たっては、町営業部の支援のみならず、協同のまちづくり補助金などの活用も行いながら、町として支援していく必要があると考えております。竹下先生の気持ちを今まで大切にしていまいりました。竹下先生は、お弟子さんにも「こういった自然のところで地域の皆様と交流しながら音楽活動することに音楽家としての本来の喜びがここにある。」と、こういう思いの中で来たもんですから、最初から予算をつけてくれとか、交通費を出してくれとか、そういうお話をしても「それはちょっと待ってください。」と、こういう非常に崇高な人生観の高い方でございます。そういったことの中で、営業部の皆さんが感動して、小さなコンサート、余り大きな派手な、松本で行われているような、ああいう大きな有名な、ああいうのではなくて、もっと地についた文化を語れるような音楽会、そういったものを目指しておられるんですね。そういったことで、そういったことは何回も何回も、その意に賛同して我々営業部の方々も応援してきたかと思えます。しかし、そういったことがだんだん輪が広がった暁には、今のような状態になってきてからは、やはり支援をしていく姿勢も必要だろうと、このように感じておるところでございます。

滝本議員

飯島町は、スポーツとか、そういうことにはちょっと有名なところもございますけれども、文化的なところっていうのがいまいちだっていう声も聞かれております。こういう本当に竹下先生のような方に来ていただいて、私もファンの一人としてうれしいと思っておりますので、ぜひ、この事業を継続して、町のあちらこちらにそういう声が、フルートの声、町の宮澤さんが協力してくれておりますので、そういう形であちこちに、そういうフルートであり、また歌声が聞こえるような町になればいいかなと思います。

また、斑鳩町や鳥羽市との交流も行われておりますので、これもまた積極的に進めていただければと思います。

そして、飯島氏の顕彰会がことしの秋に出雲町のほうへ訪問するという予定をされているようですので、これもまた関係人口の創出につながるきっかけだと思っておりますので、そこら辺のことも、ぜひ御検討いただければと思います。

では、最後の質問になります。月 1 回行われている町民と町長のほっと懇談会での話題や要望など、今までの取り組んだ事例をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

町 長

町民と町長のほっと懇談会は、町民の皆さんに気軽に役場を訪れていただき、町長との直接的な懇談を通じて協働のまちづくりを実現するため、平成 17 年度から開催しております。関係職員も同席させていただく中で、これまでに環境問題、子育て支援、町の活性化など、さまざまな分野に対しまして貴重な御意見や御要望、御提案をいただき、毎回、大変有意義な懇談となっております。これまで、ほっと懇談会に限定せず、御希望

総務課長

により懇談を行っておりますので、ぜひ御相談いただき、貴重な御意見を私に直接お話しいただければ幸いです。御質問の詳細につきましては、課長が事例の一部などを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

ほっと懇談でこれまでお寄せいただきました御要望について、早速取り組みできたものの例といたしまして、子育て支援センターのイベントに対する御要望がございました。ゼロ歳児のイベントを増やしてほしいという形でございまして、これにつきましてはイベントを増やしてございます。また、数年かかりまして実現できたものといたしましては、保育園の第3子の保育料の無料化、また子育て支援センターの拡充、新設などがございます。職員がこの懇談に同席をさせていただくことで、職員もいろいろと気づかされまじたり、また新たな発見ができたこと、職員にとりましても大変有意義な時間であると思っております。これからは町民の皆さんと行政とのコミュニケーションの場といたしまして、住んでよかった、住み続けたいということが実感できますまちづくりを実現するためにほっと懇談会を開催してまいりたいと思っております。なお、ほっと懇談の開催要項等では月2回、第2第4の水曜日などとしてございますけれども、懇談を希望される方の意向を尊重いたしまして、開催の日時、また時間帯、開催場所等につきましても柔軟に対応してございます。会場につきましては、いっ子センターですとか保健センターでも開催をしてございますので、多くの方にお気軽に懇談にお出かけいただきたいと思います。

滝本議員

以上、質問を終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開は11時といたします。休憩。

休 憩
再 開

午前10時40分
午前11時00分

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。
5番 橋場みどり議員。

5番
橋場議員

それでは通告に従いまして質問いたします。今回は「災害用トイレについて。」と「女性活躍推進の実現に向けた、女性の健康支援について。」お尋ねいたします。

初めに災害時の避難所でのトイレについてお尋ねいたします。最近日本列島が次々と災害に見舞われておりまして、当地でも非常に心配されるところでございますけれども、先ほど久保島議員の質問の中で町長もお答えになっておりましたけれども、基本中の基本、トイレの問題は本当に基本中の基本だと思いますので、今回お尋ねいたします。当町も災害時のための備蓄などは年々充実してきておりますが、日本トイレ研究所の調査によりますと、東日本大震災のとき地震から3時間以内にトイレに行きたくなった人がおよそ30%いたそうです。災害時には、停電、断水、給排水管や污水处理施設の損傷など、さまざまな要因で水洗トイレは使用できなくなります。災害時のトイレの確保は

命を守ることであり、尊厳を守ること、これはNPO法人日本トイレ研究所の加藤篤代表理事の言葉です。人は食べれば必ず排泄をつします。被災して、建物自体は耐震化されていても、排水管や上下水道管がダメージを受ければトイレは使えません。避難所に行っても、運よく自宅にいられても、トイレはどうするんだろうということが一番問題になります。ところが、このトイレの認識はとても低いのが現状です。現在、携帯トイレを備えている個人、御家庭はあるのでしょうか。必要となるのが携帯トイレの備蓄や簡易トイレの備えです。これは自分で自分を守ることとしても広く普及、啓発していかなければいけないことです。排水管や下水道管の安全性が確保されるまではトイレが使えないこと、処理も含め現在の状況と、地域防災計画で災害用トイレについてはどのように計画し、どのように進められているのかお尋ねします。

1-1、最初に避難所における現在のトイレ状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

町長

橋場議員の質問にお答えいたします。災害時における避難所へのトイレの確保、管理は極めて重要な課題であり、電気、水道、下水道といったインフララインと同様に、被災者の命を支える社会基盤サービスの一つとして認識しております。これまでには町内2カ所の道の駅への災害用トイレの設置を県に働きかけて実現しております。また、B&G体育館東のトイレにつきましては、災害時対応型のトイレを整備してまいったところでございます。引き続き災害時トイレの整備について研究し、推進してまいりたいと思っております。現状等につきまして課長より説明させていただきます。

総務課長

まず災害時のトイレの設置等の状況でございますが、道の駅の災害トイレにつきましては、通常、ベンチの下に収納してありまして、必要となった際にはベンチを動かした後にトイレを設置するタイプでございまして、七久保の道の駅、また田切の道の駅、それぞれに2基整備がされております。またB&G体育館の東側のトイレにつきましては、通常は水洗トイレとして使用ができますけれども、災害等、断水の起こった場合等につきましては所定の操作をすることでくみ取り式のトイレに変更できるものという形で3基のほうを整備してございます。災害時には、仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限りませんし、また避難者に比べましてトイレの戸数が不足することもあります。過去の災害では、トイレの設置場所が暗い、また和式トイレである、段差がある等の問題によりまして、高齢者、障害者、また女性、子ども等に対しまして使用しにくいものがあったことから、トイレの使用を減らすために水分を抑えたり、また食事を控えたということによりまして、被災者の心身状況の低下ですとか、さまざまな疾患の発生、悪化が見られたとの事例報告もございます。そういった中で、各避難所等の備蓄の状況でございますけれども、町の備蓄倉庫には簡易式の組み立てトイレ、また町の自主防災会等補助事業によりまして簡易的な組み立てトイレ等を各自治会また各地区の自主防災会のほうで準備がしてあるところがございますけれども、各避難所の全てにわたってそういったものは、まだ整備されているというのはできておらない状況でございます。食料品等の備蓄は十分進んでまいりましたので、今後、そういった部分、トイレの部分には着手をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

橋場議員	一応備えられているということなんですけれども、食料や水の備蓄と一緒にこれもあわせて備えていただかないと本当に困ることなんです、食べればすぐ出るということでもありますので、また後ほど聞いていきたいと思いますが、一応備えはあるというふうにお聞きしました。
	それでは1－2の質問に入ります。地域防災計画の中ではどのように計画されているのでしょうか。
総務課長	今のところ地域防災計画の中では、具体的に災害時に必要となるトイレ数は推測、推計はしてございません。内閣府から示されました避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、被害発生当初は避難者約50人当たりで1基、避難生活が長期化する場合には避難者数20名当たり1基、トイレの平均的使用は1日に5回を目安という形での備蓄や災害トイレの確保の計画を作成することが望ましいとされております。町でも、このガイドラインを基準といたしまして、女性や高齢者等の使用に配慮しながら必要なトイレ数を推計をしまいたいと思っております。ただ、指定避難所のトイレにつきましては、断水等により水洗トイレとしての使用はできませんけれども、災害時の簡易トイレキット等を使用すればトイレとして使用が可能となりますので、こういった簡易トイレキットを順次配備をしまいたいと思っております。また、町が管理いたします公共施設の既設トイレの改修時には、災害時に使用可能な災害時対応トイレ等の改修も視野に入れながら関係課との協議、調整を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。
橋場議員	防災計画の中にはまだということなんですけれども、昨年、防災計画の改定をされたときにも、まだ計画は検討というような内容で入っておりましたけれども、もうあれから1年近くたつわけです。これだけ日本列島各地でさまざまな災害が起こっている中で、それがまだまだ上がってこないということは、非常におかしいことでもあり、これ、実際にあした起きたときにはどうなるのかなあということを心配するわけです。実際に、後で出てくるはずでしたんですが、新潟で起きた地震の際には、あっという間にトイレがあふれてしましまして、市の職員ですとか議員、それからまたボランティアの人が汚物にまみれながら清掃をしたということもお聞きしておりますので、これはもう早急に計画の中に反映していただかないと困るのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。
	それから、1－3の質問にまいりますが、防災トイレの実践的訓練を行うべきだが、どのように支援していくのかについてです。9月2日に町でも防災訓練が行われました。その中でも災害用トイレの実践的な訓練を七久保で行っていましたが、これ全町で行うべきだと思っております。町は自治会に訓練の内容をお任せにしておりますけれども、こういうことは、やはり災害用のトイレなどの実践的な訓練を町からしていただくようなことをお願いしていただかないと困るのではないかと思いますので、この辺についてお尋ねいたします。
総務課長	まず、先ほどの私の答弁でトイレ等の備蓄の関係につきまして、もう少し細かい資料がございますので、先にちょっと御説明差し上げます。まず備蓄されているトイレでご

ざいますけれども、町で備蓄しておるものにつきましては、簡易の組み立て式のトイレが 200 セット、また組み立てトイレという形で 4 基、また区の自主防災会でございますけれども、飯島区では簡易組み立てトイレが 12 セット、田切区では下水道のマンホール直結用のトイレとして 2 基、七久保区では組み立て簡易トイレが 12 セット、また各地区の自治会の自主防災会でございますけれども、本一自治会では簡易組み立てトイレが 12 セットとトイレ用のテント 2 張り、本二自主防災会では簡易組み立てトイレ 12 セット、新屋敷自治会の防災会でも簡易組み立て式トイレが 12 セット、同じく上通りでも簡易組み立てトイレが 12 セット、荒田自主防災会では簡易組み立ての簡易トイレが 12 セットとトイレのテント 2 張り、また新田自主防災会におきましては災害用トイレ 1 基という形で配備が進んできておる状況でございます。まだまだ、こういった部分、各地区でのアイデア等によりまして備蓄品のほうございますので、そういった部分もまたあわせて自主防災会のほうに広報してまいりたいと思っております。それから、実践的な訓練のほうでございますけれども、町内 2 カ所の道の駅の災害用トイレにつきましては、道の駅の職員、また B & G の体育館の東側のトイレにつきましては所管課の職員が定期的に作業要領を確認しておるところでございます。また、自主防災会の関係でございますけれども、それぞれ下水道のマンホール直結型トイレ等、また簡易組み立てトイレ等が配置してございまして、こういった組み立て設置に習熟が必要な場合には、町の地震総合防災訓練にあわせまして、それぞれ設置の訓練が行われているということで確認をしております。また、町ですとか一部の自主防災会に備蓄があります組み立て式の簡易トイレまた簡易トイレキットにつきましては、初心者でも比較的簡単に組み立てることができるというものでございますけれども、実際にどのように組み立てるのか、またどのように使用するものかについては、訓練を行ったということについてちょっと確認ができておりません。今後の防災訓練等におきまして現物を紹介しながら、組み立て方、また使用方法を説明する機会を設けてまいりたいと思っております。また、こういった部分での簡易トイレ等の備蓄がまだ進んでいない自主防災会につきましては、各防災研修会等の折に現品をお示ししながら備蓄のほうを働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

橋場議員

今、もう次の質問のほうの必要なトイレの数まで言っていただきましたけれども、この数なんですけれど、これで十分ではないと思います。足りないのは絶対だと思うんですけれども、今、避難所の収容人数とかを考えますと、例えば飯島小学校の体育館で 380 人、マンホールトイレですと平均的に 100 人に 1 つという数字が出されております。それから、簡易トイレなんかについては、使用回数の目安としてトイレの回数が 1 人 1 日 3 回～6 回で、家族が 7 日以上使用できる量を備蓄するとしますと、平均的に大便是 1 人 1 日 1 回、小便は 1 人 1 日 4 回くらいを想定しますと、大便是 1 回ごと、小便は 3 回用ごとと交換すると仮定しまして、家族 4 人で 65 回分が必要になるんです。大便是 28 回、それから小便が 37 回ということで、合計 65 回分が必要になってくるんですね、7 日間で。そういうことを考えますと、各避難所、大体 300 人とか 470 人、それから 190 人、280 人とあるわけで、今のお答えを聞いていますと、マンホールが大体 2 基くらいです

よね、2基くらいずつの設置になっております。これ、もう本当に足りないんじゃないかなと思います。それから、先ほど久保島議員のほうの質問にもありましたけれども、例えばこの庁舎が被害に遭ったとき、じゃあ文化館が被害に遭ったとき、そのときには他方に分散されるわけですね、そのときには、もうとてもその数では足りないという状況になるわけです。そういうときの補助とか、そういうところはどういうふうになっているんでしょうか。

総務課長

補助といいますと、町からの備品を出すという形でござまして、数的なものは本当に初日2日ぐらいという想定での想定でございます。まだまだ具体的な数字の把握等できてございませんので、今後研究して順次準備をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

橋場議員

今後ということではなくて、やはり本当に、災害に遭ってしまうと、本当にすぐあふれるということを頭に置いていただきまして、早急にそれは計画していただきたいと思います。

それから、それでは1-4、発災後に出る汚物処理体制はどのようになっているかについてお尋ねいたします。災害時には、災害の被害状況により、ごみを出せるまでには時間がかかります。それで、トイレの問題なんかは、当町の場合は農家も多く、畑や田んぼも多いわけでもございまして、そういうところに穴を掘って捨てればいいんじゃないかとか言われる方もおるわけですが、排せつ物を直接地中に埋めるという廃棄方法は、その後の感染症の発生につながる危険性がありまして、2次被害にもつながるといことになります。トイレで使用した紙、排せつ物は、生ごみや他のごみとは分別し、汚物用として燃やせるごみに出すことになると思いますけれども、これらを収集するまでの間、これらのものをどのように処理をされていくのかということをお尋ねいたします。ここでもちょっと目安が出ているんですが、成人1回当たりの排便量は100～250グラムで1日1～2回ということ、こんな回数では済まないと思いますので、排尿量は200ミリリットル～400ミリリットルで1日4～6回だそうです。水、食料の備蓄とあわせて携帯トイレの備蓄とか簡易トイレの備えっていうのは本当に大事になってくると思いますけれども、この辺の処理のところもどうなっているのかお尋ねします。

総務課長

まず、やはり避難所ごとの、そういった簡易トイレを使用した後のものをどこに集めるかということにつきましては、具体的に施設の配備計画等がまだできてございません。また、具体的に、そういった部分でこういった、どのぐらいの人がお集まりいただいて収容っていう形もできておりませんので、これにつきましても順次避難所ごとにつきまして、各場所、特定の場所を決めながら、適切な管理を行うようなことを考えていく必要があるかというふうに思っております。また、汚物の処理に関しましては、やはり相当な量になるっていうことは明白でございまして、それぞれがビニール袋等に入れた状況になるという形で、便槽等への投入ができないために、バキューム車による収集運搬、また、し尿処理場の処理ができないっていう状況となりますので、衛生的な管理、また処理が必要でございます。災害発生時の状況等、対応状況等、またその体制等、情報収集を行いながら研究を進めてまいりたいというふうに思っております。なお、仮設

トイレの設置、また、生し尿の処理の問題につきましては、今後、上伊那広域連合ですとか伊南行政組合での担当者会議に提案して、広域連携が図れるように考えてまいりたいというふうに思っております。

それでは早急に、本当に計画、それから設置をしていただきたいと思います。水、食料の備蓄とあわせ、携帯トイレを個人や家庭で最低7日分は備えておく必要があるとされておりますので、同様に携帯トイレ備蓄の啓発も進めていただきたいと思います。それから、トイレのマニュアルがまだ作成されていないんですね、トイレについての作成マニュアルも、これはちょっと急いで作成をしていただけないかと思います。それから、マンホールトイレの設置も進めていただきたいと思いますわけですが、先ほどお話にありましたように、本郷グラウンドですかね、つくられたトイレ、平常時は水洗トイレ、それから災害時には水洗トイレをとめて普通のトイレに使用できるというようなトイレを、今後、飯島グラウンドですかね、新設をする予定になっておりますので、そこにもそういったものをつくっていただければと思っております。今後も、このようなトイレをつくるような計画があれば、そういうトイレも増やしていただいて、トイレの計画を進めていただきたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。「女性活躍推進の実現に向けた、女性の健康支援について。」お尋ねいたします。女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために、厚生労働省は3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として全国で展開しておりますが、なかなかこれも私どもの耳には入ってきておらないところでございますけれども、平成27年8月には女性活躍推進法が成立、ことし6月には働き方改革関連法案が成立し、女性は表舞台に出ることが少なかったわけですが、これからは女性も努力して社会で活躍していかなければならない時代となってまいりました。その一方では晩婚化、晩産化が進み、仕事と育児や子育て、介護の両立など、女性が置かれている社会環境は厳しい状況となっています。ところが、今や時代は一億総活躍、人口減少により女性の労働力が大きく必要とされるようになりました。お手元に資料をお配りさせていただきましたけれども、

(資料掲示) こういう、ことしOECDのほうで女性就労促進と少子化対策という概要のものが公表されました。これによりますと、1970年時点では女性の労働力率の高い国ほど出生率が低いという傾向がありましたけれども、2000年時点では女性の労働力率が高いほど出生率が高いという傾向が見られました。このことから、固定的な関係ではなく、社会環境の整備で促進されるのではないかと結果が出ておりますけれども、仕事、出産の両立が可能になり、これによって経済成長の実現になるというようなことでございます。ところが、環境を整えば女性の活躍推進への実現ができるかというと、女性にとっては、月経関連の疾患や女性特有のがん対策への適正な対応が急務とされているように、まだまだ女性にとっては大きな障害となるのがホルモンによる疾病です。一生にかかわるホルモン環境の重要な要素は、月経、生理ですね、妊娠、閉経が体の大きな出来事です。次にエストロゲンの変化と症状という資料がございますが、これを見させていただきますと、思春期から性成熟期、更年期、老年期というふうに進んでいくわけで

ございますけれども、平均初潮年齢が 12.4 歳から始まるということです。生理が始まってくると、女性は大変出産の痛みに似た痛み、それから貧血といったようなことが、個人差がございますけれども、そういうことも起きてきます。そして、性成熟期になりますと結婚適齢期、27.7 歳と言われております。それから、更年期のほうに入っていきますと、閉経年齢が 50.5 歳ということで更年期に入ってまいります。更年期を迎えますとエストロゲンのレベルが急激に低下します。それによって分泌が低い状態が続くと、骨粗しょう症ですとか、ほてり、発汗、それから鬱症状など、いろんな症状が出てまいります。男性と女性の違いは、生まれてから一生を通して、ホルモンの分泌がさきの図のように大きな障害となっておりまして、体調の変化、それから痛みにも長年耐えていくわけですね。30 年～40 年くらい、こういう痛みにも耐えていくわけですね。その中で、妊娠、出産、それから授乳期の一年間は、そういうエストロゲンの低調から避けられるわけですが、そうでない場合は本当に 30 年～40 年の間、そういう痛みとともに生きていくわけですね。私も月経困難や更年期など女性特有の苦痛とともに生きてまいりました。月経困難や 35 歳以上の女性において 50%以上が更年期障害によって就業に影響を及ぼしているということがわかりました。その経済的損失は、はかり知れないとされております。女性は、ほぼ 50 歳過ぎから退職していきます。男性のように、なかなか定年まで働いていくということが難しくなります。50 歳代の女性が体の不調もなく生き生き働き続けられたら社会は変わると思います。この世代はキャリア探索期・画定期とも重なっており、いろいろと挑戦し活躍したいこの時期に勤務を継続することが困難になったり仕事に集中して取り組めなくなったりしてしまうことが起こっております。庁内にも女性の職員が多いわけですが、こういうような痛みとともに、戦いながら仕事をされているということも理解していただければと思います。女性にとっては、その時期、実に悔しく、経済的にも損失だと思うわけですね。この時期、男性にも更年期がありますが、女性のように生殖機能が低下する閉経という大きな転機がございます。女性ホルモンに含まれるエストロゲンは、40 歳代半ばから減って、卵巣機能の停止する 50 歳あたりではほぼゼロになります。そうしますと、先ほどもお話ししましたが、更年期障害が出て、ほてりですとか鬱病、鬱症状、それから発汗、めまい、頭痛など、特有の苦痛に耐えていかなければなりません。じゃあ、これをどうしたらいいのか、何か手だてはあるのかということなんですけれども、それが（資料提示）、こちらの閉経女性における HRT の普及率というグラフがございますけれども、こういう療法がございます。HRT というのは女性ホルモンを補充する療法です。私もこの治療で随分助けられました。飲み薬、張り薬、またジェル等があるわけですが、また、エストロゲン低下に対してよく似た働きをする大豆に含まれるイソフラボン、またサプリメントなども効果がありますが、この HRT の普及率も低いわけですので、この普及も必要であるかと思っております。女性特有の月経ホルモンが原因の疾病については、女性自身も含め知識が少なく、みんな当たり前のこと、また触れてはいけないこと、タブーなことという常識でまいりました。このような中で、日本産婦人科医科学会の調査では 30 歳前後の女性では 150 人に 1 人、NPO 法人日本子宮内膜症啓発会議の調査では思春期女子の約 80%が

月経痛などにより就労、勉学、スポーツの影響を受けている調査結果が出ております。子宮内膜症といのは、子宮内膜組織が本来あるべき場所以外のところに存在し、女性ホルモンにより増殖、進行していく病気です。これは、もう大変ひどい月経痛を伴います。治療をしないままにしておきますと不妊やがんを起こします。ということで、若い女性には特に検診をしていただきたいところなんですけれども、特に若い女性にとって産婦人科に行くということは恥ずかしく、また仕事も休みにくく、足が遠のいておりますので、子宮内膜症の治療がおくれます。今は内診をしなくても調べることができますので、早く診察を受けてもらうことが必要でありますので、こういう検診を受けやすい環境づくりというのにも必要になってまいります。ホルモンが及ぼす影響を理解していくことで不快な思いや苦痛から解放され、女性が社会に認められていくためには、このような大きな障害があると感じており、男性の皆様にもぜひ理解してもらえよう、啓発、普及が必要ではないかと思っております。ということで、2－1、女性の健康診断の現状をお尋ねしたいと思います。

町 長

女性が社会で活躍する時代となりました。町でも女性の皆さんがさまざまな分野で活躍しており、大きな力となっているところでございます。町は、女性がさまざまな役割を持ちながら活躍するためには健康であることが重要であると捉え、さまざまな取り組みを行ってきております。詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

健康福祉課長

それでは、町が行っています健康診断について説明いたします。大きく3種類あります。1つとしてメタボリックシンドローム、生活習慣病予防のための特定健診、循環器検診、2つ目としてはがん検診、最後に健康増進法による健診で、そのうち骨粗しょう症検診は女性のみが対象となっています。これらの健康診断の町の状況ですけれども、特定健診に関しましては、国保被保険者の女性の受診率は6割ほど、協会健保の被保険者では全体で受診率は6割くらいですけれども、女性がほとんどであると思われます被扶養者の受診率は約2割と、とても低い状況です。このことは町の課題と捉えまして、今年度、初めて協会健保と今後について検討会を実施いたしました。2つ目のがん検診のうち女性のみが対象のものは子宮頸がん検診、乳房検診です。ここ数年、受診率に関しまして、子宮頸がん検診は30%台、乳房検診は年々増えておりまして50%を超えております。各計画では、受診率は目標値50%となっておりますが、子宮頸がん検診については至っていないところです。この女性特有の検診につきましては、働いている職場で受診を考慮しましょうという通知も出ておりますが、この地域でどのくらいそれができているかは承知できておりません。3つ目の骨粗しょう症検診につきましては、平成23年度に伊南地区にこれが実施できるいい機械が入った医療機関ができましたことで拡大いたしました。特定の年齢の方に行うわけですけれども、この受診率は30%～50%ほどございます。これは全国の中でもとても高いとのことで、全国を組織しています骨粗鬆症財団というところがございますけれども、ここの御依頼により町の取り組みについての動画を作成した経過がございます。財団のホームページをぜひご覧ください。フレイル予防、健康長寿のためにも重要な検診と位置づけております。また、これらの検診結果が精密検査となった方については、受診の確認を町で行っております。これに

橋場議員

基づき治療になった方もいらっしゃいます。以上、町の女性の健康診断の状況の説明とさせていただきます。

健康福祉課長

伺いました。大分検診の率はいいようございますが、子宮頸がんとか乳房、あるいはそういったがんに対しての検診はとても進んでいると思います。そして、後の追加の調べですかね、追加して後を追って調べていくということも実際にされておりますので、本当に漏れがなく皆さんに検診を受けていただいているのはいいのかなと思うんですけども、子宮頸がんはありまして、先ほど言いましたように内膜症についての検診という、そのところはどういうふうになっているのでしょうか。

橋場議員

子宮頸がん検診のときに問診票を行っております。そこに自覚症状等がございますので、細胞の検診結果のみでなく、違うびらんとか、そういうところもついてきますし、検診機関によっては細胞だけではないエコー検査をしているところもございますので、そちらの指摘が出ることもございます。その事務に関しましては、町のほうで必要により受診勧奨等させていただいております。

わかりました。子宮内膜症につきましては、手術をした後も、またこれが発症するというようなことがございますので、やはり、その後の勧奨というのも丁寧にやっていただければうれしいなというふうに思います。

それでは2-2質問にまいります。女性の糖尿病の状況と対策をお聞きいたします。今さまざまな骨粗しょう症、メタボ、生活習慣の検診があるということでございましたけれども、ことし日本人の働き方は大きな転換点を迎えておりまして、働き方改革の柱の一つが長時間労働の解消です。働き方改革は企業のあり方、労働者の働き方、ライフスタイルに対する考え方を変えていこうという改革です。このうち特に長時間労働は、女性にとっては家事や育児、介護などの両立を難しくし、出生率低下にもつながる大きな問題となっております。「労働時間が週45時間以上の女性は、糖尿病リスクが上昇し、女性は長時間労働の影響を受けやすいと考えられる。」ということをつとめ大学（注）の労働健康研究所のキャメロン・マスタード氏は言われております。そして「特に働く女性は、仕事以外にも家事や育児に追われて、自身の健康管理や休養に充てる時間を十分にとれない。」とも指摘しております。これは本当にそうだと思います。仕事をした後、うちに帰れば子どもの子育てだとか、それから育児にも、男性も協力はしてくれておりますけれども、追われるという時間が多いと思います。女性の糖尿病リスクを押さえるために労働時間を増やさない対策も必要ですが、リスクを抑えることも大切であります。リスクを抑える一つ健康診断で、特に女性の糖尿病の状況はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

健康福祉課長

それでは、平成30年3月に出了されました平成27年度の国民健康保険と協会健保を合算した特定健診の結果1,790人のデータがございます。協会健保と国保を合算したのは初めての取り組みで、県で行ってくださったんですけれども、この中で、飯島町の女性は、県内のほかの市町村と比べ、糖尿病関連の空腹時血糖が基準よりも高い方の割合が県内のほかの市町村に比べてとても多いという結果がございました。このデータの比較なんですけど、全部で16項目ございます。高血圧や資質異常などがあるんですけども、

ほかのところよりとても多いというのは、この空腹時血糖のみでした。これについて、なぜなのかということとはわかっていないところでございます。この対策につきましては、町が保険者である国民健康保険の皆様につきましては、国民健康保険データヘルス計画に糖尿病対策を盛り込んでおりまして、女性に限らずでございますが、一人一人の状況に合わせて生活の相談をしながら支援をしています。必要があれば治療をお勧めしたりとかしています。また、重症化予防として医療機関とも連携をしています。協会健保の方々は職域での支援となりますが、今後、コラボをしていくことも視野に入れているところです。また、妊産婦に母子健康手帳の交付時から糖尿病予防を含めた健康指導を行っておりまして、町が費用負担しています妊婦健診には糖尿病に関する検査があり、糖尿病の疑いの方は年に数人いらっしゃいます。妊娠中は医療による管理、出産後は生活や食事保健指導、また循環器検診や2次検診の勧め等、将来の発症、重症化予防を見据えた継続した支援をしております。糖尿病は自覚症状がなく進みますので、国保、協会健保とも4割の方が受けていない、扶養家族の方は8割が受けていない状況ですので、まずは健診を受けていただいて、自分の状況を知ることから始めていただきたいと思いますところ。また、糖尿病は重症化すると人工透析となることがございます。町の糖尿病性の腎症による透析者の割合は5割ほどで、ほかより少ない状況になっています。町では慢性腎臓病予防に20年以上取り組んでいまして、その結果、以前は人工透析者が全国平均よりも多かったのですが、現在は減少しています。透析者数は、世の中では増えている中、飯島は減少しているということで、逆の流れになっておることから、対策を継続して丁寧に行うことの重要性を感じているところでございます。

橋場議員

伺いました。糖尿病の検査は空腹時のときに多いということでございますので、町としては、非常に健康管理のこととか健康診断については特に一生懸命にやっておられますので、また、ここの空腹時になぜ血糖値が多くなるのかということも研究していただきまして、今後の女性の健康支援に当たっていただければと思います。

それでは2-3の「学校教育での女子生徒への健康支援、指導はどのようにしているのか。」ということでお尋ねいたします。男性の体と女性の体の仕組みは大きく違っております。このことが正しい知識として子どもたちに伝えられ、指導されることが大切だと思っております。私のころは、初潮が始まるころになりますと、何人かの生徒を集めて、その初潮に対する手当ですとか、そういうお話をしてもらい、また、保健体育ですかね、保健体育の中で女性だけ、女子だけ集めて説明をされるというようなことがありました。ところが、それもどんなことを言われたのかなあという記憶にないほどのことでありましたが、今の学校教育の場では、そういう説明をどのように行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

教 育 長

学校教育での女子生徒への指導ということですが、健康支援、指導については、健康支援、あるいは体づくり、母性保護、健康相談等がございます。全体的な指導としては保健体育の授業で行っております。これは、現在は中学校まで男女共修で行っておりますが、小学校3年生から中学生まで、体の発育・発達、心の健康、病気の予防、こうしたことを継続して、年齢に応じて学んでまいります。女子生徒の対象としては、

今、議員さんのお話がありましたが、宿泊行事の前に女子生徒対象の講話、あるいは指導を行っているところであります。母性保護については、小中学校、この保健の授業のほかにも家庭科で栄養とか体づくりについて学びますし、健康便りなどを通じて保護者へ啓発活動を行っているところであります。保護者には、体づくりという観点から健康指導に関する講演会を参観日に実施したりしておりますし、懇談会のときに御要望があれば養護教諭が保護者と懇談をするという事例もございます。女子特有のことですので、具体的な健康支援、指導については個人指導が非常に多いというふうに思います。これは、普段の健康診断とか生徒の様子から、養護教諭なり担任なりのほうから声をかけて相談を始める場合もありますし、本人、あるいは本人が保護者に相談して、保護者が養護教諭や担任に相談するといったようなケースもあります。また、なかなか相談しづらいというケースもありますので、スクールカウンセラーも含めて相談しやすい所に相談するようにということで、そういった窓口を子どもたちに周知しているところであります。学校で受けた相談については、養護教諭がコーディネーターとなって医療機関等の専門機関につないでいくというケースもあります。お聞きしますと、小学校では、担任の先生や養護の先生に相談するよりは、まず保護者に相談して、保護者がそのまま動いたり学校に相談したりするというケースが多いようです。中学生に関しても、相談はあるにはあるようではありますが、心の問題とか精神面での相談の数のほうが圧倒的に多くて、女性特有のつていうことに関しては数は比較的少ないというふうなことをお聞きしました。当町では、保健体育、あるいは今家庭科の授業のお話を申し上げましたが、こういう授業も大切にしつつ、相談体制を充実するためにも、現在は養護教諭のほかには保健師、あるいは相談員、それから県のスクールカウンセラーも配置しておりますので、子どもたちが相談しやすいところに相談できる体制というのに努めておりますし、今後も継続していきたいというふうに考えております。

橋場議員 細かに相談の窓口などができておっていいなあ思いましたが、県のほうのスクールカウンセラーですか、そこまで行くような相談事っていうのはあるんでしょうか。

教 育 長 こちらとしてはさまざまな相談に窓口を開いているつもりですが、実際に子どもたちが、あるいは保護者の場合もあるし、担任の場合もあるんですが、カウンセラーに相談するのはやっぱり心の問題とか精神的な不安の問題が多くて、体の問題をスクールカウンセラーにっていうことではないようですし、スクールカウンセラーも相談当事者との関係で全て赤裸々にということでもないもんですから、細かい数は把握できませんが、カウンセラーに体の問題でっていうことは数が少ないっていうふうに認識しております。

橋場議員 体の問題では少ないということですが、やっぱり生理が始まりますと、やはりその中で、先ほども言いましたけれども、お腹の痛みですとか、それからまた、それに対して貧血が起きたりとか、その中でいろんな悩みも出てくると思いますので、また、その辺の窓口を相談しやすいような窓口を開いていただければうれしいなと思います。

そこで、女性のライフステージに応じて就労支援やさまざまな支援が必要と考えますが、これまでは男性が働き手としてきましたが、これからは女性も働き手として参加していくわけですから、女性自身も女性特有の健康問題を知ると同時に、男性にも正しく

理解を持ってもらうということで、女性も社会で活躍する努力をしていくことが広まると思います。女性の登用や女性活躍のサポートを受けやすくもなると思います。社会全体で動きが進んでいくことを期待するわけですが、町では月経関連の疾患や、それから女性特有のがん、糖尿病などをサポートするようなことの事業もしっかりとできているようでございますので、女性が生涯を通じ自立して健康で明るく充実した日々を過ごせることが幸せな家庭または経済的効果につながっていくと思いますので、今後もいろいろ研究し、支援につなげていっていただきたいと思います。終わります。

議長　　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。

休憩　　午前 1 時 50 分

再開　　午後 1 時 30 分

議長　　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
10 番　三浦寿美子議員。

10 番

三浦議員　　それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に「上伊那地域の救急車の受け入れ体制の問題について」ということで質問をしたいと思います。「救急車が出発するまでがえらく時間がかかっていたように感じた。」という話や「知り合いが救急車で飯田の病院に運ばれた。」という人の話もお聞きしています。実は、私の知人もその中の一人で、救急車で飯田の病院に運ばれたという話をお聞きしました。飯田のほうにいて倒れたものと思っていたが、最近になって自宅のある駒ヶ根市で倒れ、救急車で昭和病院に運ばれてから飯田市内の病院に搬送されたということを知りました。残念ながら意識は戻らず、10 日ほどで亡くなりました。このような話を聞きますと不安になります。搬送先が遠いことは、救急患者のリスクがそれだけ大きくなることだというふうに思います。私は、救急隊が救急患者を救急車に乗せてから搬送先が決まるまでの所要時間が患者の生死や身体機能に影響するのではないかと考えます。搬送先が決まるまでの工程と、実際にどのくらいの時間を要するのか、把握をしておいでになりましたらお聞きをしたいと思います。

町長　　三浦議員の質問にお答えいたします。救急隊が現場へ到着してからの工程につきましては、まず到着後に傷病者の観察、処置を行いながら本人や周囲の人から傷病に至った経緯やかかりつけ医、治療中の病気や投与中の薬などの情報を収集しております。車内収容後におきましては、救急隊員が傷病者の容態や情報等を考慮して医療機関への受け入れの照会を行い、搬送先の医療機関を決定し、搬送を開始しているということでございます。また、救急隊が救急車に傷病者を収容してから搬送先が決まり、医療機関へ向けて出発するまでの所要時間は平均 5 分と聞いておるところでございます。

三浦議員　　私も消防署にお聞きしましたが、そのようなことをお聞きしております。救急病院の昭和病院、それから救命救急センターの伊那中央病院に受け入れを断られるっていうこ

町 長

とがあるというふうにもお聞きをしていますが、その事情について把握をしておられるかお聞きをしたいと思います。

飯島町からの搬送先は、地域柄、上伊那郡内の病院のほか、下伊那地域の病院へ搬送するケースもあるということでございます。町内からの搬送者に関しての病院側の受け入れですが、病院の診療科目や傷病者の病態、重篤患者の受け入れが重なっているなどのケースがあった場合は、まれに受け入れを断られることもあるようですが、病院側でも基本的には一旦受け入れをして、処置後に転送するなどの対応をとっており、受け入れを断ることはほとんどないと聞いております。ということでございます。

三浦議員

私もそのように認識をしております。再確認をいたしました。診療科目が、昭和病院の場合だと以前は産婦人科や整形が充実しておりましたので、昭和病院に搬送されれば昭和病院に入院ができ、手術もできるというようなこともあったようですけども、今は昭和病院から他の病院に搬送されるっていうことが多いというふうにもお聞きをしております。そういうようなことを考えますと、原因としては医師不足ということが一番の要因かなあというふうに私は捉えているのですが、どうでしょうか。お聞きをしたいと思います。

町 長

原因が医師不足ではないかという御指摘でございます。医師不足の状況ですけれども、上伊那医療圏の人口 10 万人当たりの医師数は県内 2 番目に少ない状況でございます。加えて、看護師数は県内最小となっており、上伊那医療圏は圧倒的な人材不足という状況でございます。医療従事者の確保が大きな課題となっております。この現状について、安心・安全に暮らせる地域であるための改善が喫緊の課題であることを認識しており、危機感を持っておりまして、毎年、国、県に要望をしているところでございます。

三浦議員

今、医師不足の状況、また看護師不足など、人材不足というふうなお話をお聞きしましたし、上伊那は県下では 2 番目に体制が弱いというふうにも今お聞きしたわけです。私が感じているところでは、医師の高齢化ということも相まって上伊那の中では医師不足が生まれたかなと、下伊那でもそういう病院もありましたけれど、高齢化が一番、それと、やっぱり事故があったときの不安、高齢化ということは事故があったときの医師の不安にもつながっていて、勤務医の皆さん、退職をされるとか別の開業の仕方をされるとかっていうような形でお医者さんが減っていったというようなことがあったように思っています。それで、そういう中で、そういう医師の高齢化というのは初めから想定のできることであったかなあというふうに私は考えていまして、国はそういう計画的な医師の養成を行ってこなかったんじゃないかというふうにも受けとめています。そういうふうにご覧になると、大学の医学部の定員を減らしたり、そんなこともあったわけですので、やっぱりそういうことが今になって影響しているかなあというふうには受けとめているわけです。そういう中で、身近な昭和病院でも、今言いましたけれども、産婦人科がなくなり、整形外科の医師体制も不十分になってしまったということで、やむを得ず町長の言いましたように郡外の病院に頼るというようなことが起きているというふうに思います。こういう状況がやっぱり救急患者の受け入れにも、非常に医師の不足ということが影響しているというふうに思っています。どうでしょうか、その点は同

じ考えでよろしいでしょうか。

町 長
三浦議員

おっしゃるとおりでございます。医療の基本的な不足の部分はそこだと思います。
町長と同じ認識ということです。

国の 2025 年を見据えた地域医療構想というのがあります。2013 年に約 135 万床あった入院の病床を 15 万 6,000 床削減するというのがその計画です。その計画に基づいて全国 47 都道府県がまとめています。長野県では、第 6 次保健医療計画というのがありまして、2025 年には 3,599 床が削減となるという計画が示されていまして、上伊那では 55 床が削減となっております。2003 年ころは、上伊那地域では病床の不足が深刻でして、344 床もの基準病床が足りていなかったというときがありました。その後、5 つの病院と診療所が強力に努力をされまして基準病床が確保された経緯があります。診療所から病院になったところや病院が増床をして、そういう取り組みをして、ようやく 1,304 床の基準病床数が確保されたということです。上伊那の 2014 年 10 月 1 日現在では、病院の既存の病床数は 1,304 床で、稼働病床数が 1,004 床、うち一般病床が 952 床であると出ていました。10 万人あたりに換算すると、全国平均 694.5 床ですので、上伊那は 516.54 床と少なく、先ほど町長が言いましたが、長野県内では非常に病床数が不足している、また医師も不足している状況になっています。稼働病床数が少ない要因は、やはり大もとは医師不足というのがあるというふうに思います。ですので、県の計画のままこれから病床の削減を進めていきますと、ますます上伊那では危険な、医師不足の状況がますます加速されるのかなあという心配を私はしているんですけれども、その辺をどのようにお考えでしょうか。

町 長

病床数につきましては、現況の細部につきまして課長のほうより御説明させていただきます。

健康福祉課長

それでは担当課のほうから説明をいたします。上伊那、先ほど議員さんのほうでおっしゃられました計画なんですけれども、平成 30 年 3 月に県が策定しました第 2 期信州保健医療総合計画では、上伊那医療圏域の病床数の必要量の推計値は 1,153 床です。現状の民間病院も含めました 1,321 床と 168 床の差がありますが、こちらのほう、上伊那の現状ではこれよりも少ないということになっております。70 床ほど基準の値よりも少ないということでございます。上伊那の公立 3 病院、伊那中央病院、昭和伊南総合病院、辰野病院の 3 つの病院が新公立病院改革プランというのを立ててございますけれども、こちらのほう、平成 28 年度の病床数、各病院の現状のまま平成 32 年までは行くというふうになっておりまして、維持をするという形になっております。国、県の数字を上伊那がそのまま受け入れているものではなく、現状に合った形でプランは立てられているということでございます。あと、上伊那地域包括医療協議会というところがございしますが、そちらのほうで検討もいたしましておりますし、上伊那の医療圏、地域医療構想会議の調整会議というものがございまして、そちらのほうでは医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療保険者、公立 3 病院、それから民間病院、社会福祉協議会、市町村代表、介護保険関係の代表が集まって構成している会議でございますが、こちらのほうでは、上伊那は圧倒的な人材不足、上伊那全体の病床数は基準より少ないので、これ

三浦議員

を維持していく、機能についてすみ分けしていく、これは高齢化社会に伴う病態の変化等に合わせたものにしていくという形になっております。以上です。

ただいま課長のほうから平成 32 年までは今の状況を維持していくというようなお話がありましたけれども、平成 32 年というのは、来年は 31 年、再来年が平成 32 年ですので、あと 2 年間は維持するということで、あとは、やっぱり計画どおり減っていくのか、そのまま今の状況で行けば減らすより仕方がない状況に追い込まれていくのかなあというふうに私は思っているわけです。それではまずいだろうというのが私の考えです。上伊那の全体の住民の命にかかわる問題ですので、医療体制の改善が求められると、上伊那広域や、やっぱり伊南行政組合がこの問題をどう捉えていくかということは大きな課題になってくるのかなあというふうに私は考えます。今は医師不足ということが、先ほども町長とも同じ見解を持ちましたけれども、この医師不足と病床数が減っているということには、これは関連があるというふうに思います。例えば昭和病院を考えてみても、整形外科や産婦人科がなくなれば、当然医師がいないので病院のベッドはあいてしまうということになれば、使われない病床がある。ですから、全体としての病床数はあっても実際に稼働していない病床数がかなりあるという、先ほども数字を示しましたが、そういう状況です。これが、例えば昭和病院に整形外科の医師、また産婦人科の医師が何とか来ていただけることになれば、また使われなかった病床もそちらのほうのために利用されると、そうなれば、救急搬送されるのも郡外に行かなくても昭和病院に昔と同じように、昭和病院に搬送されれば近くの昭和病院で診てもらえるというような状況にまた戻っていくというふうに思うわけです。そう考えますと、今の状況、例えば辰野、辰野も、辰野の皆さんは辰野病院をとて当てにしてきましたけれども、今の状況ではそれだけの体制がないので、結局、辰野病院では受け入れが難しいということで、伊那中央病院に搬送されるか、あるいは諏訪圏域、または松本方面というふうに搬送をされているそうです。この伊南のことで言えば、先ほども言われましたように、場合によっては伊那中央病院、場合によっては郡外の下伊那方面に搬送されていくというのが実態です。これが原因で、実際には医師不足ですので、ある病床が減っています。実際に稼働している病床数が少ないと。この計画のままで、県の計画のままで行きますと、使っていないから、使われていないし十分受診もできていると、郡外に行っているんですから、何とか郡内の皆さんにとっては一応医者にはかかっているわけですから、これで何とかなっているからいいだろうということになれば、上伊那の中の病床数は減っていくということになります。先ほど町長も言われましたけれども、医師の充足、医師が各基幹病院にきちっと確保できれば、病床数は減らすどころか、今眠っているのもまた再稼働して、ちゃんとベッドを使っていけるということになるわけですので、今のままで県の 55 床を 2025 年までには減らしていくという計画で「そうですね。」とならない、医師を確保するために力を尽くしてほしいというのが本来の上伊那の住民のための方向だというふうに私は思っているんですけれど、その辺どうでしょう。

町 長

病床数の適正な数というのは、一概に何床ということが言えない、いろいろな内容が含まれているんじゃないかなというふうに思っています。それは、病院を利用される場

合に、急性期、もう本当に大きな設備を持って手術が必要でと、こういう急性期の患者さんと、それが終わって回復期、リハビリ期に至っている患者さんと、慢性期、これが高齢化社会の特徴なんですけれども、毎日毎日医師がいて手当てする必要はないんですけれども、いつも同じような繰り返しなんですけれども、そういう方たちのための病床もあると、こういうことの中で、いろいろ一緒に病床数というのを捉えることはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うところでございますし、その担当の専門の方もそのようにおっしゃられているわけでございます。それで、上伊那圏内の医療圏においてどのような方法がいいのかっていうふうなことは、やはり専門に考えておられることがございます。ちょっと上伊那の状況をお話しさせていただきます。上伊那は、平成 21 年度から 25 年度にかけて、進む高齢化と疾病構造の変化に対応できる医療供給体制の充実、機能分化を目指して地域医療再生事業に取り組んでまいりました。これを進めるに伴い、昭和伊南総合病院の救命救急センターは平成 24 年度に伊那中央病院に指定がえとなり、3 次救急医療機関が遠方となっております。3 次救急っていうのは特に救急が必要なのというのが 3 次でございます。ところが、救急救命の集約化の中で、そういうことになって伊那へ行っちゃったんですけれども、それを補うために、上伊那消防の救命救急士及び高度な機能を持つ救急車の配備、ドクターカーやドクターヘリの整備等、連携体制の構築に取り組んできたところでございます。そして、昭和伊南総合病院は、3 次が伊那に行きましたんで、2 次救急医療病院を担う地域の医療機関となりまして、伊南地区の救急車の 85%を受け入れていると聞いております。また、昭和病院で初期治療を行い、3 次救急病院につなげることも行っております。2 次的に昭和病院で処置をしてから本格的な救急医療のできる伊那へ運ぶと、こういう連携も行っているということでございます。整形外科、産婦人科、小児科は、医師不足により受け入れが困難であるものの、こういった状況ではございますけれども、相談により応じておりますし、伊南にある南・北消防署から 85%の救急を受け入れていると聞いております。上伊那の取り組みにつきましては、上伊那地域包括医療協議会という緊急医療対策委員会において上伊那全体の救急医療について問題点を集約し、問題解決に向け取り組みを始めておるところでございます。いずれにせよ、救急医療は命を守るために不可欠でありますので、今までも行ってまいりましたが、これからも医療体制の整備と医師の確保について国、県に強く要望してまいります。ちなみに、救急医療は初期、先ほど 3 次 2 次が出てきましたけれども、1 次ということなんですけれども、初期救急医療体制の整備も重要であると強く認識しております。これは、町の中で軽いけがであれば対応できる医療機関の確保ということでございますけれども、昨年度、町内に外科治療のできる医師の開業に至っておりますので、初期の手当てはできる状況が飯島町にはあるということでございます。以上、病床数にかかわる医療体制の進行状況についてお話しをさせていただきました。

三浦議員

ただいま上伊那の状況、医師体制や病床のことについてお聞きをいたしました。今、国の方針としては、今、町長のおっしゃられたような形で地域医療、病院のあり方については考えられていると思いますけれど、例えば、私あと 5 年 10 年すればいい歳になり

まして、家族も大分、ひとりになるか、そこそこの歳の子どもが面倒を見て一緒に暮らすかというような状況になってくると思うんですけど、今も飯島町ではひとり暮らしの方や老老世帯も増えています。救急搬送されたときに、昭和病院だったら何とか行って顔も見ながら、何とかありますけど、もっと遠いと、なかなか、そこに搬送された家族の顔を見に、様子を見に行くということは大変な労力が要ることになります。昭和病院に行くだけでも大変だと言っている方も町内にはいるわけですし、やっぱり、そういうことを考えると身近な、以前は本当に昭和病院があるから安心だという時代もあったわけですから、町の高齢者の方が増えたり、そういう療養病床も必要だとか、そういうことも必要ですけど、本当にいざというときに頼りになる、やっぱり身近な基幹病院が充実をして、やはりそれに伴って、今まで一生懸命、地域の病院の病床を基準に近づけるようにということで努力をしてきたわけですので、それをまた生かせるような考え方をしていかなければ私はいけないんだというふうに思いますし、それが、やっぱりこの地域の皆さんの元気に暮らす力にもなっていくんじゃないでしょうか。もう本当に、今も昭和病院は駅からおりて遠いです。飯島はバスがね、ちゃんと乗れば、循環バス、平日だったら乗れますけれど、伊那も伊那中央病院は駅から遠いです。なかなか大変なんです。自分が受診することも大変ですけど、お見舞いに行ったり自分の家族の様子を見に行くということもとても大変で、そういうことを考えると、やっぱり私たちは負担をしながら昭和病院を今までも頑張って維持してきましたし、そこにきちっとした、何とか欠けているところもお医者さんに来てもらって、そうした科も受診できるようになって、救急の搬送もちゃんとそこで受け入れてもらって対応できるような、そういう体制づくりをするための努力をぜひ私はしていただきたいなと。辰野の皆さんも似たようなことになっているわけです。郡境で、本当に辰野病院もなかなか医師不足で大変で、中央病院も、先ほど町長が言われましたけれども、時々手が回らないので断られるんですね、どうも。そうすると諏訪のほうへ行ったり松本のほうへ行ったりということもあるようで、やっぱり、そのリスクは、遠くまで搬送されるわけですので、救急患者の命や、また、先ほども言いましたが、身体機能の問題とか、そういうことにもつながって、本当にリスクが高くなっていると思います。なので、ぜひ、国の言い分、いろいろあると思いますが、やっぱりこの地域の住民の皆さんの命を守るっていう点では、今まで頑張ってきて増やしてきた病院の病床数、減らしてほしくないし、やっぱり医師体制も整えていただいて、そのために、病床数を減らす計画よりも、医師を、少ないところに医師を何とか確保する努力を国にも県にも、また、この地域の各自治体の皆さんや関係者の皆さんには努力をしていただきたいなあというふうに私は思うところです。そんなことで、見解の違いはあると思いますが、一致するのは、やっぱり医師不足を何とかしたいということですので、ぜひ、そういう立場でこれからも上伊那広域でも伊南行政組合の中でも意見を言っていただきたいなあと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 私と三浦議員は、基本的には意見は同じ方向性を向いております。安心できる医療機関をつくらなければならないということは当然のことですので、それに向けて努

力してまいります。昭和伊南病院は、一時の非常に経営が困窮した時代から、お医者さんが本当にいなくなってしまうと困窮した時代から、今ようやく 33 名にお医者さんも増えてまいりまして、経営的にも安定しだしてきております。その中で、老朽化等が進んでおりますし、建てた時代が古くて、その規格基準が最近の規格基準ではないと、このような状況もございまして、新たな昭和病院ということの研究を始めておるところでございます。そういった中で、研究をする協議会等が開かれまして、いろいろの部分、知見の高い方々にお集まりいただいて、この地域に適した最良な医療機関になるべく努力されていくと思います。我々もそれを支援しながら、また必要なときに国、県へそれを要望してまいりたいと思っております。

三浦議員

ぜひ、よろしくお願いします。

では、2 番目の質問を行いたいと思います。2 番目は「急がれる冷房対策などについて」ということで質問をしたいと思います。ことしの夏、札幌市で生活に困窮していた 60 代の女性が電気をとめられて、エアコンはありましたけれども使えずに熱中症で亡くなったというニュースがありました。国は、このことを受けて、電力会社にむやみに電力の供給を停止しないように通達を出したというふうにお聞きをしております。今期の猛暑は自然災害と言われている。熱中症対策として、我慢せずに直ちにエアコンを利用してくださいというような内容の放送が流れる日が続いていました。しかし、冷房設備のない家屋に住んでいる全ての人が新たにエアコンを設置するということは、なかなか難しいのではないのでしょうか。特に体力のない病人や高齢者などにエアコンは必需品となりました。とはいっても、低所得者にとっては、エアコンの購入や設置は費用がかかり過ぎて、ハードルは高いというふうに思います。また、エアコンがあっても利用すると電気料金に跳ね返ります。利用を控えるということもあるというふうに思います。それも生活がかかっているのだから悪いとは言えないと思います。しかし、住民の命を守ることが最優先されるべきだということで、今回の夏のこの猛暑は自然災害だというふうに言われております。ということは、熱中症対策というのも自然災害に対する防災対策であるというふうに考えるべきではないのでしょうか。実際にエアコンを使い始めた人の 7 月半ばから 8 月にかけての電気料金の請求書を見せていただきました。前月よりも使用電力が倍以上になっておりまして、使用前の月よりも約 1,000 円、電気料が高くなっておりまして。これでは使いたくても我慢する、そのほうを選ぶというのもわかるなあというふうに私はそのとき思いました。じゃあ、それでいいのかとなると、またそれも違うんじゃないかなあというふうに思うわけです。誰の命も大事ですので、このような状況を解消するために施策を講じなければならないのではないかなあというふうに思うわけです。私が提案したいのは、低所得者のエアコンの設置に補助制度を設けること、電気料金への助成制度を創設することを検討してはいかがかなあというふうに思いまして、提案をしたいと思いますが、所見をお聞きいたします。

町 長

例年にない 6 月中の——6 月中にもう梅雨が明けたということから始まりまして、7 月の酷暑は皆さんも承知されていることと思います。テレビをつけますと熱中症による救急搬送のニュースが流れておりまして、この上伊那地域でも新聞に同様の記事が毎

日のように載っておりました。また、熱中症により亡くなられた方が、エアコンがあるにもかかわらず利用していなかったケースが報じられておりました。以前はエアコンがなくても生活ができていたこの長野県でさえも、連日 35 度を超える暑さによって需要が急激に増え、加えて、ことしは災害地避難が優先ということでありまして、注文しても設置まで 2～3 カ月かかるというような状況もあったようでございます。エアコンの必要性は十分理解できますが、購入補助、電気料金の補助という補助制度につきましては、慎重に研究していく方向であり、現実には、すぐには厳しいと捉えております。しかしながら、猛暑が来年以降も続くことは容易に予測できることであります。県では、節電・省エネ運動の一環として、夏場の暑さや冬の寒さに対して県民の方が快適に過ごしていただける施設や場所、公共機関の利用を促し節電、省エネを図るとともに、地域経済の活性化にもつなげる一つの方策としてクールシェアスポット、あるいはあったかシェアスポットという取り組みを行っておるということでございます。町としましては、この取り組みの飯島版をつくりまして、快適な居場所づくりと地域づくりにつなげていければと考えております。とりわけリスクの高い方々につきましては、地域包括支援センターの取り組みや地域福祉活動の中で特別に取り組んでいけたらというふうに思っております。詳細につきましては課長のほうより説明をさせていただきます。

健康福祉課長

この活動につきましては、電力の関係もございますので、なるべく進めていきたいというふうに思っております。県で行っておりますクールシェアスポット、あったかシェアスポットというようなことでございますので、飯島町におきましても、今、県のほうのホームページを見ますと、飯島町は図書館がそここのところになっているようでございますけれども、これをもうちょっと増やしていく、あるいは、これから全くお願いをすることを始めるわけなんですけれども、自治会の集会所等でそういうことができればいいのかなとか、公共施設のところでそういう取り組みができればいいのかなということ、この質問により考え始めようというところでございます。

三浦議員

なかなか全ての皆さんにエアコン設置の補助をしてとか、幾ら低所得者の方を対象にといっても、私もなかなか、これはうまいこと全部いくとはいいうふうには思いませんですし、ですけれども、現状そういう実態があるということで、ぜひ検討の課題には、制度についてもまた検討をしていただきたいなあと。それから、今、クールシェアスポットやあったかシェアスポットというお話がありました。ぜひ多くの皆さんがね、そういう認識をしていただいて、また、そういう所を集えるような方法というか、ただ声をかけたらそこに集まれるというわけではありませんし、例えば自治会の集会所でもエアコンはなくて扇風機で過ごしているところもありますし、それぞれですので、また状況を見ながら、そういうところにも支援をして、じゃあエアコンを設置して、そこに集まっていたくというようなこともできるなら、そういう対策も必要でしょうし、ぜひ研究をしていただいて、冬はじき来ますし、またじき夏が来ると思いますので、ぜひ、その熱中症や、凍死をするっていうのは、飯島町ではまだちょっと、それを考えることは少ないかもしれませんが、そういうことも含めて問題もあると思いますので、課題として、ぜひ検討をしていただきたい。また、いろんな工夫もしていただきたいなあと。

あと、例えば今回の豪雨災害とか、そういう中で、熱中症対策で避難所にいる皆さんに訴えていたのが、体を冷やす、わきの下とか、そういうところを冷たいもので冷やすとか、そういうことをするだけでも体温が下がって熱中症対策になるので、ぜひそういうこともやってほしいみたいなことを言っていましたので、違う方法で熱中症にならないような対策も研究されて、ぜひ住民の皆さんにね、エアコンを入れなくても何とかこの暑い夏を熱中症にはならずにご過ごせたというようなことができるような、そういう工夫もぜひ研究していただきたいなあというふうに思いました。じゃあ、それはそういうことで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、今度は冬の暖房について提案をしたいと思っているところです。過去には福祉灯油券を活用したときがありました。福祉灯油券交付事業というのですが、これは多くの方に喜んでいただきました。昨年の冬の最低気温はマイナス10度を下回る、そんな日もありました。寒い冬でした。灯油の価格は高い、本当になかなか下がらない、寒くなってくるとまた高くなるというような状況もありますし、どうも原油が日本に入ってくるのが少なくなるのかなあ、そしたらまた高くなるのかなあというような世界の情勢もあるようですので、またこの冬は灯油が高くなるかと心配をしているところですが、そういう中で、夏の暑さと同様に、今までにない寒気が続けば、これまた自然災害というふうになるのではないのでしょうか。寒い日に暖房を控えるというようなことがないような対策をするべきではないかなあというふうに思います。それで、ぜひ福祉灯油券の交付事業を復活していただきたいというふうに私は提案をしたいのですが、所見をお聞きいたします。

町 長 冬の福祉灯油券は、このことにつきましては、飯島町は過去にそれを実施した経過がございます。御存じのとおり、中東の戦争において灯油の輸入が非常に厳しくなった状況の中において灯油が急騰したと、そういう時代背景から、その福祉券が配られたということでございます。冬、寒いという期間は、夏のエアコンが欲しいという期間よりもやはり長いなあというような状況でありますから、そういうような状況につきましては、生活弱者についての配慮は検討したいというふうに思っておりますけれども、まずは、最初に、そのあったかシェアスポット等を現実的なものにしていきたいというふうに思っております。

三浦議員 ぜひ検討と、あったかシェアスポットの活用を、皆さんが、そういう皆さんがね、ちゃんと活用できるような仕組みづくりをお願いしたいなあと思います。

それでは、次の質問をいたします。保育園や小中学校のエアコンの設置には、現状の受電設備では許容量を超えてしまうために受電設備の増強が必要だというふうにわかりました。そういうことがわかりましたので、そういう認識でよろしいのかどうか、これは教育長に、保育園、小中学校のことですので、認識について確認をしたいと思います。お願いします。

教 育 長 幾つエアコンを入れるかということにもよりますけれども、例えば教室、子どもたちが勉強するような教室に大体全部入れるということになると、より電力量の大きい受電設備を増設しないと設置できないということになります。

三浦議員

ということで、各教室に私は、保育園も各教室、それから小中学校にもそれぞれの教室に、私はこれからのことを考えれば必要だというふうに思っています。早速全部を一度にエアコンを入れるということが可能かどうかということは、財政の問題もありますので、それはそれとして、そういう大きな電力が必要になれば、やっぱり一つ一つエアコンを入れるたびにその設備をしていくということではなくて、事前にそれだけの設備が必要になるんじゃないかなあと、そうしないと何かすごくもとお金がかかりそうな気がするんですけども、それは必要になってくるんじゃないかなあというふうに思います。私の家の中のことを考えてみても、わずかなあれですので、電気器具を同時に使ったらブレーカーが上がってしまうというようなことはよくあることですので、こんなことが起こりますと、学校のエアコンを各教室に入れたら、みんな使えなくなってしまうと、ほかのことも使えなくなってしまうということでは困りますので、やっぱりそれだけの設備が必要なんではないかなあというふうに思います。時間が余りありませんね。そういうことで、その受電設備を増強すると、それだけで、それでよかったねというだけではないなあということもわかってきました。というのは、電力量を大きく上げますと契約料金も上がりますので、エアコンは夏だけ利用する、それだけのために、これから一年中、それから毎年毎年、契約料金が高くなったのを支払い続けなければならないということになってしまいますので、私の足りない頭で考えたのが、例えば太陽光発電でエアコンに直接電力を供給したほうが、太陽光発電の設備そのものにはお金がかかるかもしれませんが、ずっと長い間、電力会社にその契約料金を払っていくよりも、住民の皆さんの税金を有効に使える方法としては、そのほうが理にかなっているんじゃないかなあというふうに思いまして、そんなことを検討してはどうかというふうに思って、提案をしたいなあということなんです。私には余り細かい、その太陽光発電でどうすればそういうことが可能かとか、じゃあ夏場以外の残った電力をどうすればいいかということ、細かいことは私にはわかりませんが、でも、可能性があるなら、そういう研究、検討をされたほうが今後の町の事業としては有効じゃないかなあというふうに思いますので、いかがでしょうかということと、あと、もしできれば、町でできれば、屋根貸し事業で今業者さんが町の屋根も使っていますけれど、そういう可能性があれば、そういうことも検討してはいかがかなあと思いまして提案ですが、いかがでしょうか。

町 長

議員がおっしゃったとおり、エアコンを一斉に使うと、電気も一斉に使うということです。一番大きな電気を使う量に合わせて一年中の電気代を払わなきゃならないと、ということでございます。ですから、非常にエアコンを設置することにおいて電気料金が跳ね上がるっていうことは目に見えておるわけでございます。そういうことは皆さんのおっしゃるとおりでございます。ですから、これを、やっぱり知恵を絞らなきゃいけないと、このように思っております。太陽光を使ったり、あるいはその時期だけ発電機を動かしたり、もっとほかの方法ということで、いろいろ研究していく今最中でございますので、皆様方もいろいろお知恵がありましたらお寄せいただきたいと思います。

三浦議員

終わります。

議 長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午後 2 時 2 1 分

再 開 午後 2 時 2 1 分

議 長 会議を再開します。
8 番 折山誠議員。

8 番

折山議員 通告順に質問してまいります。初めに質問事項 1 「地域福祉・地域医療政策を問う」ということでございます。私、議員になって最初の一般質問、6 年前、25 年 6 月 10 日でございますが、やはりこの同じテーマでした。地域福祉と地域医療、質問を通じて福祉と医療の政策のありようは何かということで時の高坂町長と議論をさせていただきました。初めてで心もとない私の一般質問ではございましたが、前町長には真摯にお答えをいただく中で、思いだけは共有できたのかなというふうに、そんな記憶がよみがえってまいります。

質問要旨 1 「後継者不在の高齢者世帯が急増している。人生の終末期まで地域で暮らしていける政策推進を求める。」。私の周りでは「歳をとったら施設へ入るからいいよ。」つていう割り切りをされている方もおりますが、できることなら在宅で人生の最後までを過ごしたい、そういう願いの方の声は、やはり多いものでございます。そこで、ざっくりとした質問ですが、こうした地域に暮らす皆さんの思い、行政トップとしてどうお受けとめになるのか、端的にお考えをお聞かせいただければと思います。

町 長 折山議員の質問にお答えします。世帯後継者不足の高齢者世帯が増加している状況は、町としても認識しています。今年度より町の第 8 期高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画がスタートし、特に総合事業の充実の中で地域総合体制の維持、構築を図っていく必要があるということを認識しております。計画では、現在の自治会、地域におけるコミュニティの仕組みについて新たな取り組みを加えながら、なるべく人生の終末期まで健康で自立して住みなれた地域で暮らすことを目指してまいりたいと思っております。さらに、これについては、ボランティア支援ネットワークなどを主体とした相互の仕組み、民主主体相互に協力できる体制を構築していくことが大事だと思っています。まず、今の議員さんの質問のように、やはり家族のそばで、おうちでみとられたいというのは人間の心情だと思っております。

折山議員 やはり行政トップの方がそういった思いを心の中にとめ置かれながら日々の政策を進められていくっていうことは、大変町民にとっては幸せなことかなというふうに思います。町長も私も 1950 年代生まれ、私はそうなんですが、町長もそうだと思います。初めのころだと思います。我々の子どものころ、総じてみんなが貧しくて、食べ物も少なく、服は継ぎ当てで結構重い服を着て、よほど重い病気にならなければお医者様にはかからせてもらえず、蜂に刺されれば、これは大人の言うことを信じて「おしっこはアン

モニアなんだからいいんだ。」と、おしっこをかけて、すり傷や切り傷は赤チンを塗って、そのままでございました。ですから、傷が化膿して、かさぶたが手や足にできて駆け回っている子どもたちをよく、私もそうでしたが、町長の時代もそうだったのではないかなというふうに思います。今と違い、医療も発達しておりませんでした。私は阿智村だったんですが、周りには脳卒中などで言語や四肢に障害を持ったお年寄りが多くいて、その皆さんは不自由ながらも、歩ける方はよろよろと杖を突きながら外に出て、飛び回る子どもたちを眺めながら、あるいは四季の移ろいを眺めながら、いずれは人生の最後を在宅の中で周りの人にみとられながら終えた、我々の成長期はそんな時代だったのではないのかなというふうに思います。また、貧しいんだけど夢や希望はみんなが持っていて、御近所同士の思いやりや助け合いが普通にそこにはあった、そんなような気がします。私も前期高齢者の仲間入りをいたしました。終活に向けて自分自身が歩み始めた今、お金や物では得られないもの、幸せて何なんだ、こんなことを考えるときが多くなりまして、考えてみますと、その時代の皆さんっていうのは幸せだったのではないのかなあ、そんなような気がいたします。さて、今日では随分暮らしも変わってまいりました。お金がなければ一日が過ごせません。暮らしが立ち行きません。生活のために家庭の事情よりも勤めが優先をされ、というよりも、されがちになり、若者はみずからの働き方を優先して遠方で稼ぎ暮らす、そんな世帯が私自身の周りにも以前よりも目に見えて増えてまいりました。地域には働き蜂の時代を過ごしてきた高齢者の皆様が残ри、その皆さんの中には御近所のおつき合いがそんなに上手でない方もいらっしゃいます。しかし、その皆さん方は、地域で支え合った古きよき時代を成長期として過ごしてきた皆さんでありまして、その時代のよさっていうのを体にすり込んできた皆さんであります。ですから、一線をリタイアしながらも、体力的にはまだまだ元気に地域で活躍できる皆さんが今続々と増えているという我々の周りの環境でもございます。くどくどと回り道をいたしました、町長に古きよき時代の地域互助、そういったものをいま一度ちょっと思い起こしていただきたいということで、ちょっと長々と申し上げましたが、質問要旨1-1に入ります。

「行政が支援し、社協が核となった地域互助体制構築を求める。」この点について伺ってまいりますが、こうした現役リタイア組の皆さんが互助に活躍できる、町の単位ではなく、地区、4地区、こういった単位でもなく、自治会単位の取り組み、こういったものを進められないか。できるだけ顔なじみの範囲の中での取り組み。いちいの会、大分時間がたってまいりました。まさしく今後の地域互助の基盤として期待されるものであります。町のこうした政策っていうのは当然高く評価されていいものかと思いますが、一方、課題もあると思うんですよね。いちいの会によって高齢者の身近に年数回の定期交流の場っていうものが確保されました。しかしながら、今後は歩いて集会施設まで来られない方、なかなか地域になじめずに、その場へ出られない、閉じこもってしまう方、こういった皆さんをどうやって会に取り込んでいくか、それが次の段階の地域互助に向けたいちいの会などの課題かなあというふうに感じるものであります。自治会単位ですから自治会組織で頑張れよということになろうかと思うんですが、御承知のとおり、自

自治会組織の中核となる役員の皆さんっていうのはおおむね現役世代なんです。現在でも過重負担に悩まされている。したがって、自治会が主導して地域互助を進めるっていうことは、役員さんの負担などを考えますと、なかなか厳しい実態がそこにあるのかなあというふうに思うものであります。そこで、行政が多年にわたり福祉ボランティアや地域互助に取り組み、その手法に精通している町社会福祉協議会、こうったところと連携をして、お互いにリーダーシップを発揮していただき、自治会内の高齢者互助、これのさらなる体制構築に取り組んでいただけないのかなあということを求めるものでございます。お考えを伺います。

町長 町の魅力という観点から捉えますと、まずは、経済、自然、観光等、いろいろ挙がると思います。しかし、その土台は、やはり地域の福祉の厚みかというふうに捉えております。この理想郷は、地域で助け合うという言葉が一般的に使われております。余力のある人が弱者を助けるという状況、しかし、この世の中は、助ける側がいつ助けられる側になるかわからない状況が常にあります。助けたり助けられたりということ。私は、この関係を、気楽に頼り合える関係をこの地域の中でつくれたらいいなあというふうに思います。ある意味、元気な人が助けてやった、助けてやったじゃないかという貸し借り、そういうことは考えていないと思うんですけども、そういうごくしゃくしたものよりも、困ったときに誰でも声を上げられる、私はこの部分は助けられるけれど、この部分は弱いんだよねと、こういう自分の弱い部分について「助けて。」と素直に声を上げられる、そして隣近所が、その連携、きずなの中で、お互いが頼りになる、「この地域って意外と頼りになるんだよね。」ということが一番のその地域の賞賛の言葉じゃないかなあというふうに思っておるところでございます。そういった関係は、組織的に今まで多くの方が福祉の飯島を構築する上において、ボランティアとか、いろいろの団体を育ててきてくださいました。それが社会福祉協議会というところで多く取りまとめていただいております。そういったことからいうと、その社会福祉協議会を中心にボランティア、あるいはそういった結の世界を構築していくことが大事でありますし、議員がおっしゃられた最小単位は、やっぱり自治会であろうと、このように思っております。隣近所、本当に身近なところで頼りになる関係をつくっていったらいいなあ、これが理想だなと、このように思っております。先日も福祉のふれあい広場が開催されまして、同じような趣旨を開会で申し述べさせていただきましたけれども、あの朝の準備に二百数名が集まっていただきました。これは、やっぱり飯島町の福祉の頼り合える底力の力の集まりだなというふうに心強く思った次第でございます。それからもっともっと広げていったらいいなあというふうに思っておるところでございます。哲学的な雑駁な大きなお話でございますので、これで御勘弁いただきたいと思います。

折山議員 町長は、たびたび御自身のワンワードを、これいいだろうって言って自慢なさいますが、余り感動したことはないんですけど、きょう、町の魅力は、そのうちの福祉の厚みだという、このワンワード、大変感動いたしましたし、改めて、また町長の姿勢を、また違う姿勢もおありになるのかなあということで感じとらせていただきました。

質問要旨 1－2 「七久保診療所の週半日開所と訪問診療。町内開業医への働きかけを

求める。」この点について伺いたいと思います。これは地域の強い声であります。このところ地域住民から「町は、七久保診療所をずっと閉鎖してしまうのか。そういう姿勢か。」という不安、不満の声が多く、その都度、私なりに経緯は説明しておりますが、こういう機会ですので、改めて町長の口から、町民、特に七久保区民に向けて、新たな開業医を求めているということ、医師が見つければ診療所再開に向けて努力をしていくんだ、そういうことを力強く御明言をいただきたい。また、当座の措置として週に半日、七久保診療所の開所、それから町内の訪問診療、これを、ぜひ開業医の皆さんの御協力の中で実現できるように協力要請を求めるものでありまして、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

町 長 高齢化社会の中で、安心してかかれる地域の医師の存在は欠かすことができないものだと思っております。七久保診療所の再度の開所につきましては、町内の先生方にそれぞれ検討をいただきましたけれども、困難ということで回答をいただいたところでございます。町としましては、医師会の折に再度検討をお願いいたす所存でございますけれども、少ない開所日であっても診療所という設備は丸々必要になるということ、またレセプト管理、医師の皆様へのさらなる負担、専門職の事務職員もそれで必要ですし、医師の皆さんのさらなる時間への拘束等ありまして、現実的には難しいというところでございます。しかし、訪問診療でございますけれども、町内の医療機関につきましては、主治医としてそれぞれ往診をいただいております。終末期についても家族と相談し対応してござっております。自宅でのみとりということも御家庭で行うことができるわけでございます。日本の医療保険制度は、本人、御家族が主治医、かかりつけ医を決める制度になっていますので、在宅医療、在宅往診等、御希望がございましたら、まずはかかりつけ医を持っていただくということが肝要かと思うところでございます。ただいま、現在もなお、お医者さんについて情報があれば、足を運んで御本人とお行き会いし、「来てくれないか。」と、こういうお話はさせていただいております。その中で実現がかなえばいいなと、このように思っているところでございますけれども、引き続き努力をまいります。

折山議員 町の姿勢を明確にいただきました。ただ、できるだけ町民の皆さんにもそういったことを広報していただきながら、主治医を持って、訪問診療もそのことで対応していただいているという実態、できるだけ広報、普及をしていただければというふうに求めるものであります。

質問要旨 1－3 「各地区集会施設から医療機関まで、直通バスの週一往復便の運行を求める。」ものでございます。昨年12月に同様の一般質問をいたしまして、現行の循環バス、福祉タクシーを活用されたいとの御答弁をいただいておりますが、地域住民の皆さんの要望の声が強くて、また、高齢化に伴い免許証の返納者が増え、隣近所で一緒に自家用車通院をしていたんですが、1人の方が返納されたことにより複数の人が同時に通院難民となるケースも増えております。そういった現状に鑑みまして、改めて伺います。せめて、4地区ごとにそれぞれ週1往復便でいいんですから、例えば地区公民館施設から町内医療機関を循環するようなバスの運行はできないものではないのでしょうか。費用的に

も、その程度なら町の大きな負担、財政負担にはならないんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長

それでは、御提案をいただきまして過去にも答弁をしたという経過がございます。これにつきましては、やはり特定の医療機関への通院のために町が直通バスを運行することは、やっぱりできないところでございます。町の循環バスでありますいいちゃんバスですけれども、土曜、日曜、祝日や年末年始を除きまして年間 240 日余り、1 日 4 回運行をしてございます。昭和伊南総合病院と飯島駅を結びます病院線のほか、町内の各地区から町内の主要施設を結びます循環地域線は 3 路線がございまして、地域線のバス停につきましては、各地区の公民館、また集会所のみならず、地域の皆さんの身近なところにバス停を設置してございまして、循環バスの乗り降りができるようにしてございます。非常に細かく設置してございます。また、この主要機関でございすけれども、役場、また石楠花苑、生協のケアセンターいいじま、それぞれバス停を設置してございまして、かかりつけの町内の医療機関のすぐ近くでバスの乗り降りができるという形で考えてございます。料金につきましては一律 200 円という形でお願いしておりますので、こういった部分、町内の医療機関への通院につきましては、ぜひ、この循環バスを御利用いただければと思っております。また、どこの医療機関に行くにはどういうふうに循環バスに乗ったらいいかということなど、またお気軽にお問い合わせいただければ幸いと思っております。ちなみに、七久保地区から石楠花苑等、周辺の医療機関へ通う場合でございすけれども、予約が必要でございすけれども、高遠原集会所を 7 時 15 分に出るような形になりますと、石楠花苑、生協ケアセンターいいじまでございすけれども、7 時 55 分ごろまでには到着するというような形でダイヤのほうも組んでございす。ぜひ、こういった循環バスをまず御利用いただきたいと思っております。

折山議員

いろんなケースがあって、循環バスが今のコースが便利な方もいれば、御家庭の事情で、ちょっと、例えば七久保林業センターまで送って行って、帰りの時間を想定して、そこまでなら抜けてきて、ちょっとできるっていったような方の声でありまして、ただ、気になったのが、特定の医療機関へ循環バスを運行することはできないという発言がございましたが、昭和病院は特定の医療機関ではないのかどうか。私の言っておるのは、特定の医療機関ではなくて、町内の医療機関を循環するということを申し上げました。だから、どこかの医療機関へ往復便をつくれというんではありません。それぞれを発進してから複数の医療機関を回って、またそこへ戻ってくるっていうことでありますので、ちょっと御答弁の理解ができなかったという点、あわせて待合所、今、例えば中央クリニックさんでは、診療が終わって次のバスの時間まで「どうぞ待合室で待っていてください。」と親切な対応もしてくださっておりますし、社協さんでも「どうぞ御利用ください。」ということがあるんだそうですが、使う側が、お昼にかかると職員の皆さんに迷惑かけちゃって申しわけないなとか、かなり気兼ねをしながらという声もお聞きします。そこら辺、何か整理ができないかな、以上 2 点、再度お答えください。

総務課長

大変失礼いたしましてございます。昭和伊南総合病院につきましては、やはり過去に町民の皆さんから御要望がございまして、直接町内から昭和伊南総合病院を結ぶ路線と

折山議員

してそれぞれ御理解をいただきながら運行をしてございます。そういった部分で、ほかの町内の開業医につきましては、そういった部分で循環バスを順次乗り合いバスで、バスタクシーで巡回しております。そういう体制で行っておりますので、よろしくお願いをいたします。それから、待合所等につきましては、やはり、そういった医院さんの最寄りのところで御協力いただいておりますという形でございまして、この待合所の設置につきましても今後研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

結果は、できないというお答えだったと思うんですが、できないとしちゃうのか、今、総務課長はどういうふうに分析されているのか、バスに乗る方ってほとんどが病院通いの方じゃないですか、町内を循環したって、買い物に便利な今体制はとてもないと思います。お友達のうちへ行くのに、そう循環バスを使う方はないとすると、本当に薬を受け取りに行く、週に一遍の診療を受けに行く、そして薬剤師さんから血圧の薬をもらってくる、多くがそういった利用者の皆さんじゃないかと思いますので、できないという、ここで結論を出さずに、次の審議会で、こういった要望もあるんですが、私の言っておるのは週に1往復便ですよ、可能、みんなで検討していただいて、何が有効なのかっていうことを考えていただく、そのくらいのお答えはいただきましたのかなあとと思います。再度はお求めしませんが、ぜひ次の審議会で、こういった声もある、週1往復便、診てもらって、いつもの薬の調合をしていただく、こういったことはそんなに無理なことなのかどうか、手法と効果の点でもぜひ御検討いただければと思います。

質問事項2「林業振興と千人塚観光開発を問う」という内容でございます。

質問要旨2-1「里山林業起業支援・林業従事者育成支援など国県と連携した林業振興施策を求める。協力隊制度の活用など。」ということですが、過日、議会と町的林務委員さんとの懇談会がありまして、間伐現地を視察いたしました。手の入った山林と、そうでない山林の違いを現地で目の当たりにしてまいりました。手の入っていないところは、込み合っていて暗くて、したがって下草も生えない、土の力、地力の落ちた山林でありましたし、また手の入ったところは、日の光が差し込んで、樹木そのものがぐいぐいと成長していくんだらうなということを感じさせる力強い山林でございました。地力の明らかな違いは、最近特に多い豪雨災害の地滑り、山林の地滑り、こういったものにも強い山なのか地力の弱い山なのかで大きく影響すると思いますし、飯島町の西側の山麓には、まさしく至るところが、そういった場所の近くに民家が配置されているっていう、こんなような状況があるわけでありまして。残念ながら、町内の山林の多くは手が入っておりません。理由は、所在不明地主などにより団地化が困難であったり、補助制度の対象とならないなど費用捻出が大きいものでありますが、あわせて林業従事者の圧倒的不足がその底辺にはあるものと思われます。林野庁では、昨年2月に自治体向けのパンフレットを発行しております。タイトルは「森林・林業の分野で地域おこし協力隊制度を活用して地域を盛り上げてみませんか?」というものでございます。多くの隊員を求め採用している町長、このパンフレットの件は御存じでしたでしょうか。

町長
折山議員

そのパンフレットは知りません。

ぜひちょっと、せっかく林野のほうから自治体向けに活用してくださいと、地域おこ

しに活用してくださいと呼びかけているパンフレットですので、全額国庫です。その方に力を貸していただきながら町の林業が活性化することになればいいかと思いますので、ぜひ読んでいただいて、活用について求めていきたいと思います。現在、町内の山林を管理しているのは、国有林は森林管理事務所、そのほかは森林組合、民間事業者、そして山主個人、こういった皆さんだと思います。しかしながら、木材価格の低迷後は、よい樹木を育て適期に伐採し販売するサイクル、こういったものが崩壊しまして、したがって、市場が求めるよい木材を育てていくという技術、伐採適期を見きわめる技術、高値で販売をする技術、こういったものの伝承が今、途切れつつあるように感じます。多くは、公の補助金に頼って水源涵養などの環境保全のための施業が細々となされているのが現状かと思われます。全体としては、林業をなりわいとして生きていく人は減少をし、事業後継者不足は深刻だと感じております。このような中で、町内には、元気に起業をし、県域を越えて活動する林業事業主として地域の林業を守っている方もいらっしゃると思います。従業員も10名余ということだそうです。中には若い女性も活躍しているというふうなお話も伺いました。こうした事業者を支援し、大切に育て、また後継者づくりを支援していくことも、優良な森林を育て守るべき行政の担う役割ではないのかなというふうに考えるものであります。全国では、協力隊員を活用して、林業を通じた観光、地場産業品開発、地場産業の育成に取り組む自治体があります。町長の目指す千人塚観光開発。例えば、千人塚周辺はすべからず山林でございますので、自然公園法や森林法などにより強い伐採等の規制、こういったものの地形地物の変更の規制、こういった土地もあることは承知しておるわけでございますが、山林整備を目的とした作業道の整備、これは周辺遊歩道の整備にもつながるものがあるんじゃないのかなあと、豊かな自然を訪れる皆さんに楽しんでいただく工夫として、国や県の補助金もそういったことに活用できるんじゃないのかなと、先ほどの質問の中でこれにやや通じた質問と御答弁がありましたので、改めてそんな点をお聞きしたいと思います。協力隊員にこうした民間事業者のもとでの技術の伝承機会を与えまして、また林業に魅力を有する若い皆さんのさまざまなアイデアと行動を活用して、林業振興と千人塚観光開発など複合的な地場産業の発展に今後結びつけていくことを提案しながら、町長のお考えを伺いたいと思います。

町長 林業の振興でございますけれども、国からは平成31年度より森林環境譲与税が配分される予定であります。また、県においても今年度から長野県森林づくり県民税が継続となり、第3期がスタートしております。国と県とさまざまな動きがあることから、町としましても制度を有効活用し林業振興を図ってまいりたいと思っております。この林業振興を活性化したり、この仕事に従事するという環境をつくるには、やはり川下で活発な国産材の利用ということがやはり必要でなければ、供給をする体制はなかなか増員あるいは増築するわけにはいかないんじゃないかなというふうに思っております。例えば、県でも木材を利用した大きなプロジェクトをスタートしていますけれども、木材にしてもなかなか木材が売れないと、こういう状況があったんでは、その森林というなりわいがますます発展するっていう状況ではない、やはり川下、どのようにその木材、山を手

入れすることが仕事になるという環境をつくるかということが大事だと思っております。飯島町も多くの森林資源に囲まれておりますから、これは飯島町の大きな資源だなというふうに思っております、これを有効活用しなければならないと思っておるところでございます。今いろいろの角度からいろいろの御提言をいただいております。これをいただくことによって飯島町の産業が一段とステップするようなお話もあるわけでございますけれども、慎重にそれを検討しながら、事業として、地場産業として定着していきたいと思っておるところでございます。

折山議員

一部、次の質問のお答えまでいただいちゃったような気がするんですが、質問要旨２－２「町は伊那谷の中央に位置し、間伐材などを集材しやすい地の利にある。バイオマスを活用した林業振興策の構想を持てないか。」ということで、慎重にという今、前向きに慎重にという御発言をいただきましたが、改めて伺います。過日は、民間から町内に引き合いがあったがということで、議会へ一部報告がございました。バイオマス発電所の建設、その後、進展などの経過はありますでしょうか。

町長

逐次面会して情報交換し、お話し合いをさせていただいております。まだ、皆様方に確定で公に明らかにするものは、今のところございません。また決まり次第お話し申し上げたいと思っております。

折山議員

バイオマス発電の建設は、豊富な山林資源の燃料化による林業振興、先ほど町長も言われた林業振興、それからまた環境保全、政策的な期待というのは結構高まっているように思われる一方で、失敗事例をもとにして建設するというものに対する警告そのものも、ネット上では情報として数多くあるというふうに承知をしております。特に課題というのは、間伐材など発電燃料の確保と、そのコスト、また燃料として活用するためにチップ化するわけなんです、その際の騒音、こういったようなものが大きい課題になってくるのかなあというふうにも、そういった情報をもとにちょっと受けとめているわけなんです、材料を集めるという意味では、幸いに当町は、今秋予定の伊南バイパス完成も含めて、あちこちから集材をしやすい環境には、またこれからなっていくのかなというふうに思われます。また、町内には伐期を迎えながら手がつかない山林も多く、全山が間伐適期を迎えている山林と言っても過言ではないほど、燃料材の確保にはいろんな条件が整っているものというふうに思われます。ただ、作業道、林道の開設といった、また別の面の課題もあるかと思いますが、また、町長も言われましたとおり、間伐が進めば山林は健全になって、健全な山林からはよい木材が育ち、ただ、今売れる、高く売れる状況かどうかという、そこにも大きい市場の課題があるわけなんです、望ましくは、こういった林業振興のサイクルが復活していくことの一つの鍵として、この構想っていったものは期待できるものがあるのではないかなというふうには受けとめるものであります。お答え、一部いただいておりますが、改めてもう一回伺います。バイオマスの発電施設建設、また含めたりサイクルのこういった考え方、この民間のこういった動向を国や県などと協力しながら積極的に支援していくお考えはあるのか、ないのか、慎重にというお答えもございましたが、もう一度お答えいただきたいと思います。

町 長

飯島町の資源の地産地消と申しますかね、自分たちの材で自分たちのエネルギーを自分たちで供給する、あるいは自己財源をそれによって得ると、こういった部分においては大きな魅力のある部分かなと、これがうまく有効活用できたらいいなあというふうに思っておるところでございます。事業展開につきましては、いろいろの経済的な状況が加味されるわけでございますので、しっかりと見守っていきたいと思いますけれども、しっかりと応援してもいきたいと、このように思っておるわけでございます。今、一生懸命担当課で研究をし、また業者とも一緒になって研究をし、また議会の皆様方にも、総務産業委員会の皆様にも研究をいただいておりますのでございます。そういったものを合わせながら、うまく進んでいけたらいいなあ、このように念じておるところでございます。

折山議員

業者に聞きますと、今チップ材の多くの原料っていうのは町外へ、下伊那とか、そっちのほうへ多くが、ほとんどが搬出されているっていうふうにお聞きしております。もし、ここでそういった処理ができるようになると、町内業者はうんと近場で有利だという、移送コストがかからない、また、よそから今度は逆にもらえる環境ができるということで、期待できるのかなあというふうに思います。

質問要旨 2-3、千人塚公園内へ温泉など入湯施設を求める声が、いまだに地域では多くあります。多くの方がそういった声を耳にしているかと思います。「うちだけが温泉がない。」「飯島にも欲しい。」こういった声があちこちであるかと思います。バイオマスを活用した入湯施設など、溪谷を含めた一帯の観光集客施設整備構想の進展はどうなっているのか、森林税の活用などを含めてお伺いしたいと思うんですが、そういった温泉施設の建設を求める声が多いものなんですけど、バブル期なんだろうかと、もっと前なんだろうかと、以前には町内に温泉掘削の計画が持ち上がって、検討した結果、リスクが大きくて経営的にも厳しいんじゃないかという結論に至りまして、時の議会も構想に反対したんだと、そんなような内容を先輩議員からお聞きしたことがありました。上伊那にも温泉施設がたくさんございますが、多くは、やっぱり運営にかなり、財政的に苦慮をしており、特に第三セクターで、もう潰れてしまったところもあるようにお聞きしております。そういった状況を鑑みますと、競争をあおるだけで、やはり当時の決断は正しかったのかなあ、掘削を断念した決断は正しかったのかなあという、そのときのことはと思いますが、しかしながら、やっぱりコストで一番高いのがお湯を沸かす燃料代だそうであります。24時間たき続けるということで。バイオマスを活用した余剰エネルギーで沸かした入湯入浴施設であれば検討してみる余地はあるのかなあというふうに考えるものであります。もしそれが構想の中に組み込まれると、千人塚一帯の観光開発の大きな受け皿となる可能性は否定できないものでありますし、さきにお話をお伺いした際に、鍵は、発電施設をどれだけ小型化、規模を小さくできるかっていうところにあるそうでありまして、小型化できると建設する場所もかなり選べますし、チップ材をつくる工場は、やはり住宅からかなり離れた騒音等に配慮した場所になるかと思いますが、運べば、それが燃料として複合的に、その発電後の熱を給湯にできるという、そういった副次的な魅力もあるのかなあというふうに思いますので、ここではやれる、やれないという議論

はできないかと思いますが、ぜひ、先ほど来言っている、そういったバイオマスを活用した構想の中で、ぜひ千人塚の開発とも結びつけたお考えというものをお持ちになっていただきたいと思いますが、その点、町長いかがでしょうか。

町 長

昨年、アウトドアスポーツの、地域の方々に飯島町営業部がアンケートをとった過程があります、観光も含めて。そのときに一番望まれていたのは、やっぱり温泉でした。いまだに根強い温泉への希望というのがあるんだなあということは、そこで認識しております。過去、温泉を掘ろうというブームがあつて、飯島町は温泉を掘らなかったわけですね。出る可能性が少ない土地ばかりで、何かゴーサインが出なかったんじゃないかなと思っておりますけども、今さら同じような手法で1,000メートルも穴を掘って温泉を引っ張り出すつもりはございません。今は今なりの温泉のつくり方があるんじゃないかなと、このように思っております。平成30年、次の新しい時代に向けての温泉はこれだと、例えば太陽光で温めた温泉でもよろしいですし、議員がおっしゃられたバイオマスの発電の余熱を使った方法もあるでしょうし、いろいろ地域資源、自分たちの資源を使ったものの中から温泉という可能性は、やっぱりあるというふうに思うところでございます。今回、飯島町の森林を利用した中でバイオマス発電という一つのテーマを民間企業から与えられたときに、大きな飯島町の未来がどんどんどんどん描かれるような状況になってまいりました。これは非常にうれしいことだなというふうに思いまして、その中の一つの構想の中にも、やはりその余熱を使った温泉というものは、私の頭の中にはちゃんとインプットされております。今後、観光戦略会議が今動き出して、いろいろの形の中でいろいろの人たちが知恵を出し合って、今、戦略を立てていただいております。そこなんですけれども、やはりその中にも、将来は組み込まれるだろうと私は確信しております。そういったことで積極的に取り組んでいきたいんですけれども、このバイオマスで、今ちらっと問題点を申し上げますと、森林資源の確保、これが一番の問題かなあと。今、長野県で、森林組合が上伊那でもチップをやっております。塩尻にも新しい工場ができました。塩尻のはものすごく大きな工場で、どこからその材料を集めてくるんだというような状況の大きなものでございます。そういった中で、まだそれが動いていないんですけれども、それは県の主導でやっております。そういったところとのいろいろ絡み、調整、これが一番難しいところかなと、このように認識しております。いわゆる、私が慎重にと言うのは、その部分でございます。よろしくお願いします。

折山議員

やっぱり身の丈に合った規模って大事かと思うので、例えばここから塩尻まで集材範囲を考える、塩尻からこっちまでっていうことになる、これはやっぱり輸送コスト面でまず行き詰まるのかなあとしますので、飯島の発電のためのある程度の量を確保という、そこら辺に抑え込むと、また町長の夢も広がっていくのかなあとと思いますし、ぜひ、今、町民の皆さんが千人塚の一带開発の中で、なかなか具体的なものが出てまいりません。夢が持ち切れなくているわけであります。そろそろ、そういった具体的なものを提示しながら、ともに夢を持って、それに向けて取り組んでまいることができればなということを望み、求めまして、質問事項3、最後のものであります。「町内各種イベントの日程調整を問う」ということでございます。質問要旨であります、不特定多数

が集う町内イベント開催日重複が多く、行政による調整を望む声がございます。住民協働作業で常時イベント一覧表を作成して公開することで自主調整、主催者の自主調整を促してはという質問なんですが、例えば、昨日はB&Gで、本当は千人塚で開催予定だったんですが、歌手の皆さんが集まったコンサート、また文化館では社協のふれあい広場、田切では敬老会、七久保のとある介護施設では七久保小学校の4年生がボランティア参加をしながら、利用者と地域の皆さん、小学生、こういった触れ合いを目的としたイベントが開催されております。来週16日の日曜日は、千人塚でもやはり、また大きなイベントがございます。また本郷地区と七久保地区の敬老会がございます。伊南100キロメートルを歩くイベントがあったと思うんですが、その報告会か何かが、また同じ日にございます。全く対象者が違えば、これ、いいわけなんです、例えば敬老会だとか、ふれあい広場、各事業所の地域との触れ合い、こういったものになりますと対象者のとり合いになりまして、実は、ちょっと私もかかわったところは、閑古鳥っていうか、例年そこへ行って参加しているわけなんです、半数くらい、一方で、中央でやったイベントのほうは大盛況のようでした。それぞれが地域密着型か全町を対象にしたっていうこともあるんですが、とても大事なイベントでございますので、できたら調整ができることが望ましいのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、主催者それぞれの都合だとか年間計画の中でそれぞれ行われるためにバッティングもやむを得ないと思うんですが、あらかじめリアルタイムで行事一覧表が町のホームページなどに掲載されておって、私、技術的な手法はわかりませんが、主催者が自宅のパソコンからそこへ書き込める、最低でも主催者名でありますとか、イベントの内容でありますとか、観光客を対象にしているんだよ、地域の住民の皆さんを対象にしているんだよ、そういったような内容を1行くらいで書き込んで、誰でも常時やっていると、何かの計画するときはそれを見ながらすると、ああ、これだけあると、いや、この日にやっても無駄じゃないかっていう自分たちの調整機能も働くのかなあというイメージをするわけでありませう。ぜひ、それはちょっと技術的に難しいのであれば、メールで町のほうへ連絡をして、ちょっと町の担当者はお手数かもしれませんが、それぞれの所管の中でそこへ書き込んでいく、そうすると、今決まった計画がすぐそこへ載っていくんで、後から入れる人たちはそれを参考にできるのかなあという、そんなようなことも考えます。一つずつのイベントって、見ていると極めてとうといものが多いわけでありませう。それで、多くの皆さんがボランティア参加をしながら支えている、大事にしていきたいなあという考えのもとにお伺いいたします。今の御提案いかがでしょうか。

地域創造課長

それでは、イベントの一覧表の作成についてという御質問でございます。現在も当課の観光係のほうで観光情報についての発信を行うホームページの構築を計画しております、その構築費を今回の9月補正予算案に計上をさせていただいているところでございます。このホームページでは、その町の観光ですとか定住や定住に関する情報を発信するとともに、今、議員から御指摘ございました町内のイベント等をごらんをいただける、そういったカレンダー機能っていうものを設けることで計画をしているところでございます。このカレンダー機能につきましては、細かいその入力の方法とかはまだ検

折山議員

討しているところでございますけれども、町役場の主催事業であつたり、地域、それから関係団体、それから企業等で開催するイベントも掲載をしていく予定としてございます。ですので、今後、このホームページの運用の中で、町民の皆様からこういった情報をいただきながら運用していきたいというふうに考えているところでございます。

終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は3時30分とします。休憩。

休 憩
再 開

午後3時12分

午後3時30分

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。

9 番 坂本紀子議員。

9 番

坂本議員

それでは、通告に従い一般質問をいたします。1として、第6次総合計画、2021年から10年の素案づくりの手順、それから2つ目として、その中に含まれる第4次国土利用計画の手順、それから最後に、この1と2に込める町長の描く飯島町の姿をお尋ねしていきます。

まず最初に第6次総合計画の素案づくりについてであります。今回の質問をつくりに当たり、他の自治体はどうやって計画をつくっているのか調べてみました。伊那谷の中で人口規模が同じくらいのところと考え、宮田村と南箕輪村を調査をしました。宮田村は、現在人口9,051人、総合計画、基本計画の調査、審議、提言をするための村づくり委員会を条例で定め、この委員が定期的に会議を開いています。公募9人、議員2人、教育委員、農業委員、民生委員、商工会、農協、女性団体、福祉大学からそれぞれ1人ずつ、区長会は2人ということで、全体で20人以内で任期3年ということでした。また、この委員会がその年の行政評価を1月2月3月に会議を行いしているということでした。住民に直接尋ねることができるアンケートは、毎年対象者1,000人に男女半分ずつ、年代ごと、地域ごと無作為で抽出して送ります。回収率は、29年度は43.7%。この内容は村づくり委員会に公表され、またインターネットで公表されております。行政評価の参考になっているということでした。しかし近ごろ、村民からはアンケートを書くことが面倒がられ、無駄づくりアンケートと言う人もいるということで、事務方は、ことはどうしようかということで、「まだ、ことはやっていない。」と言われました。もう一つの南箕輪村は、人口1万5,476人、こちらに村づくり委員会がありました。やはり条例で定められていて、委員数30人以内、任期3年、非常勤職員の扱いでした。総合計画、基本計画、国土利用計画など、村長の諮問を受け、調査、審議をしております。会議は毎月1回、夜2時間ほど開いて会議をしております。総合計画の素案では月2回に及ぶこともあるということでした。「出席率と効果はどうか。」と尋ねると、2～3人は欠席がありますが、しっかり議論され、政策に反映されていると伺いました。アンケー

トは、計画の内容により対象者を絞ってやるアンケートと、長期計画のようなものは全村民を対象とするということでした。地方創生の総合戦略策定のアンケートは、対象者は18歳以上1,400人で、男女半々、地域均等で、無作為で抽出して行いました。回収率は41.2%。小中学生、高校生にもアンケートをとっていましたが、小中学生は回収率100%、高校生は34.6%ということでした。アンケートの内容は、村民の政策に対する満足度を調べるための意味もあるので、設問を毎回変えていないということの答えでした。これら2つの自治体を参考にしたとしても、アンケートは直接住民の声を聞く一つのよい手段ではありますが、それだけに頼ってはいけないのではないかと私は考えております。

1-1の質問であります。前回は住民に満足度を尋ねたが、満足度の高い内容は外して、不満の割合が高い内容の設問を広げた中での質問としたアンケートにしてみてもどうかという提案をいたします。また、アンケートの人数及び対象者は前回と同じような抽出によるものなのか、以上2点についてお尋ねします。

町 長

本日最終、坂本議員にお答えいたします。現行の第5次総合計画の策定に当たりましては、住民意識調査をアンケート形式で実施しております。アンケートの中にはさまざまな施策の重要度や満足度に関する項目も盛り込まれており、計画策定の資料とさせていただきます。現在、町では次期第6次総合計画をどのように策定していくのか研究を進めているところでございます。やはり住民意識調査は行っていきたいと考えているところでございます。御質問いただきました細部につきましては担当課長より説明いたします。

企画政策課長

それでは、細部につきまして私のほうから答弁させていただきたいと思います。まず、御質問の1つ目でございますが、このアンケートの内容を満足度よりも不満な点を重点に生活実態を浮かび上がらせてはどうかという御質問でありました。町では、現時点では、やはり満足度を尋ねる調査を行いたいというふうに考えております。理由につきましては、住民意識の経年変化を把握したいという考え方からでございます。前回、前々回のアンケート以降、行政ではさまざまな施策を展開してきましたし、一方で社会は大きく変化しております。次回に行うアンケートの結果を単体として生かすばかりではなく、さまざまな施策や時代によってどのように満足度が変化したかをまずは把握していきたいというふうに考えております。また、この満足度を調査するということは、裏を返せば不満を調査しているということにもなります。そういった不満の声もしっかり受けとめていきたいというふうに考えております。続いて2つ目の御質問でございますけれども、アンケートの人数と対象は前回と同じかという御質問でありますけれども、前回の調査では、統計的な観点から信頼度95%が確保できるよう、町民2,000名の無作為抽出により実施させていただきました。次回アンケートの具体的な方法は今現在検討中ではございますけれども、現時点ではおおむね前回と同規模を想定しているところでございます。

坂本議員

伺いました。前回と同じような形ということで、不満な点をとという質問をしたわけですが、満足度の裏側は不満ということが出てくるとのことと経年変化を見てみた

いということでしたが、人数と対象に関してお話がありましたけれども、一つ提案なんですけれども、選挙権が18歳になったので、ぜひ20歳という、前回20歳からということだったと思うんですけど、18歳以上の男女半々としたらどうかということ、それからまた、前回、小学校6年生と1年生ということで、6年生と1年生はほとんど近いという、年齢的な部分でもそういうこともあるので、それをやめ中学3年生に、中学3年生ぐらいになれば、将来の希望、高校、大学、自分の職業とかいう夢を持っておりますので、中学3年生にしたらどうかという提案をさせていただきたいと思います。それと、アンケートだけに頼らずに、各種、やっぱり直接住民の声を聞くということもひとつやっていただきたいと思います。それは、全体の中でということでもいいですし、設問というか、例えば福祉の分野だったら福祉に関係する高齢者とか障害者の団体、それからまた生涯学習ということであればスポーツの団体とかいう方々の直接の声を聞いて、それを政策に反映していただきたいと思います。その点はどうでしょうか。

企画政策課長

今までのアンケートの年齢でございますけれど、これは無作為で、20歳以上という設定はしておりません。ですので、それより未満の方の御回答もいただいております。それと、小学校の関係でございますけれど、今、中学3年生はどうかという提案をいただきました。これについては、経年変化っていうのはございますけど、一度検討させていただきたいと思います。それと、年齢によって必要な世代を知りたいような場合は、場合によってはその年代にスポット的に当てていう方法もあるかなというふうに思いますので、有効的なアンケートの方法を考えていきたいと思います。それと、こういった住民の意識、住民の希望を、アンケートだけでなく、各種団体、また地域、できるだけ多くの御意見を賜ることのできるよう、この点は考えていきたいというふうに思っております。

坂本議員

そうしたら1-2に行きたいと思います。この長期計画は、今まで10年単位でつくられていました。平成23年の地方自治法の一部改正で基本構想の法的な政策義務がなくなり、議会の議決を求めるかどうかは各自治体の判断に委ねられることになりましたが、平成23年の時点では計画が既にできておりましたので、現在その計画をそのままやっておりますけれども、これから町としては、この議会に議決するような形のものをつくっていくかどうかという、そこら辺も今後の課題ではあると思います。そんな思いもありまして、平成28年の9月議会のときは10年～8年と提案しました。そのときは、町長の任期4年という考えの中での提案をしましたが、当町の今後予測される少子高齢化の人口構成や、今の政権の長期にわたる政策の安定性が担保されない時代だからこそ、8年として考えてみたらどうかと再度提案します。町の人口構成と税収に合わせた身の丈に合わせたまちづくりをバランスをとり実行していくための8年と考えてみてはどうかという思いで提案いたします。既に計画してあるさまざまな実施計画や分野別の49の個別計画に支障が出るかもしれませんが、前期4年、後期4年として実行性のある住民に寄り添った素案がつけられたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

企画政策課長

長期計画であります基本構想を10年よりも8年、また、それに伴います基本計画を5年よりも4年としたほうがよいのではないかという御質問でありました。現在、町では

次期第6次総合計画をどのように作成していくか研究を進めているところでございますけれど、まず第一に、この総合計画がどうあるべきかについて今研究を行っております。さまざまな機能を持つ総合計画の中で、まず、その一番機能すべきものは、将来の方向を明らかにし、方策全体の指針となることだと考えております。御指摘のとおり、予測されるさまざまな社会的要素がございます。そんな中で、臨機応変な対応を余儀なくされることにもなります。しっかりと将来の方向を見据え、方策全体の指針となるもの、従来の枠にとらわれず、そういった総合計画を作成していきたいというふうに研究を重ねております。議員御指摘の8年であるべきか10年であるべきか、この点については、しっかりと研究をし、策定に取り組んでいきたいと考えております。

坂本議員

自治法から外れたということもありまして、この計画に対する考え方も、総合計画に対する考え方もそれぞれの自治体に任されるという中での計画になってくると思います。今研究中ということで、御期待申しております。

次に1－3であります。毎年職員が決算前に行う政策ごとの内部評価と基本構想審議会が行う外部評価があります。素々案づくりには、この評価結果を有効に使う必要があります。素々案づくりは、第5次総合計画の検証と決算どきに発表される内部評価の積み上げたものや基本構想審議会が行う年2回の外部評価、そして町民アンケート、これらを使って政策にしていきたいと思います。素々案は職員がつくり、素案は基本構想審議会のメンバー11人が検討することになるのでしょうか、この2点についてお尋ねします。

企画政策課長

それでは2点についてお答えをしてみたいと思います。町では、行政の取り組みを事業単位で評価し改善を導く行政評価の取り組みを推進しております。この行政評価の結果は日々の業務の改善や新しい施策の形成に生かさせていただいておるところですが、第6次総合計画の素案策定の際にも有効に活用していきたいというふうに考えております。また、素案等のづくり方も現在研究を進めておりますが、前回の策定では素案策定委員会を各種団体からの推薦と公募により組織して素案づくりを行いました。今回の策定では、より地域に密着した方法で素案がつかれないかということを今研究しております。また、職員も行政のプロとして培った知識と経験がしっかりと生かせるよう参画していくことを模索しております。基本構想審議会では、素案をつくるというよりも、総合的な観点から重要事項について調査、審議をいただきたいというふうに今の段階では考えております。

坂本議員

宮田村も南箕輪村も、計画に対する評価、つまり外部評価を村づくり委員会のメンバーが毎年丁寧に審査しております。また、審査しているからこそ、計画の内容に的確な意見や指摘ができるわけです。当町の基本構想審議会がその委員会に当たるとすれば、年2回の会議では、町全体の政策を網羅して評価されているとはとても思えません。素々案づくりには、しっかりと住民の評価が必要です。今までの役場と住民の立ち位置を見ていると、役場にお任せ、そしてできなければ文句を言って批判する、そういった対立構造が過去にはありました。しかし、合併をせず自立していこうとなつてからは、少しずつ住民の意識も変わってきております。しかしまだまだ、住民の意識の高まりはまだまだだと思えます。これからは、ともに協力していかなければ、人口減少や高齢化

企画政策課長

の中、町を維持していくことは大変難しくなってくると思われます。住民にも飯島町をまとめていくんだというしっかりとした意識を持っていただきたい、そのためには、審議会のメンバーを増やして、審議会でやる外部評価のやり方をもっと充実させ、この会議の内容や外部評価の結果を広く住民に公表するよう求めますが、いかがでしょうか。

基本構想審議会、宮田村、南箕輪村では村づくり委員会というんでしょうかね、同じようにこの基本構想の策定に携わっていただいております。当町においても、今まではこの策定というところに力点が置かれていたんですけど、今回のこの5次総の中でも、その進捗管理として、行政評価の外部評価者として、その御意見をいただいております。さまざまな視点の中から建設的な御意見もいただき、また委員の皆様も、この町政に非常に関心が持てるという意見もいただいております。その中で、今2回で行っておりますけれども、2回がいいのか、さらに回数を増やすのがいいのか、この点については、またこの審議会の中でも相談し、考えをまとめていきたいというふうに思っております。それと構成員でございますが、これも余り大多数っていうか、多くなると、その審議も深まっていけないということもありますので、人数もある程度の数がよろしいかとは思いますが、ただ、今構成しているメンバーだけでいいのか、特に、これから策定という段階に入ってます。この辺につきましては、より意見をいただけるようなメンバーということで再考をしていきたいというふうに思っております。

坂本議員

審議会のメンバーの職業とか、団体とかまでは、私は、ちょっとそこまでは、詳しく言っていると時間がなくなりますので、その点は今後の研究ということで、しっかり研究していただきたいと思います。

次に、2の大きな項目の第4次国土利用計画の手順についてということを追って尋ねます。

2-1であります。今の第3次国土利用計画は優良農地を潰して工業団地にしていく計画が盛り込まれていて賛成できないと、前回のときは反対した議員がいました。町の国土利用計画というのを考える上では、上位には県があり、またその上位には国の利用計画があり、基本的には、それをつくる何が主力になっているかという、国道、県道を中心に土地利用の計画がつけられているというふうに私は思います。町の国土利用計画は、長期総合計画に連動し、未来の町の姿を描く土台であり、道路整備をする上でも重要であります。また、環境基本計画、観光基本計画も絡んできます。素案をつくる上での基本的な考え方をお尋ねします。

町長

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを目的とした計画であり、総合計画と連動する一面もあります。前回の策定から7年が経過しているわけですが、この間に社会情勢は目まぐるしく変化しており、少子高齢化、定住促進、買い物弱者、空き家、農用地のあり方、リニア、伊南バイパス、三遠南信道路を見据えた広域的な人の流れ、観光の推進、企業立地等のテーマが山積しております。素案をつくる上での基本的な考え方としましては、それぞれのテーマの先に全体としてどのような土地利用を目指していくのか、それぞれのテーマへの取り組みが総合的にしっかりと目指す方向へ向

かうか等を検討してまいりたいと思っております。今時代が目まぐるしく変化しております。どのような未来になるかということは、非常に先見性の要る話かなあとというふうに思っておるところでございます。まずは 20 年先が想像できる限界なのかなあと、30 年 40 年 50 年、やっぱり何が起こるかかわからないと、まずは 20 年、20 年未来から今の時点を見詰めてみる。そして、現実的なのは、政策に盛り込まなきゃならないのは、今から 10 年先が具体的な計画に載せるものかなあ、しかし、それは毎年毎年変更しなければならない、こういう状況があります。見方として、20 年未来から現在を見詰め、現在から 10 年後を想像し、そして、今これでいいのかということを常に流動的に変更していく、時代に合ったものにしていくと、こういったスタンスが必要ではないかなというふうに考えております。

坂本議員 ただいま町長が言われました 20 年先、そして、それから逆に 10 年後を思うという、そのお話がありましたけれども、それが、国土利用計画もそうですし、総合計画にもやはり具体的な形にあらわれてくると思いますし、そこには今言われたたくさんの課題が、定住促進、またリニアとか空き家とか、高齢化の現状とかということが入ってくると思います。その中で一つ、町長の言われていた掲げる 3 つのうちの一つの儲かる飯島町へのチャレンジという中に観光産業の創出ということがありましたが、今までの第 3 次国土利用計画の中では、田園エリア、にぎわいエリア、自然エリアと 3 つに分かれた中で、またその具体的な部分が色分けになっておりました。その中で、観光産業の創出ということで観光基本計画ができました。仮称としては与田切溪谷ウォーターパーク構想というのがここにありました。その計画で思うと、その地図に合わせれば、丸が分散していたところ、それを全体的というふうに思うわけでありまして、次の計画では与田切溪谷を中心として観光ゾーンっていうのは拡大していくのではないかと私は理解しておるんですけど、そういう点は、町長としてはどういうふうに見て、自分の構想を国土利用計画の中に入れていく方向なんでしょうか。

町 長 飯島町の観光振興につきましては、全体的にその要素があるわけなんですけれども、特にリニア時代を迎えて都市の方々からこの地域の売りはと注目を集めていただきたい場所というのは、やっぱりこの自然の中で自然、水に親しめる与田切溪谷であろうと、また千人塚であろうと、このように思っております。そこは、やっぱり変わらない部分かなというふうに思っております。拡大しているという意味がちょっとわからないんですけども……。

坂本議員 拡大しているという……

議 長 ちょっと待ってください。

坂本議員 拡大しているというのは、現在の第 3 次計画は、まるでこういうふうに飛んでいるわけですね、与田切、千人塚公園まで。それで、与田切の間のところが、川の流辺が丸々というふうに飛んでいるんですけど、多分この構想の全体像を見ると、川を中心に飯島、七久保の千人塚の湖からずっと与田切の橋までの全体の中で考えていくというふうに私は見ているわけなんですけれども、計画の全体としてはそういうふうに見ているわけですけど、どうなんでしょうか。

町 長	以前は観光産業というものの掘り起こしというのが町の行政の大きなテーマにはなっていなかったかなと、そういった部分でポイントにされていたんじゃないかなというふうに思っています。しかし、我々が考えておりますこの地域の自然を都市の方々と一緒に享受したいと、こういう思いの中では、一連の自然の流れ、与田切川を通じて湖があり、林があり、森があり、そして河原で遊べると、こういう一連の全体を商品化あるいは観光化していくことが必要かというふうになってくると思います。一つのポイントだけでここを観光地というのはなかなか非常に難しいと、いろいろな要素を含ませることが大事という意味では、おっしゃられるような拡大という表現になるかもしれませんが、いろいろな要素を組み合わせるという意味においては、拡大という意味の観光地帯・地域をつくるということが適切な表現かなというふうに思っております。
坂本議員	それでは2-2に行きます。当町には2つの道の駅が南北にあり、153号バイパスがことしの秋開通します。また、県営農道の与田切橋に歩道ができます。そして、コメリからJR踏切までの北街道縦3号線の拡幅が進みます。また、七久保駅近くにある会社の工場が大きく拡大されます。これらにより、飯島全体の南北、東西における車や人の流れが少しずつ変わってくると私は思います。南北の主要道が3つ、それに接続する東西の道路をどう考えるか、また車の流れをどう持っていけば歩行者にも車にも安全であるのか、また人口減少にかかわる除雪をどうするのか、道路における選択と集中の基本的な考えをお尋ねしたいと思います。
町 長	道路は町民の日常生活や社会経済活動を支える重要な施設であり、町のライフラインでもございます。当町では、近年町内における道路整備も進み、今年度においては国道153号伊南バイパスが全線開通するため、新たな住宅地や商業地などの需要が見込まれ、広域的に車や人の流れが大きく変わることが予想されます。第4次国土利用計画の策定に当たりましては、近年の国・県道における整備状況と今後の整備を見据えて効果的な土地利用を促進し、効率的な道路管理が行える計画策定が必要と考えております。道路管理につきましての詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。
建設水道課長	それでは、私のほうからは御質問の内容についてお答えしてまいりたいと思います。まず主要道をどこにするかにつきましてでございます。これにつきましては、新たな住宅地ですとか商業地などが見込まれる場所や、現在ある住宅、商工業、観光のゾーンから国県道などへの幹線道路へつながりまして、効果的な土地利用を促進して効率的な道路管理が行える最適なアクセスルートを主要道と設定をし、交通を誘導していくことが重要と考えております。次に、人口減少にかかわる除雪をどうするのかについてでございます。まず町の除雪体制でございますけれども、国県道などへ接続します主要幹線町道約50キロメートルでございますが、町で除雪を行っております。そして、その枝となります生活道路につきましては、自治会と地域の皆さんに御協力をいただいているところでございます。これからも町と地域の役割の中でこの体制を維持していきたいところでございますけれども、今後さらなる高齢化と人口減少から、除雪の担い手不足によりまして除雪できない地域の増加が予想されます。除雪は地域の皆さんが生活する上で必要不可欠な道路管理でございますけれども、今後の財政規模の縮小と社会保障の占め

る割合が増えることが予想される中で、除雪に対しまして、これまで以上の予算配分が難しくなっていくと考えられます。当然、新たな担い手を確保すること、新たな除雪体制を研究して継続していくことは進めてまいりますが、除雪を含めた道路管理の効率化のために、整備路線のさらなる選択と集中管理が必要となってまいります。主要道をどこにするのか、人口減少にかかわる除雪をどうするのか、いずれにつきましても今後の人口減少にかかわる町の課題と直結してまいります。効果的な土地利用の促進、効率的な道路管理を検討し、計画に反映していくことが重要と考えておるところでございます。なお、御質問の東西線につきましては、議員さんからの御指摘もありました現在道路改良の進んでいるところもございますので、そういった路線への誘導が必要になってくると考えております。

坂本議員 細かい道路のことに関してはお尋ねしませんけれども、1点、除雪の昨年度29年度の除雪計画図をずっと眺めていて感じることは、広域2号1号線、いわゆる柏木から駒ヶ根までの県営農道は、交通量も多く、道路の傷みも激しく、除雪に対しても多額の費用がかかっておりますけれども、これを町が今現在管理しているわけです。これに関しては、過去から県道への昇格ということで要望はされてきていると思いますけれども、現在のその状況、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

建設水道課長 いわゆる広域農道の県への移管ということでございます。広域農道は、南は飯島町、北は辰野町まで通じる幹線道路でございます。また、現在の国道、そして建設中のバイパスもございます。このバイパスにつきましては、飯島町のみならず、例えば箕輪町ですとか、そちらにもバイパスが開通してございます。こういった上伊那管内での歩調を合わせていくということで現在検討はしておるところでございますけれども、ここ数年で移管ということにはなっておりません。上伊那管内で歩調を合わせた中での検討ということになっておりますので、よろしくお願いします。

坂本議員 今、道路の一番ネックになるところをお聞きしましたけれども、もう一つ、高齢化により除雪がやっぱり大変っていうことで、現在町道の除雪管理の長さ54.1キロメートルということが昨年の距離数でしたけれども、今後自治会で除雪ができない地区がだんだん出てくると思いますけれども、その場合に町が管理しているこの距離を伸ばすということは計画の中に入れる方向でありますか、今後の道路管理計画の中に、そこら辺はどうでしょうか。

建設水道課長 非常に難しい問題だと思っております。やはり町で除雪をするということはコストもかかってまいります。先ほども述べましたように、これからの財政も考えますと、なかなか町でっていうことも言ってはおられない部分もございますので、管理する路線を選択して集中管理をしていくという方向にかじを切って行かざるを得ないのではないかとこのところでございます。現在のところは、そこまででございます。よろしくお願いします。

坂本議員 生活に密着する道路と、通勤なんかで長距離を走る広域2号1号線の飯島から辰野までの長い距離を各市町村が管理しているという、ここの部分で何とか差し引きができればと思いますので、これを県に要望して、簡単ではないでしょうけれども、ぜひとも、

町 長
坂本議員

上伊那全体の問題ではありますので、要望していただいて、そうなれば各市町村の予算の道路費に使う部分がほかに回せるということになると思いますので、そこら辺は、ぜひ町長に頑張っていただきたいと思いますが、町長としてはどうでしょうか。

そのように頑張ります。

それでは2－3に行きます。人口が減り高齢化が進み、町全体の財政規模が小さくなるであろう中で、新しくつくられる住宅をどこに誘導していくかということも今後の土地利用の中では計画だと思いますし、課題だと思います。8月の町広報に農地つき住宅のデザインを業者に向けて公募しておりましたが、この土地利用計画の中で大まかな考えがあればお答えいただきたいと思います。また、現在の町の住宅図を見る中での今後どのようなコンパクトシティ化の方向を考えているか、その点について考えがありましたらお答えいただければと思います。

町 長

第4次国土利用計画、その中で住宅地域の大まかな構想があるかと、こういう御質問でございます。この第4次国土利用計画の策定を待たずに、やはり恒常的に、移住者とか住んでいる方が家を立てるとか、子どもさんのおうちを立てるとか、そういう需要が恒常的にあるわけでございます。そのときに、やはり移住してきて「ここら辺はどうですか。」という場所をやっぱり持っていないと、具体的なお話にならないというふうに感じております。東京、名古屋、大阪へ定住促進で向かわれて、そのときに、今は農地つき格安住宅の設計を各建築会社、大工さん等の有志が自分でこんなような設計をしたというような具体的な提案と、また、近ごろ農地の下限取得面積の下限面積が1アールと非常に流動しやすくなった、こういう状況を踏まえた中で、やはり住宅地はこの辺という形を、やっぱり持っていないきやいけないというふうに思っております。しかしそれは、この第4次総合計画、土地利用計画が策定されたときにも外れのない、おおよそこの部分は間違いないという部分は、やっぱり行政の中でそれを認識して、そこへ誘導してくるということが大事だと思っております。町内数カ所にそういった場所を設けていきなさいと、このように考えております。それとまた、コンパクトシティについてですけども、飯島町、私の考える飯島町のコンパクトシティというのは、都市型のコンパクトシティと田舎のコンパクトシティというのは、やはりちょっと意味合いが違うかなというふうに思っております。田舎は、やはりこの大自然の中で大きな広い土地、田んぼに生活基盤を置く中で、その生活を全部中心地へ持ってくるというわけにはなかなかいかないだろうと、このように感じております。しかし、町としての機能、ショッピングとか医療とか学校とか、そういったものは、ある程度一つにまとめる必要があるんじゃないかなと、こういうふうに考えております。そういった生活に供する部分のコンビニエンス、便利さというものを集中しながら、そこへ農地、何だったかな、地方じゃない、山村、何、住んでいるところから町の中へ通える交通手段等をやっぱり整備するということが肝要かと、このように考えております。

坂本議員

コンパクトシティの考えをお聞きしました。私も、この質問をするに当たり地図を広げて、家がどういうふうにあるか、それから商店がどういう構成になっているかとかいうのを眺めますと、やはり飯島は、何か南北にこういうふうになってしまって、ここの

庁舎の周辺は住宅街ということで、商店がないわけですね。だから、そういうこの現状を見て、どういうふうにこれを、1 個は無理だなあっていうのはすごく感じるわけで、4 つの区があるように、何か地域性でまとまってしまっているのを今さらこういうふうにくっつけるっていうのは、何かすごく難しい状況にきているというふうには思っていますが、それをどういうふうにしてよりあわせていったらいいのかっていうのが、いまだに私の中ではちょっとよい案は浮かんでおきませんが、それで、最後の設問に行きたいと思います。

1 と 2 の両方をあわせた中での町長の描く飯島町の姿、これが、20 年先を考えて 10 年の計画を立てていくということをおっしゃいましたけれども、町長の考える飯島町の姿というのはどういうふうなものなんでしょうか。そこを質問して終わりたいと思います。

町 長 これは大きな問題だと思いますから、具体的というよりも、それはやっぱり関連的なことになるかなというふうに思っております。この伊那谷の中の中央に位置する飯島町というものの強みは何かということを、まずしっかり捉える必要があるかなというふうに思っております。それは、皆さん誰でも異口同音に出てきます自然、この 2 つのアルプスが見える、この自然の中に抱かれた田園風景に囲まれた生活空間、これはやっぱり守らなきゃいけないし、これが都市に向けても魅力になる一つの大きな地域資源だと、このように思っております。こういったすばらしい場所へ都市の方々が訪れる可能性も多いし、移住してくる可能性も多いんじゃないかなというふうに思っております。そのときの、やはり交通の整備というのは、まずは大事だろうと、このように考えております。道路がリニア駅まで、153 号バイパスがこの秋には開通すると思うんですけども、それをリニアの駅までちゃんと直結させて、その 2 次交通の整備がきちんと整うことが大事だろうと、このように思っております。これによって経済、観光の基本的な動脈は形成されるかなというふうに思っております。それを受けて、地域資源を開発しながら、この地域の魅力をもっともっと、住民が主体となって住民が参加できるような、この地域の観光資源というものを磨いて発信していきたいと、このように思っております。全体的なイメージとして、やはり、そういった自然がある中で静かに暮らせるということは大きな魅力、テーマになってこようかと思います。都会の人方も、わざわざとした中で生活しているんですけども、静かに暮らせる、また、あるいは本当に 40 分で東京へも通えと、こういう土地柄になっていけばと、このように思っておるわけでございます。その中で、この森林資源を使いながら、この大きな森林を自分たちの自主財源となるように活用ができると、こういうことで、できるだけ自立していけるような町になっていきたいなあというふうに思っておるところでございます。いろいろ申せば切りがないんでございますけれども、この辺で御勘弁いただきたいと思います。

坂本議員 町長の御意見を伺いましたが、一つ言えることは、人口が減っていくのは否めないんですけども、その中で、やはりみんながお互い助け合って、あるものをいかに活用してうまく生きていくかっていう、そういうふうな基本的な、そこは逃さないで、やっぱり役場だけでなく住民も一緒になって町をつくっていくという、そういう方向に持って

いっていただければと思いますので、それに未来を合わせていくということで計画して
いただければと思います。これで一般質問を終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後４時２０分

平成30年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

竹沢 秀幸 議員

好村 拓洋 議員

中村 明美 議員

浜田 稔 議員

本多 昇 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年9月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 7番 竹沢秀幸議員。
7番 竹沢議員	おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。今回は4項目について質問を行ってまいりたいと思います。まず第一に「学校給食センター建設の計画通り実施を求める。」についてであります。 質問要旨1-1であります。今次猛暑によりまして保育園、学校にクーラー設置を喫緊課題としていることは理解しますが、給食センター建設先送りの動きがあることはまことであるかどうかについてお尋ねするところであります。さきの8月23日開催の議会全員協議会の中で、学校、保育園の暑さ対策についての協議事項の中で保育園の年少園児室にクーラーを設置するため9月議会に補正予算を提案するとの説明がありまして、その際、今後の小中学校へエアコン設置するに当たり、キュービクル常設を含め1億5,000万円くらいの予算が必要であるということで、次年度以降実施するということでありまして、これを行うがために給食センター先送りをするという教育次長からの説明がありました。これは本当のことですか。教育長に問います。
教 育 長	ただいま御質問にありました学校給食センター建設に関してであります。学校給食センターは、建設から35年が経過し老朽化が懸念されるために建設を計画しておりましたが、この夏の猛暑により、子どもたちの健康管理の面でエアコンの設置を検討するということをしなければならなくなりました。ただ、その場合には、今もお話がありましたが、多額の費用が見込まれること、それから、さまざまな検討事項や事務処理、事務手続等が増加するということから、優先順位をつけて対応をしていかなければならず、検討を重ねる中で、この夏の猛暑の状況、あるいは給食センターには若干耐用年数が残っていること等を含めまして、これはエアコンの設置を最優先としまして、それが終わったところで給食センターの建設を進めるということとさせていただきます。
竹沢議員	ただいま答弁がありまして、優先順位でエアコンを優先するんだと、こういうお話があります。町長にお伺いします。給食センターは、ただいま説明ありましたが、35年経過し老朽化で、懸案の事業であります。平成32年度、来年平成が終わりますので、実際は2020年に建設する実施計画が盛られておるわけでありまして。実施計画に。暑さ対策のエアコン設置は喫緊の課題ですが、これは全国共通の課題でありまして、スピード感を持って実施する必要性は理解しますし、また同僚議員からこのことについての質

間もあるところでありますけれども、このことと給食センターをバスターにする、引きかえにするということは、これはおかしいことだというふうに私は思うわけでありまして、我が町の公共施設、とりわけ教育施設整備は優先して行うべきだと私は考えるわけでありまして、昨日の一般質問でも、当面の対策として、暑さ対策でクールシェアスポットへの取り組みなどの答弁がありましたが、ことしの夏も本町における小中学校におきましては、暑さ対策としてエアコンのある教室、音楽室とかパソコン教室などを有効に活用しての暑さ対策など、しのいできたところであります。児童生徒に町の財政の問題も理解していただくこともありますけれども、こういった暑さについて、我慢するっていう、そういうことも一つの教育の一環として私は必要ではないのかなあと思うわけでありまして、私は、優先順位としてはエアコンではなくて給食センターを先にというふうに思うわけでありまして、そのエアコンのほうですけれども、これは教育関係の国の補助金ついていいですか交付金が3分の1補助ということでありまして、なおかつ、以前にも全協で申し上げましたけれども、単年度に1つの学校しか補助対象にならないと、こういうことであるわけでありまして、したがって、少なくとも今後3年くらいの事業年度で実施すべきであるというふうに思うわけでありまして、この課題について、町長は本当に給食センター建設を先送りするのか、先送りするのならいつまで先送りするのか、御答弁をいただきたい。

町長 学校給食センターの新築、それとエアコン対策と、こういうことで、教育委員会には2つの大きなマターを抱えておるということでございます。全国的に今話題になっておりますエアコンの設置、これは、もう全国民の意識の中で学校を急ぐべしと、こういう流れができておるわけです。我々もそれについて対応しなければならないと、このように思っておるところですけれども、それが丸々身銭を切るのか、文部省関係の補助金は、約3分の1の補助は、交付金はありますけれども、あと3分の2は身銭を切ると、こういうことになるわけです。国がこのたび支援をすると、こういうアナウンスが流れていきますけれども、まだ明確なものではございません。単年度で済むのか、数年かけてやるのか、これさえもわからない状況の中で、非常に流動的であると、このように感じております。そういったところで、まず優先順位としてはエアコン対策をしていきたいと、こういうことでございます。それによって、もしかしたら給食センターのほうにしわ寄せが行くかもしれないと、これは順番として、そういう想定をしておるところでございます。国の支援体制にもよりますけれども、短期間でエアコンが片づいて、すぐ給食センターに取りかかれるか、あるいは長時間かかっていくから少しずつ両方のかぶせてということもあるかもしれませんけれども、しかし、それは情勢、国の補助に大きくする部分がありますから、そういったことを勘案しながら適切な投資を行っていきたいと思っております。

竹沢議員 お考えはよくわかりましたが、国の補助の状況なども踏まえて、可能であれば同時並行もあり得るということも今お話の中にもありましたが、先ほどの質問した中で答弁漏れがあると思いますが、いつまで先送りするか御答弁いただきたい。

町長 国のエアコンに対する補助のあり方が単年度の勝負ということであれば1、2年、耐

竹沢議員

用年数以内に建設に着手できるのではないかなと、このように想定しております。

いつ実施するかっていうところは、若干国の動向を踏まえて流動的であるということでありましたので、そのことは理解しつつ、それでは質問要旨 1－2に入ります。

2020 年度に本当は着手してほしいわけでありますけれども、いずれにしても、それに向けて給食センターそのものの建設について具体的な検討に入っているのではないかと
思うわけでありまして、その検討の経緯はどうかということについて何点かお伺いしたい
と思います。まず、この給食センター建設に向けて、どのような関係の方々が、構成
される建設の検討会っていうか、そういうものがあるのかどうか。2つ目、場所ですけ
れど、以前に何か聞いた折には現在の給食センターの西側のあたりに建てるんだという
ふうに聞いておりましたが、場所はどこか。それから施設の規模、仕様、床の問題だと
か、それから厨房の施設の問題とか、いろいろ先進的な事例を含めた技術を取り入れて
やっていくのかなあというふうに思うわけでありますけれども、そこら辺はどうなっ
ているのか。また、建設に向けての検討、研究として、先進地の視察ですとか、あるいは
モデル校みたいのがあって、そういうところを参考にしておるのかななどについて、今ま
でにどの程度、当初の計画である 2020 年度実施ということに向けて検討してきたのかに
ついてお尋ねします。

教 育 長

給食センターの建設関係の準備であります。まず視察の関係では、今年度、担当者
複数で近隣 4 町村のほぼ同規模の給食センターの視察を行いまして、そのうち 2 カ所に
つきましては、調理員の皆さんも同行していただいて給食センターの様子を見てきてい
ただきました。先進的な施設、建物、設備が大変参考になりました。また、教育委員会
の内部検討会を今年度 4 回開催し、お話にありました建設場所、あるいは入札方法、仕
様等について検討を続けているところであります。建設場所につきましては、仕様やそ
の規模によってここが可能かどうかということがありますので、教育委員会の内部的に
は、可能性は幾つかを考えてはおりますけれども、まだ、それが実際にその場所にはま
るかどうかがわかっておりませんので、これはあくまでも、まだ内部候補的
なものであります。また、給食センターを建てかえするときに現在の給食センターを一
旦壊すっていうことになると、給食がほぼ一年とまってしまうということになります
ので、それは避けたい、給食をできるだけ出しつつ、時期的に停止することはあつて
も、基本的には現在の給食を継続しつつ建てかえるという、こういうことで考えており
ます。児童生徒と教職員の数を合わせて 750～800 食程度ができる規模を想定していま
す。結構広い土地が、現在の給食センター並みの広さは必要になってくるかなあと思っ
ております。それから、検討する委員会につきましては、こういった範囲でっていうこ
とを検討中でありますけれども、ことしの猛暑の影響でエネルギーがエアコンのほうに
行ってしまいましたので、実は、建設委員会といいますか、検討委員会につきましては、
今ちょっと中断してエアコンのほうに力を注いでいるという状況であります。

竹沢議員

教育委員会サイドで内部の検討委員会も含めて検討が始まっておって、現場の調理員
の皆さんを含めて 4 市町村かな、先進地の視察も行っておるということでありまして、
詳細はこれからということかと思っておりますけれども、一つは、こうしたセンターのあり方

を検討する段階で中学の3年生くらいの生徒の声を聞くような、そういう部分を持ってほしいなあと、以前から私、スプーン問題を提案しておりますけど、これも一応2020年度にセンターができればこれも同時に解決するという事で、児童生徒の要望も大変強いわけですので、そういうところを検討していただくなどいたしまして、また、なおかつ教育に携わる教職員の皆さん、またPTAの皆さん、あるいは住民代表の皆さん含めて、多くの皆さんの意見を聞いて、せっかくつくるわけですので、若干、先ほどの経過をいえば時間もあるようでありますので、十分これにかかわる方の声を聞いていただいて、立派な施設ができるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、そこら辺について教育長の考えを求めます。

町長 35年たった給食センターの建てかえです。ということは、35年後の給食センターをつくると、こういう考え方になるかなというふうに思います。ということは、今の時点の給食センターの丸々の建てかえということは、これは時代に逆行している、逆に逆行するかなあというふうに思います。肝心なことは、30年後も通用すると、こういうことかと思えます。ですから、学校の、まずはその給食センターっていう考え方について、もっと大風呂敷を広げなきゃいけないかなと。その中には地域の方々の御意見を聞くということもありますけれども、将来に向かって、この食を提供する場所ということを考えたときに、どんな機能がほかに加えられるのか加えられないのか、あるいは、それに対しての補助金があるのかないのか、こういった部分からやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかな。例えば災害時の炊き出しも供給できるような、あるいは、これは想像です、高齢者の方々もお一人で食事をせずに一緒に食べることができないだろうかとか、こういう食を提供するという一つのテーマのくくりの中で、学校給食センターはどうなるかと、こんなようなこともやっぱり常に考えておかなければいけないんじゃないかなと、今の学校給食を提供するだけの一つのこの狭い範囲の中で建てかえるという話よりも、30年後も通用するという事は、そういったこともやっぱり考えてみて、最終的にどんな形にしていくかということが大事なかと、このように捉えておるところでございます。

竹沢議員 町長から答弁ありまして、30年後を見据えて食全体で取り組む、こうした給食センターであればいいというお話であります。全国的な事例では、例えば、いいか悪いかは別ですけど、学校給食の給食センターにかかわらず、各保育園に給食があるんですけれども、これも一緒につくっちゃうと、こういうところも現実にあります。これも、経営とか、そういうことから考えると一つの選択肢かなあと思うんですね。これも検討していただきたいと思いますし、おっしゃるとおりで、児童生徒の数もこれから減ってきますので、そうすると、先ほど説明のあったような700～800食の規模のものでやる場合に、もっと多面的なことも必要なあと思いますので、町長の御答弁いただいたことも含めまして、教育委員会とぜひ研究していただいて、よりよい施設ができるように求めるものであります。

それでは、質問項目の2番「元気で学習できる児童生徒の教育を。」ということで教育長にお尋ねいたします。

質問要旨 2-1、第 11 回いなん 100km 徒歩の旅の取り組みですとか、七久保地区育成会の宿泊体験などの活動をどう評価するかであります。第 11 回のいなん 100km 徒歩の旅は、8 月の 8 日から 12 日まで、中川、飯島、駒ヶ根、宮田へ徒歩ということで、ことしはエントリー数が少なく 30 名ほどでありましたけれども、特に飯島町、とりわけ七久保小学校の 5 年生、私の孫も含めて主力メンバーでありました。ゴールを目指して、完全にゴールまで完歩を達成したわけでありまして、体を鍛えて、この伊南市町村の魅力を体験し、また児童同士が市町村、学校を超えて交流するというこのイベントとして、親元を離れて 5 日間の旅は、よい体験だったなあと思うわけであります。また、8 月の 25・26 日の七久保地区育成会の主催の恒例となっております宿泊体験は、小学校の体育館を活用して 70 名くらいの児童が参加して開催されたところでありまして、こうした宿泊体験は、いろんな意味で、自主性だとか、そういうことも含めて成果が得られるのかなあと思うわけであります。そこで、飯島町も放課後子どもクラブ、学童クラブを実施しておりますけれども、ここにメニューとして宿泊体験プログラムを取り入れたらどうかということを提案するわけであります。お隣の例で恐縮ですが、中川村の教育委員会が主催する中川放課後子ども教室では、去る 7 月の 18 日から 21 日までの 4 日間、大草城跡公園管理棟で 9 人の小学生児童が参加して行いました。これは平成 29 年度から実施しておる事業でありますけれども、自分たちで考えて食事をつくったり、また寝食をとる中で自主性を育むためのプログラムということで実施をしております。そこで、飯島町の放課後の学童クラブは、以前に町民要望もありまして、議員の提案もありまして、現在 2 カ所で行っておりますけれども、この学童クラブに宿泊体験プログラムを取り入れてみたらどうかということを提案いたしますが、教育長のお考えを求めます。

教 育 長

宿泊体験についてのお尋ねであります。まず、ことしも多くの子どもたちがいなん 100km 徒歩の旅に参加して、元気に 100 キロメートルの道のりを完歩いたしました。参加した子どもたちは、体はもちろんです、精神的にも強くなっているように感じられます。5 日間の宿泊を伴う団体行動を通して、整理整頓、時間管理、仲間同士の助け合い等、多くのことを学ぶとともに、地域を知り、地域の方と触れ合い、支えられていることに感謝する大変よい機会であるというふうに考えております。これは、サポートする方やボランティア参加する方の力も大変大きいというふうに感じております。それから宿泊体験であります、育成会主催の宿泊体験では、縦割りグループで寝泊まりしたり、自分たちで夕食を準備し、レクリエーションを楽しんだり、こちらも大変貴重な体験の機会であるというふうに考えております。幸いなことに、七久保地区では育成会中心に宿泊体験をしていただいておりますが、そのほかの地区でも育成会で宿泊体験をしていただいたり、あるいは自治会の児童会で独自に集会所等を利用して宿泊体験をするところがあったり、小学校の学年レクで小学校に子どもたちが泊まって宿泊体験をする、あるいは、最近では中学生が防災訓練っていいですかね、学校の体育館に泊まってみて、その避難所的な体験をして、そういった勉強もあわせてするというようなことをさまざまな機会を通して行っております。これも役員の皆さんや支えてくれる皆さんのおかげだというふうに思っております。学童クラブでも宿泊体験をという御提案ですけ

れども、町内では、そういった育成会、あるいは自治会、あるいは学年、学級等で行われておりますし、学童クラブが、もともとは下校後帰宅しても両親や祖父母、面倒を見てくれる兄弟など保護者が不在な児童をお預かりするという事業で、非常に限られた人数で行っているということもありますので、学童クラブで宿泊体験というのは考えておりませんし、ちょっと物理的にも無理な面があろうというふうに思います。

竹沢議員

学童クラブは無理だということで、こちらからも幾つかの実施事例を申し上げましたが、町内で幅広い取り組みがされておりますので、まあいいのかなと思いますが、じゃあ質問要旨の2-2に行きます。

ことしの夏、甲子園の夏は100回大会ということで、私も孫と観戦に行ってきましたが、とりわけ秋田県の金足農業が大フィーバーをいたしまして、という夏でした。ところで、この全国学力テストでありますけど、この金足農業がございますけど、秋田県がいつも毎年1位でありまして、世界でいいますとフィンランドが1位なわけでありまして、これ何でかなあということで、それなりの理由があると思いますけれども、これはどういうふうに分析されておるのかお尋ねをしたいと思います。加えて、我が町の児童生徒の成績は、全国平均からして、大体平均に近いところだったというふうに記憶しておりますけれども、どうなのかということと、あわせて、そうした結果を踏まえて、教育委員会として児童生徒の教育充実について、また、3校の学校長を含めましてどういうふうに議論され、また定例の教育委員会とかあると思うんですけれども、そういうところで議論されているのかどうかについて、教育長に思いのたけも含めてお尋ねします。

教 育 長

学力問題に関しては大変大きな課題だと思います。思いのたけを申し上げると数時間かかりますので、ぎゅっと圧縮して申し上げたいと思いますが、毎年この時期に結果が出てきまして、よくテストの点数が問題になりますが、生活実態のアンケートも一緒にいて、子どもたちはどういう生活を送って、どういうところで困難を感じているかっていうようなことを分析しながら先生たちの活動に生かしていくということが非常に重要だと思いますので、毎年それぞれの学校で分析したものは、お便りにまとめて学校からそれぞれの家庭に配布されていると思います。おっしゃるとおり、例年、秋田県、それから石川県、福井県、富山県は上位の常連の県であります。要因については、公で分析したということとはございませんが、幾つかの研究者がいろんな説を発表しておりますが、授業づくりの先進性、それから県民性、生活習慣の確立等を挙げる学者もおります。授業づくりや教育手法について、秋田県は表現する機会を多くとっている、あるいは全体で話し合いながら解決する方法を探るといったような特徴が挙げられております。現在では、各県から秋田県、福井県等に視察に行っているところを学ぼうということで、それぞれに持ち帰って取り組んでいるということで、差が縮まってきているという分析もございます。一般的に、この上位、平均点の高い状態を長期間維持するというのは、その時代の要請に合った教育手法を全員が均一的にやっている、そうでないと高い平均点は維持できないということが考えられます。長野県でも県としても学力の検証が行われてまして、全ての学校でそういう基本的に押さえるべきことをきちんと押さえようという信州教育スタンダードという教育手法に関するものが設定されて推進されておるま

す。効果的な子どもの指導、確かな学力が身についていくための指導、こういったためにオリジナルの指導資料「信州ベーシック」と言われておりますが、これを全ての義務教育の教員に浸透させる取り組みを行っていますし、町でも協力をしております。フィンランドにつきましても多くの研究がありますが、国が全体として教育環境整備に力を入れており、授業料が大学まで無料であったりとか、20人学級規模であったり、あるいは授業日数が非常に少ないという特徴があるんですけども、それから、教師は修士以上で教師の質の向上を目指しているというようなことが要因として言われることが多いわけであります。こういう違いはあると思いますけれども、まず外国と日本の比較では、日本は集団行動を学ぶといった面では他国に比べてかなり進んでいますし、日本式でOECDのテストでも上位を占めている、例えばシンガポールというようなところもあります。それから、長野県で見ますと、長野県は、均一的というよりは教師個々の裁量が非常に大きいという、そういう特徴があります。ですから、そういった特徴、強みを生かしながら、これから維持、充実したい教育活動、あるいは目標を明確化して、共有できるところはきちんと共有していく、基礎となるところはきちんとやっていくということが重要だと思っています。当町におきましては、子どもたちがそういった環境で学べるように、まずICTなどの今日的な求められる環境づくりを現在進めておるところであります。また、先生方が子どもたちと触れ合う時間を確保するために、教員を支援するための仕組み、例えばソフトを全部統合するとか、一括処理ができるというような、そういう公務支援、こういったことで子どもたちと触れ合う時間の確保とか教材研究の確保、あるいは研修機会の充実などは今後も図っていきたい。全体として求められる今日的な要請に合った教育力の向上を目指すということが大切だと考えております。以上です。

竹沢議員 飯島町に合った教育力の充実のための取り組みを今後さらに推進をしていただくことを求めて、次の質問に入ります。

質問要旨2-3であります。ことしから変更いたしました鳥羽市への臨海学習の成果と課題は何かについてであります。飯島町の両小学校は、7月の18、19と鳥羽市答志島などへ臨海学習ということで、昨年までの愛知県南知多町の日間賀島から変更になりました。これは、飯島町と災害応援協定の締結の相手先であります鳥羽市と行うように私が平成28年9月議会で一般質問した以降実現したものであります。これについて成果と課題は何かについて教育長にお尋ねします。

教 育 長 竹沢議員からも災害応援協定を結んでいる鳥羽市とは小さい時代から顔の見える関係というのも大事ではないかという御指摘をいただいております。その後、日間賀島は東南海地震のときの津波の影響はどうかというようなことが南部の市町村教育委員会で話題になり、市町村教育委員会で日間賀島に行って、避難場所はどうかかという、そういった研究をしたところでもあります。日間賀島にもちゃんと指定避難場所があり、誘導の道もありますので、それはそれで整備されていると思いますが、それで宿泊場所を変えた市町村もありますし、それぞれの対応をしているところでもあります。飯島町は、そういう鳥羽市のお話もありましたので、その後、小学校2校の校長と担当の教員で、

私も含めて鳥羽へ視察に行つてまいりまして、今まで臨海学習でやっていたようなことが行えるのではないかということで、今年度から鳥羽市に臨海学習に出かけました。主に滞在したのは答志島ということで、船で 10 分ぐらいのところではありますが、活動範囲が非常にコンパクトで行動しやすく、津波の心配も日間賀島ほどではないと、安心して活動ができたというふうに聞いております。また、島の皆さんが非常に温かく迎えてくださり、より触れ合いができたというようです。課題としましては、やはり日間賀島に比べると遠いということがどうしてもありますので、時間がかかってしまうというので、到着時間が少しおくれしてしまうという、そういった課題はお聞きしますが、おおむね高評価であったというふうに理解しております。

竹沢議員

おおむね好評であったということでありまして、うちの孫も体験して、よかったと言っておりました。つきましては、引き続き継続していただくと同時に、町長にもお願いしたいんですが、こうしたきっかけを含めて、さらに鳥羽市と幅広い意味での市町村交流ができるようにお取り組みを求めまして、質問項目の 3 番目に入ります。

これは町長にお尋ねいたします。「飯島町水道料金を上伊那郡下で一番安くなるよう料金改定を求めるが。」についてであります。郡下で一番高い水道料を、町民のため、定住促進のため、郡下で一番安い料金となるよう検討を始めることを提案するわけであります。6 月の議会で同僚議員からも質問がありましたけれども、水道料金を辰野町より安くしますと、郡下で一番安くなります。話は変わりますけれども、9 月 6 日、北海道胆振東部地震は、最大震度 7 を観測いたしまして、死者は本日までに 41 名ほどということでございまして、負傷者 666 人ほど、昨日の 12 時現在で避難者約 2,700 人、断水が 8,000 戸であります。被災に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げるところであります。この地震のときもそうですけれども、停電もさることながら、上水道の断水ということで、人間が生きていくための生活インフラの第一義的なものに影響を及ぼしていると、こういう結果があるわけであります。我が町の生活に必要な水道につきましては、中央アルプスから花崗岩で洗われた流れ出る地下浸透した水が町独自の水源で取水されて、安全でおいしい水として供給されておるところであります。この水道水の料金は、この間、郡下でも最も高く、町民の皆さんに御負担をいただいてきて今日まで運営してきておるわけであります。一方、設備投資として水道事業の中では給水管の布設がえ工事などが推進され、有収率が 76.6% と改善されておりました、単年度収支でも 1,500 万円ほどの黒字経営ということになっております。今後、水道事業会計の全体の運営課題としましては、浄水場の整備ですとか、さらに給水管の計画的布設がえなどが必要でありまして、これを行うがためには、現在我が国の金利は低いわけでありまして、低金利のうちにしっかりと資金調達をいたしまして設備投資をしていくと、この必要があるのかなあとということで、今がチャンスなのかなあと思うわけであります。水道料を郡下で一番安くするということは、試算によりますと約 3,000 万円、一般会計から資金を調達すれば可能になります。方法は幾つかあるわけですが、例えば、飯島町も子育て支援ということで保育料の軽減を大幅にやっておりますけれども、こうした措置について次年度以降国のほうでも財政支援がされるようでありまして、同額くらいの費用が町へ来

るのかなと思うわけであります。これも一つの財源になるかと思ひます。具体的な試算方法といたしましては、一番多いのが一般家庭の13ミリメートルの口径のもので、その料金を辰野町と同額以下にするということが考えられます。一方で、大口利用者の口径の大きな部分の料金設定については、その部分は料金を引き上げることでの調整も必要かと思ひます。また、以前から同僚議員からも提案がありますように、営業収益を増やすために広域連携として中川村にも給水するというのも一つの課題なのかなあと思ひわけであります。いろんなものの考え方があるんですけども、3,000万円といへば、例えば土地開発公社へ3,000万円、毎年やっておるわけでありまして、それと同規模の財源であります。要は、一旦集めた税金の再配分で水道料を安くすれば、町民の皆さんから必ず喜んでいただく政策になるのかなあと思ひわけであります。自治体経営、特に飯島町の財政運営に余裕があるわけではありませんが、昨日の町長答弁にもありましたけれども、20年後の将来を見据え10年後の計画策定は必要であり、また町におきましては5年後の基本計画、また3年後の実施計画などの計画的な自治体運営が求められるのは当然のことであります。真に町民の皆さんに、その政策につきましては、町長が勇断をもって行うべきかなあと考えるわけであります。これが実現すれば、町長の言っている3つのチャレンジの中の田舎暮らしランキング1位へのチャレンジに必ず貢献するものかなあと思ひわけでありまして、今後この課題について検討を求めるわけでありますけれども、町長の所見を求めたいと思ひます。

町長

水道料金が高いという御意見は、町民の皆様からも、移住定住を希望される皆様からも、もちろん議会の皆様からお聞きしておるところでございます。自前の水道施設を規模的には少ない人数で分かち合っているということが基本的には高いということころへつながっておりますし、将来に向けてこれを補修しなければならないということの積立金等も考えると、このくらいはいただかなきゃならないということの中で、長い間、町民の皆さんの御負担をいただいて、この飯島町の水道というのが継続、経営されてきたわけでございます。しかしながら、生活にかかわるインフラの中で水道料金は生活から離れないものでございます。今、議員がおっしゃったとおり、いろいろの方法が考えられるなというふうに思っております。全てのあらゆる方法を勘案して水道料金を安くしろと、こういう研究をしろと建設水道課には申し伝えております。明細につきましては建設水道課長から御説明申し上げます。

建設水道課長

現在の郡下の料金の状況、特に基本料金についてでございますが、一番多い家庭用の13ミリメートルの基本料金1カ月当たりにつきましては、飯島町では1,200円、郡下で一番安い辰野町ですけれども524円でございます、その差は676円でございます。仮にですが、家庭は13ミリメートル口径の基本料金を辰野町と同額に改定した場合、約3,000万円ほどの収入減となる見込みでございます。今後の人口の状況に鑑みますと、やはり収入減は避けて通れないところでございますので、この減少分を補填するための財源をどうするかが課題となっております。いろいろな方法がありますので、持続可能な事業運営を行える範囲で、いかに収入を増やし、費用を減らすことができるか、方法を模索しているところでございます。関係部署とも連携をとりながら検討を進めてま

竹沢議員

います。よろしくお願いいたします。

いつまでということは求めませんが、検討していただけるということですので、町民の皆さんの負託に応えて、ぜひこれが実現できますように求めて、最後の質問に入ります。

質問事項の4であります、SS過疎地の飯島町の課題についてであります。ガソリンスタンド2カ所以下の町村は給油所過疎地、いわゆるSSということでございまして、長野県下77市町村の中で31町村が給油所過疎地に該当いたしまして、8月21日、長野県は対策のフォーラムを県庁において開催しております。このことは信濃毎日新聞やNHKでも取り上げておるわけでありまして、そこで、飯島町の課題は何かということでありまして、加えて、現在、道の駅田切の里に整備済みのEV、電気自動車急速充電器が2つ設置されておるわけでありまして、これを道の駅花の里いいじまにも設置を求めるというのが趣旨であります。飯島町内には2カ所のガソリンスタンド、それから灯油などを宅配してくれる事業所が別にございます。テレビなどの放映では、このSS過疎地の問題で放映されておったのは、冬場の灯油、特に下伊那の町村なんかで、ガソリンスタンドがないところで冬場の灯油の確保が大変だとか、あるいは村の中にガソリンスタンドがないので、農業者の方が、軽油だ、ガソリンだ、混合油だ、こういうものを得るのによその町や村まで行かんと購入できないということが取り上げられておりました。5年10年後を見据えたときに、これからは自動車の自動運転というのがどんどん普及されますし、自動車を動かす燃料は電気や水素など変わっていく、そういう時代が来るわけでありまして、道の駅田切の里では、平成27年度、工事をいたしまして、日本充電インフラ株式会社が事業主体となりまして一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を受けまして総額事業費1,128万6,000円でこの施設が設置されまして、28年の7月オープンで、現在、急速3層の20キロワットが2台設置されておまして、私も先般、実際に充電しているところを見てきたところであります。またこれは、田切の里の場合は、使用する電気料金も補填される制度になっておるわけでありまして、要は、こういう施設をつくる場合に、町が行うのではなくて民間の事業者が事業主体となってやれば町の負担がなくて整備できると、こういうことでございますので、ついては道の駅花の里にも同様のものを求めたいなと思うわけで、その手法は事業主体であります日本充電インフラ株式会社をお願いをいたしまして、EV、田切と同様のものでいいと思いますけれども、急速3層の20キロワット2台くらいの設置を求めたいなと思います。町長も以前に電気自動車には高い関心を持っておりまして、いち早く取り組まれ、日本縦断の旅を以前に実施しておるわけでありまして、こうした施設の必要性は十分理解されておると思うわけであります。そこで、一方でいうSS、いわゆるガソリンスタンドが少ないということに対してガソリンスタンドを増やすという手法もありますけれども、そういうことではなくて、もうちょっと先を見た場合に、これから電気自動車もどんどん普及するということの中で、町内を見渡したときに、EVを道の駅花の里にも設置すべきかなと思うわけで、これについての町長の見解を求めます。

町長

町内では、過去に5カ所のガソリンスタンドが営業していた時期もありました。経営

産業振興課長

面や後継者などの関係で、現在では飯島・七久保地区それぞれに1カ所の店舗が営業している状況でございます。町民の皆様も不便に思うこともあろうかと思えますけれども、自動車業界も電気自動車へ転換してきており、原油価格の高騰などによる小売値の上昇も相まって、ガソリンスタンドの経営は非常に厳しい状況になってきて、全国的にガソリンスタンドが減ってきておるところでございます。町としましては、町内2カ所のスタンドを存続いただき、これ以上減らさないよう取り組みが必要と考えております。また、最近電気自動車は注目を浴びておるところでございますけれども、電気自動車の充電器の設置も含めて、現況については課長より説明をさせていただきたいと思えます。

まずガソリンスタンドが少ない過疎地というところの課題、それからEVのスタンドの設置と、この2点についてお答えをさせていただきたいと思えます。ガソリンスタンドが少ないということに関する課題といたしましては、どこでも同じかもしれませんが、スタンドまでの距離が遠くなり利用者の負担増となること、また移動手段を持たない高齢者への灯油の配達など、住民生活の維持、これへ影響があるというふうに町も考えております。また、災害時や緊急時、こういったときにおける燃料の供給、こういうことも一つの不安要素であるというふうに思っております。国では、給油所の過疎地対策としまして相談窓口の設置やガソリンスタンドの整備に関する補助制度、また融資制度により対応を講じておりますけれども、飯島町内へ新しいスタンドができるという参入は非常に厳しい状況があるのではないかなあというふうに考えておりますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、現状のスタンドを何とか存続していただくように力を注いでいくのが町のやり方かなあというふうに考えております。また、もう一つ、道の駅花の里いいじまへのEVの急速充電器の設置につきましては、町と道の駅花の里いいじまの利用組合との間で検討してきております。現在のところ、EV自動車の普及率を見ながら設置をしようということになっておりますが、道路を利用する皆様のための施設という使命もございますので、顧客のニーズに応えていくことも必要ではないかというふうに考えております。以上です。

議 長
4 番
好村議員

4 番 好村拓洋議員。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回、私は大きく2点について質問いたします。1点目は今後町に訪れる近い未来の話、もう1点は自然エネルギーの取り組みで自主財源を確保に向けた取り組みを求めるものです。

質問事項1「2025・2040年問題 町の姿をどう捉えているか」。

質問要旨1-1町は、移住定住、子育て支援に力を入れているが、人口減は避けられません。住民福祉、インフラは維持できるかという質問です。既に御承知のとおり、現在、日本は人類史上いまだかつて経験したことがないスピードで少子高齢化が進行しています。まず2025年には、日本人口の一番のボリュームゾーンである団塊の世代の方が後期高齢者となります。昨日からの一般質問にもいろいろと課題は出てきておりますが、今後確実にひとり高齢者世帯の増加、さらなる買い物弱者対策、除雪の問題、見守り、

自治会問題とかが顕著になると思われます。そうならないよう、町では今まで移住定住、子育て支援、健康増進事業に力を入れており、その成果として、第5次総合計画の中では2020年に当町の推計人口は8,600人とされておりますが、2018年現在、約1,500人程度を維持しており、クリアできていると思います。これは、さきの町長から今の下平町長以下、行政職員、各関係団体、町民の皆さんの協力のもとの取り組みとして大いに評価に値し、敬意を表するとともに、もっとこのことは誇ってもいいと思います。しかしながら、高齢化に伴い、どう考えても今後の町の人口減は避けられません。次に2040年問題、これは2つの見方があると思います。1つは、2015年に日本創生会議が発表した消滅可能性都市に飯島町の名前もありました。これは、人口再生産力という考え方に着目したデータによるものです。2つ目、日本全体としての高齢化のピークが2040年と言われております。まだ先といえば先の話ですが、今から22年後にはさらなる少子高齢化社会が進むことは、ほぼ、もしくはほぼほぼかはわかりませんが、確実に到来します。そこで、当町のそのときの姿を考えるに当たり、私、今まで余り誰も触れないというか、余り聞いたことがありません、この問題について。2040年という、私も還暦間際でございます。平均寿命でいえば生きていますと思いますが、何せこの体型ですので、どこかでぽっくり行くことも、皆さんよりも先に人生に終止符を打つ可能性もございます。当然ここにいる全員、現在の町民の皆さん、将来の町民の皆さんに責任ある立場ですので、町の将来について聞く必要があると思いますので、お尋ねします。町長、町の将来の姿についてどのようにお考えでしょうか。

町長 好村議員にお答えします。突然の大きな問題でございまして、びっくりこいておりまして、発言する場所を間違えました。申しわけございませんです。将来の飯島町をどのように思っておるかということでございます。一応この質問、いただいた質問に沿ってまずはお答えさせていただきたいと思いますので、お許しいただきたいと思います。人口減による福祉やインフラの維持について、これが維持できるのかと、こういう御質問をいただいております。多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、町でも住民福祉の充実やインフラの整備に取り組んできましたけれども、今後は税収入が伸び悩むとともに、おっしゃられるように少子高齢化に伴う社会保障経費の増加等が見込まれてまいります。インフラにつきましては、将来、修繕、更新に多額の費用が必要となってくるわけでございます。一方で、皆さんの生活に直結したこれらの行政サービスについて単純な縮小や廃止を行うことはなかなか困難であると考えておりますので、住民福祉、インフラともに見直しや利活用、統廃合を検討しながら、住みやすい地域として維持していかなければならないと感じておるところでございます。

好村議員 町長のお考えはわかりました。この問題は行政と議会だけの問題ではありません。町民全員にかかわる問題ですし、私たちの老後というか、今後の話につながるものです。私も町民の方とお話するときには、この問題について語っていきたいと思いますし、また御意見も頂戴したいと思います。町長もさまざまな会合に参加されると思いますので、観光とかアウトドアも、夢も語っていただいて結構なんですけれども、ほぼ確実に到来する未来についても語っていただきたいと思います、そういったことを求めて、次

の質問に移ります。

質問要旨 1－2、人口減少と同時に高齢化のピークを今後迎える。この大きな波の中で、それぞれの課の抱える課題と展望について伺います。先ほど申し上げましたが、確実に訪れる飯島町の未来について、それぞれの課の課題と展望はどういうものでしょうか。先ほど町長もおっしゃいましたが、今後、人口減による税収減、単身高齢者世帯の増加、それに伴って、今はキーワードとして自助・共助・公助というキーワードがございいますが、単身高齢者世帯が増えてくると自助も共助も限界がかなり見えてくるんじゃないかなと容易に想像できます。町長以下、各課長の皆さんは、既にこの大難局という大きな波の中で、それぞれの課題に対して、展望というか、見通しについて考えることがあると思いますので、それについて伺いたいと思います。この答弁は、町長が一括してお答えするのか、各課長さんが答えるのかは、ちょっとお任せいたしますが、今回の一般質問は各課長さんたちの出番がちょっと少ないかなあと思っておりますので、我こそはという課長さんがいれば発言を求めたいと思います。

町 長

将来に向けて永続的にまちづくりを行うには、さまざまな課題があります。各課の状況も踏まえまして分野ごとに、その一体について触れて、展望について所感を述べたいと思います。行政の仕事を大きく3つに分けて私は考えております。一つは福祉・教育増進事業、もう一つは産業増進事業、そして最後にインフラ安定整備事業、この3つかなあと、このように捉えております。また、中心にあるのは職員のスキルアップ等の総務課が主に担当する部分があるんですけども、町民の皆様に対しましては、先ほど申した3つの分野の事業ということを認識しておるわけでございます。それで、福祉、教育、子育ての分野におきましては、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障等の義務的経費の増加、子どもの減少に伴う状況によっては保育園や小中学校の配置等が課題となってきたおる、このように捉えております。2番目に、産業分野の増進につきましては、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加や農村環境の悪化、また商工業における事業継承、買い物弱者対策等が問題になってきておるところでございます。3番目として、建設水道分野では、インフラの老朽化に伴う維持管理費が増大してくるという課題があります。その他、コミュニティーの維持、区、自治会等ですけども、自治会組織の維持等も、これまた課題になってきておるかなと、このように捉えております。展望につきましては、さまざまな困難も予想されますけれども、自治体間の相互補完による行政経営を初め、さまざまな施策を展開するとともに、長期的な視点を持った計画的な財政運営に努めていくことで、飯島町が将来にわたって住みやすい地域であり続けられることを願っておるものでございます。この最後の部分は、飯島町が全体的にいろいろなものを用意するというのではなくて、やっぱり、まずはお隣同士の一番近い隣組であります伊南行政組合との連携、これがまさに、これからしっかりされていくことが大事だと思っています。そのもっと広い範囲では、上伊那行政との連携、こういったことで少子高齢化あるいはインフラの整備等の問題に立ち向かっていかなければならないかなと、このように感じておるところでございます。以上、まとめて私がお話しさせていただきましたけれども、好村議員の御希望でもあります。また議長さんの許可をいただいた中で、

各課長で我こそはという方がおりましたら、手を挙げて発言していただければ、いい機会ではないかなと思うところでございます。よろしくお願いします。

好村議員

さまざまな課題が出されました。考え方は非常に私と似ていたので、大変心強く感じます。町長を含め、大変難しい行政のかじ取りが必要な時代に突入していきませんが、ぜひ町民の皆さんのために奮起を期待したいと思います。

1－3の質問に移ります。「総合計画のほかに、30年くらいのスパンでの長期ビジョンの計画の策定が必須と考えるが。」という質問です。ここでは、あえて必要という言葉ではなく必須という言葉を用いました。必須という言葉は、必要なものの中でも最も必要と考えられることをいうそうです。町では、10年単位の総合計画があり、検証を行いながら実施しているのは承知しております。しかし、これからの数十年に起こること、これは誰も経験のしたことのない時代です。逆に、人口ピラミッドの話ですけれども、この大きな波を乗り越えれば、人口ピラミッドはある程度煙突状に戻るというのはわかり切っていることかと思えますけれども、その人口減、税収減の流れの中でもしっかりと住民福祉を維持していくためには、もう今現在は、あれもこれもの精神では通用しない時代になっております。あれかこれかという考えが非常に重要であり、町が今後さまざまな事業を実施していく上で難しい判断が求められる機会が増えると思います。当然、議会も難しい判断を迫られることが増えます。そこで、決断する上で指標となる、具体的な事業ではなくて結構だと思います。指標となる長期ビジョンが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

町長

総合計画のほかに長期ビジョン、20年ないしは30年を長期とさせていただきたいんですけれども、このスパンでのビジョンの計画の策定が必須ではないかと、こういう御質問でございます。まず、総合計画の計画期間につきましては、現在10年となっております。10年間の取り組みを示しておりますが、見据えている先は未来に向かつての持続的なまちづくりであり、10年に限ったものではございません。次期総合計画も今後作成してまいりますけれども、策定の際には、より未来を見据えた視点で行うことが肝要かと思えます。また、未来から今を見る、そういう視点からもさまざまな策を練っていきたいと考えておるところでございます。これらの計画につきましては、策定に意義があるというよりも、地域の皆さんでその未来像を共有していただくということも大事なというふうに思っております。住民の皆さんが意識を持って現実に向かう計画として、総合計画のほかに長期ビジョン、20年あるいは30年先の長期計画が有効であるかどうか、具体的に示すべきかどうかというのは、真剣に考えていきたいと思えますし、それは希望の中で共通に描かれるふわっとしたものになるかもしれませんけれども、やはりそういったものを共通項、飯島町は、例えば私が考えているのは総体的に誰もが羨む静かに暮らせる町だとか、そんなようなイメージを共有していけたらいいなというふうに思っておるところでございます。

好村議員

ふわっとしたものでも私は構わないと思っております。先ほども申し上げましたけれども、これはもう行政だけの問題ではなくて、全員が自分事としてやっぱり捉える必要があるのかなと、この大難局時代には、私はそう思います。問題解決の第一歩は、問題

を正しく認識することです。先ほど町長はさまざまな課題をおっしゃいましたが、私はそれにおおむねというか、ほぼ同じ考えでしたので、安心はしました。これはすぐ答えの出る問題ではないですが、時間的猶予も余りない問題でもあります。ここはひとつ、まさに一丸となって、この大難局を乗り切るために本当の意味での協働、これを求めて、次の質問に移ります。

大きな質問ですね、質問事項2「町主導の自然エネルギーの取り組みで自主財源の確保を」という質問です。

2-1「県企業局の小水力発電の再開発が活性化している。町内にある与田切発電所の再開発も検討されているが町のスタンスは。」という質問です。御承知かとは思いますが、県企業局は昨年に2基の発電所を県内に稼働しました。今後も箕輪ダム、辰野町の横川ダム、松川町の片桐ダム等に発電所を建設する予定です。また、8月9日の日本経済新聞によると、県企業局は2025年をめどに県内に新たな水力発電所を設置する方向で動いています。2019年3月までに候補地を決める方針のようです。発電所の数は不明ですが、採算が見込めるのであれば幾つでも検討するという姿勢です。現在の与田切発電所も、別の新聞報道によれば、今月、公募案件として募集しているようでございます。一例ですが、伊那市にある春近発電所の大規模改修については、これ、県の企業局のホームページにも載っておりますが、当初PFI活用について検討しておりました。しかし、PFI活用の効果を企業局が直接実施した場合と比較した調査結果が出まして「経済波及効果は大差がない一方、改修後の企業局の20年間利益は、企業局単独で実施した場合の方が、約47億円上回ることから、企業局が直接事業主体として実施することとしました。」とあります。20年で47億円です。ちなみに春近発電所は、規模ですけれども2万3,600キロワットの発電所です。町内にある与田切発電所は6,300キロワットです。大体4倍ほど規模は違いますが、それでも相当な額だと思います。このことから、県はもうかりそうな場所があれば県内の至るところで場所を公募し、できた暁には地元で電源立地交付金ですかね、一部だけ支払えばオーケーだろうという思惑にも見えます。そこで伺いますが、町へこのことについて、公募していますので、事前に通知などはあったのでしょうか。また、今後事業展開がされる場合、町はどのようなスタンスで臨むのか、町長の所見を伺います。

町長

県企業局では、新規水力発電開発プロジェクト推進協議会を立ち上げまして新規開発する候補地の選定を開始しました。その候補地の一つとして与田切川上流が挙がっておりますけれども、現在の与田切発電所は与田切川水系のオンボロ沢が荒れることにより与田切川の川がしばしば濁り、そういった原因で取水停止が発生しております。企業局では、安定した取水を確保するため、オンボロ沢の濁りの影響のない与田切川本流から今度は取水をする箇所を検討しているとの情報をいただいております。現時点では、町としての具体的な方策は未定であります。企業局の事業が円滑に進められるよう協力をしてまいりたいと思っています。濁っている中でタービンが回らないということがありまして、底力がある与田切発電所がたびたびとまっているということなんです。企業局は非常に与田切川に期待をしているということの話を聞きました。それで、濁りのな

い水のほうからとるということでございますんで、もし、それで発電した後の水を使わせていただければ、飯島町がそれをうまく利用できる方法もあるかなと、今までは流れてくる水も砂まじりでございますから、そこへ発電所をつけたとしても、なかなかタービンの消耗等、利益が出ない状況が続くかなと思うんですけれども、今回きれいな水ができたとすれば、それを利用して自主財源にするということも可能であると、このように考えておるところでございます。

好村議員 企業局に協力というよりは、先ほど数字のちょっと話、規模感の話もしましたので、私としては、ぜひ協力して、その後の水がもらえて町が取り組むのであれば、それはそれで魅力的な事業ですが、やっぱり 6,300 キロワットと、ほかの本当のマイクロ水力と言われる 1,000 キロワット未満、恐らく 200 キロワット未満ですけれども、そのやっぱり収支は明らかに違います。計算していただければわかると思いますので、それは置いておきますが、私個人としては町長の交渉力をもって町が一口かむということを求めたいと思いますし、放流水がどうなるかっていうのは正直県の判断によるところだと思いますけれども、どうせあそこをやるのであれば、町道横根山線とか、千人塚公園に至る林道、これは今後、森林整備や千人塚の観光振興につながる道路でもありますので、そういったことを県に求めるなどの取り組みを町長にお願いしたいと求めますが、いかがでしょうか。

町 長 先ほど申し上げました。県は、本流、与田切川本流のほうからの取水を検討しておるとお話しをさせていただきました。その際、その水は林道沿いに発電所まで引っ張ってくると、こういう予定だそうでございます、当然その間の林道というものが整備される期待を持っておるわけでございますし、あの飯島町の名所である何だったっけ、シオジ平、あそこは通行どめになっておるんです、今。誰も車で行けない。しかし、シオジ平の観光資源がこれから復活するという機会を思っておるものですから、これは、まずは県に、あそこをぜひやっていただいて、その見返りに我々は、その林道を整備していただくということは腹算用の中で当然あるわけでございます。

好村議員 ぜひ、そういう取り組みを求めたいと思います。

2-2の質問に移ります。「電気は町民誰もが使う生活インフラであると考え。町は町内にある地域資源を活用し、電源を確保し支出を減らす努力が必要では。」という質問です。電気は生活に欠かすことのできないインフラです。当然、この議場はもちろん、この中継をごらんになられている方も電気を使っています。町施設、ここには上下水施設や農集排とかも含めます。電気代で年間 1,000 万円以上、確か数千万円だと思いますが、支出しております。自然エネルギーの種類はいろいろあるかと思いますが、自然エネルギー事業に着手して自分たちで使うエネルギーを自分たちでつくるということも、外から見て飯島町が魅力的な町だなというふうに見えると思いますが、町長の所見を伺います。

町 長 町は、町内にある地域資源を活用して電源を確保し、支出を減らす努力が必要ではと、こういう御質問でございます。町内にある地域資源を活用しての自然エネルギーとして挙げられるのは、町の面積の約 7 割を占める森林を活用しペレット材製造から発電まで

を一連とした木質バイオマス発電、県企業局の与田切川上流水を利用した新規水力発電開発プロジェクトと連携した水力発電、公共施設の屋根を活用した太陽光発電等が挙げられます。今後、民間と連携し、飯島町地域新エネルギービジョンに基づき、電力の地産地消や町内の支出の抑制等、さまざまな課題に取り組んできたいと思っています。昨日来お話がありますように、森林の有効活用ということについても現実的なものになりそうですけれども、それは、やはり民間の協力があつてのこととございます。町単独でなし得るものではございません。森林が有効活用されるのも、やはり森林材を消費する、これが本当に大規模に消費されるということであれば、幾ら小さなことを構えたとしても、それは消費につながらないわけとございます。大きな産業となる革新、革命を起こすとすれば、もっと大きな力の中で大きな需要、それにもとづく供給、こういった体制がとれることが大事で、民間としっかりと協力できたらいいなと、このように考えております。

好村議員

いろいろな自然エネルギー事業についてお答えをいただきました。木質バイオマスが一番期待がやっぱり大きいのかなというふうに思っておりまして、ぜひ取り組んでいただきたいと私個人的には思っております。例えば小水力発電について、ちょっとお話しさせていただければと思いますけれども、民間と協力してつていう話も出ましたが、自然エネルギー導入支援ガイドブックって、これは毎年経産省から出ているものなんですけれども、一般財団法人新エネルギー財団、通称NEFと言われるものなんです、地方公共団体が行う水力発電候補の候補地の調査に必要な外注、リース料、公募用資料作成に要するホームページ掲載費等にかかる経費まで、上限は5,000万円、市町村が行う場合には補助率10分の10と、1件以上必要だと、場所の候補ですね、補助する制度があります。こういった事業を利用して取り組むべきと考えますので、一度ちょっと担当課を通じて検討いただきたいかなと思います。これは民間では、やっぱりできない事業だと思いますので、そういった有利な補助制度の検討も求めたいと思います。きのうの町長の話の中で地産地消のキーワードというのがありました。飯島町は地域資源に恵まれている、このことは誰も異論はないと思います。飯島町地域新エネルギービジョンによると、飯島町全体で消費する電力量は、全体です。これは民間も家庭も工場も含めておりますけれども、年間約1億キロワットアワーです。これは昨年改定されたエネルギービジョンになりますが、電気の消費量は、最初につくった新エネルギービジョンからさらに使用料は増えています。約3,000万キロワットアワー。人口減少はしておりますが、今現在、世帯数は増えているのかなと思います。今後どのように、人口減少しますので世帯数が減っていくのか、私にはちょっといつのタイミングになるのかわかりませんが、町内の地域資源を使って全電力を賄うことは難しいかもしれません。しかし、町外事業者が単なる投資的な、企業局も含めなんですけれども私の言いたいのは、自然エネルギー事業を行うことよりも、町が先頭に立って地産地消に取り組むことは非常に意義も意味もあると思います。そのことによって自然と共生、地域資源を上手に生かし、景観に配慮した形で早期に検討、実施し、自主財源を、支出でもいいですし、固定価格買取制度という制度がありますので、町長の大好きなもうけるでも、もうかるでも私は結構だと

思いますので、そういったことを求めて、最後の質問に移ります。

2-3、現在の職員体制でこういった自然エネルギー事業に取り組むことは、時間的に不可能だと思います。外部専門家も含め、人材確保をという質問です。自然エネルギー事業に取り組む上での問題点は、太陽光以外になりますけれども、法関係の手続が非常に複雑なこと、事業開始まで長期にわたること、また事業期間も長いこと、初期投資が過大なこと、そして何より町の自然や景観と共生する形での取り組みであること、これが非常に重要だと考えます。自然エネルギーが全て正義だとは私も思っておりませんし、自然エネルギーも万能ではありません。職員体制を強化し人数を増やして、今いる職員の方が担当されるのでも私はいいと思いますし、外部専門家でもいいと思います。また、私以降、地域おこし協力隊制度で自然エネルギーを引き継ぐ方も、なぜかいません。婚活とかはあったんですけど、まちなか活性化とかもあったんですけど、自然エネルギーだけ、そういえば何かないなと思っております。私も素人でした、自然エネルギーに関しては。私は、この町の自然や景観に魅せられてこの町にやってきました。私自身がこの自然や景観を壊した記憶はありません。同じように自然に魅せられ、町の自然エネルギー、町が自然エネルギーを推進するのであれば、この取り組みを応援してくれる地域おこし協力隊も含めて、私は来てもらうことも一つの考え方だと思いますが、町長の所見を伺います。

町 長 まさしく、これからの大きな課題、テーマでございます。その必要性は感じておるところでございます。人事については、副町長が控えておりますので、副町長の今回の出番、唯一の出番でございますので、そちらへ回したいと思っております。よろしく申し上げます。

副 町 長 外部専門家を含めて人材確保をという御質問でございます。前段の御質問でもありましたように、やはりこれから私たちは経験のないようなさまざまな課題を解決していかなければなりません。そのためには、やっぱり20年30年後、その時点から見て、その先を考えていく、バックキャスティングっていいですけども、その20年後30年後から見た現在を見て、3年5年10年先をきちんと計画していくということが重要なことだと思います。そういった職員をやっぱり育てていかなきゃなりませんし、また、やっぱり専門的な知識を持った方に入っていただくというのが重要なことだと思います。やはり、そういった未来を見ていくっていうのには、一つには想像力っていうのが必要なことだと思います。それは未来を想像する力です。もう一つの創造力というのがありまして、その想像したものを実現していく力、それがつくっていく創造力だと思います。そういった問題解決能力を持った職員をきちんと確保していくというのが、これから自然エネルギーだけではなくて、町全体にかかわる人材の大きな課題かなと思います。自然エネルギーで申し上げますと、今、生活環境係があるわけですけども、やはり今の人材では到底対応できません。新たな問題として、自然エネルギーの問題としては、太陽光発電が今、会社が潰れていくような状況がありまして、それが負の遺産として残っていくような状況もあります。また、空き家対策ということで、2040年には全国では3分の1が空き家になるんじゃないかと言われておりますので、そういった対応も迫られておりますの

好村議員

で、そういった問題に対応していくためには、やはりきちんとした専門的な知識を持った方に担っていただくというのが重要なと思います。前々から生活環境では専門幹を検討してほしいということで指示を出してあります。そのほかの課題も含めまして、外部アドバイザーも含めて、きちんとした専門幹の確保をしていきたいと考えます。

前向きに取り組んでいただけるという御答弁としましたので、大変いいかなと思います。太陽光発電のちょっと問題が出ましたので、ちょっとこの場でどうかなと思う部分もありますけれども、制度が変わりまして、10キロワット以上、要するに事業用として太陽光をやっている業者、毎年経済産業省に定期報告を送らなければいけなく、今なっております。それには、撤去費用だとか、柵をちゃんと設置してあるかとか、看板ですね、誰が事業者でという表示義務も今はありますので、例えば余り、不在、倒産、何ていうんですかね、固有名詞は出せないのであれですけど、太陽光発電の問題は私も当然承知しておりますけれども、ほかにも町内には町外事業者がやっている太陽光発電がいろいろございますので、条例、規則を改定して、その撤去費用の積み立てがどうなっているとか、そういったことも全て今報告することになっておりますので、そういった写しを町に提出するようにお願いするとか、そういったことをしていけば、町の景観、20年後ほったらかしになることもないかと思っておりますので、そういったことを求めて、私の質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時といたします。休憩。

休 憩
再 開

午前10時42分

午前11時00分

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。

11番 中村明美議員。

11番

中村議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は大きく4つの質問をしてまいります。1番目の質問「小中、三校でのエアコン設置範囲と財源について伺う」であります。本日冒頭の竹沢議員の質問、答弁の中から関連の内容でお答えがありました。このエアコンの設置が急がれているということで、給食センターを先送りするという答弁がございました。私個人的には、大変その考え方をものほかだというふうに憤慨するわけでございます。既に給食センターは町長も教育長も見学をされ、調理員の皆さんの御苦労、どれほど大変であるかということ、調理機器がいつ壊れるかわからないという中を、本当に目を配り、神経をとがらせて、毎日子どもたちの安全な給食が提供できるように御苦労されていること、耐用年数はまだ2年あると言われましたけれども、じゃあその中の調理機器は大丈夫なんですかといいますと、本当に調理員の皆様は、もう壊れているものを、故障しているものを毎日直しながらやっているんだという現実、どのように捉えているのでしょうか。大変憤慨するわけでございます。もし壊れたら、

その機械を新たに買うとしたら、次に新たに給食センターを建てかえるときには、また余分な費用が生まれる、それは決して、最終的に費用が増額してしまうということで、そこに無駄が生まれるのではないのでしょうか。また、調理器が壊れたら全児童には弁当を持ってこさせるというのが考えであるのか。今後もし調理器が壊れたらどうするのかということも、教育委員会として、また町長もしっかりと検討をして、おくらせるのであればそういうことを覚悟してやっていただきたいというふうに思います。国のエアコンの設置ということについては、国の動きを見てどういうふうにしていくかというようなことも言われておりましたが、国の動きを見てというのはどこの自治体も言うことであります。その壁を破る、知恵を出して、町民の、また子どもたちの学習環境を整えていくんだという、そういう方向で知恵を出していけるのが下平町長だと私は思っておりますので、その点も踏まえながら、この質問に入らせていただきます。昨日の関連質問での答弁で、町は、エアコン設置では基本料金を最小限に抑えられるよう研究しているとのことでありました。毎年最高気温を記録し、本年の酷暑、夏は、昨日も言われていましたが、自然災害に値するものです。そんな気温変動からエアコンが必需品になってきました。そして文科省は、今年度から学校の教室の温度を従来の10度以上30度以下から17度以上28度以下に変更し、学校環境衛生基準を改定しました。これは1964年以来初めて、54年ぶりの改定となります。さて、日本の将来を支えていただく子どもたちの学習環境を整える責務が行政にあると思います。以前、保健室、図書館室の快適な環境を整えるようエアコン設置を提案し、保健室は3校に設置されました。現在設置に向け研究中のようですが、設置教室の範囲を町はどのように考えているのか伺います。

教 育 長

エアコンの設置範囲についてであります。議員御指摘のとおり、教育委員会としては今後の夏の暑さに備えて小中学校へのエアコンの設置は最優先に行うべき事項というふうに考えております。国でも交付金の増額を検討しているとの情報はありますが、まだ未確定な部分が多い状況であります。次年度にどの範囲に設置するかは、その交付金の出方にもよります。例えば学校単位で採択されるとなると1校分ずつということになりますし、3年計画でも交付金が続くということであれば3年計画ということもあり得ると思います。ただ、一般的には、子どもたちが普段暮らす普通教室の設置を最優先にして、その後、頻度の高い例えば音楽室や理科室などの特別教室や職員室といったのを順を追ってやるのか、学校ごとにやっていくのかっていうのは、ちょっとその文科省の交付金の出方も見ながらということではありますが、いずれにせよ子どもに対しては、普通教室の設置は最優先で考えていきたいというふうに思っております。また、情報収集を進めて、対応を早くできればというふうに考えております。

中村議員

普通教室を優先に、国の出方を見ながら考えていくという答弁だったと思います。そうなりますと、普通教室だけとなりますと、特別教室は30度以上35度以上という日が出るわけですね。冷房の部屋から冷房のないところに異動した場合は、極端な温度差により体力が消耗するということは皆さん経験されていると思います。もし学校で同様の極端な温度差がある教室で学習することになった場合、そのギャップにより体調を崩すなど、授業に集中できない子どもたちが出るであろうと懸念いたします。また、子

	どもたちの学習環境の充実には教職員の健康が第一でありましょう。したがって、職員室へのエアコン設置も同時に進めていくこと、今後、ぜひ全教室、特別教室も含めて設置に向けた検討もぜひしてほしいと思いますが、その点はいかがでしょうか。
教 育 長	段階的には、今申し上げた普通教室、それから頻度の高い特別教室や職員室、事務室の設置を完成形という形でもっていききたいというふうに思っています。
中村議員	それでは②の質問に移ります。何といっても費用的な面が一番ネックになってくると思います。エアコンの設置には高額な財源が必要、しかも予想外の出費となることから、その財源確保には頭を悩ませていることと思っております。しかし、第5次総合計画、次世代を担う人間づくり、学校教育施策の⑧学習に最適な教育環境の整備に、ここでは「情報教育環境、災害時の避難所であることを考慮して」とあります。そのような観点で学校校舎を維持していくのであれば、今やいつどこで起きても不思議でない自然災害、不安を抱える被災者が少しでもほっとできる避難所環境として対応できる状況にという観点からも、猛暑・酷暑時の災害を考慮すると、エアコン設置は全教室に必要と考えます。そこで、財源について私の考えを申し上げます。実現性と、また町の財源確保に向けた考え方を伺います。まず、提案の中で2つ提案いたします。1、本年文化館で新電力に切りかえました。担当から5カ月間のデータをいただき調べたところ、切りかえ前より1キロワット当たり5円の電気代が削減されていることがわかりました。昨年一年の電気料使用料金で計算しますと年間106万円削減される計算となります。これは、今、文化館の駐車場は中電のままなんですけれども、この計算は駐車場も含めた金額をもし新電力に切りかえた場合106万円が削減されるという計算です。短期間のデータですが、今年度中に切りかえた様子を見て、今後公共施設の新電力化を考えていくというような答弁が前回の私の質問の中でありましたので、全公共施設を新電力に切りかえていく、その浮いたというか、余った金額、それを設置費やその後の維持費として回していくこと。2番目として、子どもたちの学習環境は地域で支えるとの観点からいくと、町全体で子どもたちの教育環境整備に協力をしていこうという、そういう協力費を募ってはいかがでしょうか。また、ふるさと応援基金、そのようなものもこの緊急時に活用していくという考えがあってもよいのではないかというふうに私は考えます。これが私の考えている提案でございます。それに対するお考えと、また町の財源確保に対するお考えを伺います。
教 育 長	財政面については、ちょっと私のほうでは僭越なところがあるかもしれませんが、新電力の活用と町全体での協力費というお話だったと思いますが、学校施設でも避難所として使われるところにつきましては、その災害があったときの復旧の早さというようなことも気にしながら電力の切りかえを行っていく必要があるということで、今回文化館は新電力で経済的な効果を図っておりますけれども、その新電力も、その災害時の対応等で遜色ないといえますか、回復スピードが変わらないということであれば、また考えていかなきゃいけないと思いますけれども、ちょっと今そこのところが不透明ですので、今後、学校施設あるいは教育委員会の施設、新電力に切りかえる際には、そういったことも研究して取り組まなきゃいけないというふうに思っております。それから、町全体

の協力費につきましては、既存のそういう協力費を集める仕組みがある自治体で幾つかやっているという話は聞いておりますが、基本的には、公立、公の町が設置する学校の学校で使う需用費そのものについては、やはり設置者が責任を持って支払うべきだというふうに思っております。例えば有志がとりつけた何かの機械にお金がかかるというのであれば、有志の皆様や、そういう方々のお力添えをいただくとありますが、基本的には、町立学校ですので、町が基本的に需用費を払っていくということが原則だと思います。それとは切り離して有志の方が動きを起こしていただくということであれば、また別ですけれども、町が率先してそれをやっていくというのは、ちょっと今のところは考えづらいというふうに思っております。

中村議員 財源確保について、まだその点はわからないということですが、それはまだ方向性が全然出ていないという理解でよろしいでしょうか。

町 長 財源というのは、まずは初期投資の財源、これもあります。それとランニングコストの財源、これがいろいろあります。今、大きな枠組みの財源の確保を予定している期待しているものというものが明確になっておらない中で、いろいろ想像しておるわけなんですけれども、まずは、どれだけかかるかという計算はまずしなきゃいけないと思います。それに対してどういう補助があるのかということも情報として早くとらなきゃいけない。ランニングコストをどのように抑えていくかということ、これから今、一生懸命研究の段階であると思っております。いろいろのことを考えながら進めていきたいと思えます。

中村議員 これからということでございます。国も、この猛暑というか、酷暑において、その公立小中、高校も含めて、エアコンの設置については重要であり重く捉えているところで。また、県知事や市長クラスの方々が国へ要望を出しているところでもあります。また、我々もそのような要望を出していこうというふうに思っているところでございます。まず財源が頭に最初に来るわけですので、なかなか、そこの財源から考えていくと思うんですね。そうではなくして、できない理由を考えることは容易でありますけれども、子どもたちの教育環境の充実のために何としても充実を図っていく、全校舎内のエアコン設置をすると決める、決めるそこから実現に向けた知恵を働かせていくという努力に努めていただくことを求めまして、次の質問に移ります。

2番、障害者・障害児支援のさらなる充実をについて、ここでは5つの項目をお尋ねいたします。平成29年度行政報告書、障害者自立支援事業の相談項目欄では、障害や病気の理解、生活技術、就労の相談が前年より増えております。この要因は、相談窓口が対象者にとって身近になったのでしょうか。また、相談後、相談者は生活が改善されてきているのか。相談件数が増えた要因と相談者の生活改善はできているのか、フォローは十分なされているのか伺います。

町 長 障害者、障害児の支援につきましては、町では障害者総合支援法の制度に従い取り組んでいるところでございます。障害が原因で引きこもりや生活困窮に対する対応なども、関係機関と連携し行ってまいります。今後も寄せられる相談に対しまして福祉の向上につながる支援の充実を図ってまいりたいと存じております。現況等、詳細につきまして

健康福祉課長

は課長より説明をさせていただきます。

それでは担当のほうから説明をいたします。まず、行政報告書に載っております相談内容別の資料ですけれども、上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」で受け付けた飯島町の方々の相談についての内容でございます。このほかに町の窓口でも相談は受け付けておりますが、ここ数年の傾向を見ますと、議員の御質問のとおりの内容の御相談が増えております。就労に関する相談なんですけれども、親の介護相談や生活困窮相談からということが多くございます。ここ最近、就労を支援するサービス、制度が整ってまいりまして、受け皿ができたというところも相談として項目が多くなった、内容が多くなったということだと思っております。障害福祉サービスを受ける場合に、介護保険でいうケアマネジャーのような役割を担う相談支援専門員がついてくれて、支援を中心にした生活に関する計画を作成しまして、仕事につなげたら終わりではなく、定期的に聞き取りを行って、現在の状況や困り事はないかなど御本人に確認をいたしまして、支援計画に基づいた継続的な相談、支援を行いながら生活の支援をしております。また、生活改善の御質問なんですけれども、個々のケースにより、順調に改善につながることもありますし、時間をかけて改善に向けてさまざまな支援をする方、なかなか難しい場合等がありますが、それぞれの相談内容により改善に向けた支援を今後も行っていくところでございます。チームによる支援ということで、支援会議も数多くやっております。また、町では今年度から引きこもり支援についてさらに充実させています。また、上伊那全体をカバーする上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」がありますので、そちらのほうもぜひ御活用くださるといいと思います。以上です。

中村議員

行政報告書による件数の内容について御説明をいただきました。とにかく、みんな一人一人、障害の状態は違うと思いますので、すぐに改善する人、また改善するのに時間のかかる人がいると思うわけですが、とにかく町が細かく相談に乗って、そしてフォローを継続していくということをお願いする次第でございます。

それでは②の質問に移ります。飯島町障がい者プランでは、飯島町障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画が策定、この計画策定の背景と趣旨を「平成23年に障害者基本法が見直され、それ以降に障害者福祉施策が大きく改革されてきた。それに的確に対応し、飯島町第5次総合計画基本施策みんなが支え合う福祉のまちづくりを実現するため策定した。」とあります。その中に障害児相談の充実と発育、発達における早期発見、早期治療とありますが、具体的にどう取り組んでいるのか。また障害児の成長記録ができ、将来就職につくに当たり、成長記録をもとにその子の個性が生かせるように活用できるという個人手帳、この呼び方はいろいろありますけれども、それを提供されているようですが、町ではどのように御本人に提供をし、またその後活用を促しているのか伺います。

健康福祉課長

今回の障害者計画の第5章に障害児支援の体制づくりについて載っております。これは、今回の計画から次計画を策定することによって新しい章立てになったものでございます。取り組みでございますが、まず早期発見、早期治療につきましては、妊婦のときから状況により医療機関から連絡がありますし、出生時、全家庭を保健師が訪問

いたしまして、そのことからフォローを行っています。乳幼児については、この訪問から始まりまして3歳児健診までの11回にわたる育児相談や健診を行い、また保育園では巡回相談を行い、発育や発達の過程を見る中で障害の可能性がある場合については、早い段階で療育や医療機関の受診につなげるような体制づくりを整えております。また、町独自の教室を開催し、発達支援や親の不安を取り除いたり育児力を高める取り組みを行っています。障害児の相談につきましては、健診時の相談はもとより、専門家による個別相談も行っております。障害に関しては、なかなか受け入れることが難しいというところもございますが、これは保護者の方々と接する機会の多い職員などが信頼関係を築きながら、理解を得て、この子どもとどうやって生きていこう、おうちをどうやっていこうというような、そこまで考えた支援を引き続きしていきたいと考えております。

中村議員
教育次長

それでは、個人手帳の配付についてはどのように行っているのでしょうか。

それでは、町でいうところの多分子どもカルテに当たるかと思しますので、教育委員会のほうから子どもカルテについて御説明のほうをさせていただきます。子どもカルテの目的としましては、個別支援が必要な園児、児童生徒の必要な支援について、この情報を確実に保育園から小学校、小学校から中学校とつなげることによりまして、将来にわたり一貫した切れ目のない支援を行うという目的で作成しているものでございます。その作成につきましては、個別支援が必要と判断された段階で保護者の方と相談をさせていただき、御同意をいただいた上で、そのカルテの作成が必要と判断した園児、児童生徒について作成をするものということになっております。その内容につきましては、今、健康福祉課長のほうからお話しのありました乳幼児健診ですとか、あと医療機関等にかかっているような場合につきましてはその医療機関での検査、またリハビリ等を行っている場合はリハビリですとか、そういったものの記録、それから相談があった場合、保健師、それから保育園、学校それぞれで相談があった場合の相談の記録、それと、あと保育園より前の段階で作成された場合につきましては、その保育園での生活や行動の様子、同じように学校に持ち上げた場合では小中学校での状況ということで、そういった内容のものを記したものでございます。こちらにつきまして、基本的には各保育園、小中学校のほうで保管をしているということでございますが、それにつきまして年度末に次の保育園から小学校、小学校から中学校というふうに持ち上げる際には、子ども室で集め、中身を点検しまして、年度の初めに各学校のほうへそれをお届するというところでございます。それから、年度の途中で、もうまれなケースなんですけれども、必要なくなった児童生徒さんっていうのもいらっしゃる場合があります。そういった場合につきましては、その保護者の方と御相談をさせていただいた上、保護者の方へお返しをするといったような対応のほうもしているということでございます。いずれにしても、子どもカルテのほうも、これを始めまして10年ほどになります。今年度につきましては、このやり方について、今の形でいいのか、それとも何か変えていくのかっていうような検討を担当のほうで考えているということでございますので、よろしくお願いいたします。

中村議員 今、その子どもカルテのことをお聞きしたわけなんですけれども、私の知るところでは、教育委員会でというか、学校で保管するというものとはちょっと違うのかなあというふうに思いました。確かに、教育段階のことを記録したりとか、また医者にかかったときの記録とか、その子どもの成長を記録していくものなんですけれども、ちょっと違うのかなあというふうにも思いますので、今現在、上伊那で統一した個人手帳というものがあるそうなんですよね、それをいただいているお母さんから「一切町からは説明をいただかなかった。」と、そういうことで、ただ「こういうのがあるよ。」って渡されて、渡されたけれども、どうやって記録するのか、「書いてあることだけ記録したけど、面倒くさくなって余りしていない。」とか、そういう声も聞きますので、これは大変に、統一されて、義務まではいかないですけれども、各自治体の中でしっかりこのノートを活用していくということが言われていると思いますので、もう一度しっかりとカルテと個人ノートの違い、上伊那で統一されているものがどういうものなのかを、ぜひ教育委員会のほうでもう一度確認をしていただいて、対象者の皆さんが安心して記録をして、そして将来の子どもさんのために生かせるように活用していくよう求めまして、次の質問に移ります。

3 番目です。障害児福祉計画の目標値概要には児童発達支援センターの設置が 32 年度とあります。現在、発達支援センターと保健センター位置に掲げられていますが、どのように連携を図るのか、また、どこに設置する予定かをまず伺います。そして、現在、対象児童も増加傾向にあると思うことから、住みなれた町に人に親しんで生活することが成長していく上で重要であります。既に該当する児童のために、32 年度までに延ばすのではなく、前倒しをしてできないかということ、また放課後デイサービスが 32 年度になる理由について伺います。

町 長 障害児の支援につきましての御質問であります。子どもたちの支援につきましては、飯島版ネウボラ+の一環と位置づけ取り組んでまいりたいと考えております。御質問の児童発達支援センターと重症心身障害児を対象とした放課後デイサービスは、設置目標を 32 年としているところでございますけれども、人員配置、設備等の準備が町単独で設置するには厳しいものとなっているため、伊南 4 市町村での広域による設置の方向でと考えており、強く要望し、協議を進めているところでございます。32 年度実施については、変更されることがある状況でございます。また、保護者の皆様からの要望でありますタイムケア、基準の緩い一般的な放課後デイサービスにつきましては、町内の事業所での実施に向け喫緊の課題として取り組んでおり、町内の事業者に働きかけを行っており、一部実施をいたしたところでございます。詳細は担当課長が説明を申し上げさせていただきます。

健康福祉課長 児童発達支援センターは、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助、助言を行うなど、地域の中核的な専門的な療育施設です。設置基準は、職員体制では嘱託の医師 1 名以上、児童指導員及び保育士、栄養士、管理責任者を置くこと、重症心身障害児の放課後デイサービスには、加えて看護師 1 名以上、機能訓練担当職員 1 名以上を置くなどとなっています。設備基準については、指導訓練室、遊戯室、調理室、

医務室、屋外遊技場や相談室などを備えるとなっており、町長が申したとおり、町で備えるのは現実的に厳しい状況でございます。この施設は、市町村単独での設置が困難な場合は圏域で設置してもよいことになっておりまして、駒ヶ根市の療育の施設であり、飯島の子どもが最も近い療育の専門施設として多く利用している「つくし園」に児童発達支援センターとか重症の機能を持たせてほしいと伊南4市町村の中で要望しているところでございます。「つくし園」は、駒ヶ根市で建てかえが予定されております駒ヶ根市の自立支援施設「きらら」に併設される予定であり、施設については駒ヶ根市の単独事業としての建てかえ計画により進められています。この施設の運営については、伊南市町村でどのようにしていくか、伊南行政組合も含め、協議をただいま進めているところでございます。次に、町の中で行う放課後デイサービスのタイムケアでございますけれども、町長とのほっと懇談や相談支援の中で「町内にも事業所があったら……。」という御要望をいただいております。昨年度から継続して複数の事業者を実施について働きかけを行っております。タイムケアにつきましては、この8月から中学生以上について月曜日から土曜日に飯島町社会福祉協議会にあります生活介護のサービスで行っている「はばたき」で受け入れが始まりました。今後、年齢の拡大を検討しているとのことです。放課後等のデイサービスは、指導員または保育士、児童発達管理責任者の配置が必要であります。事業者といたしましては実施の検討を前向きにいただいているんですけれども、スキルを含めた人材の確保が厳しく、実施に至っていないところです。以上、現状につきまして説明させていただきました。

中村議員 具体的にわかりました。結論的には、町内の中には設置は難しいということがわかりました。そうしますと、今、保健センターの入り口にあります発達支援センターというのはどういう役割をなしているのでしょうか。

健康福祉課長 法律の改正がございましたこともありまして、児童発達支援センターというのは町で看板を掲げた後の施設のことでございます。町の保健センターにあります発達支援センターの看板は、先ほどの御質問にありました早期から子どもたちのいろいろな相談に乗り、療育に早くつなげていまいしょうという、その仕組みをつくったときに町が行っていることがはっきりわかるようにということで看板をつけたところでございます。

中村議員 わかりました。

それでは④の質問に移ります。「通園や通学、通院に要する支援の実態は。」について伺います。公共交通移動対策では「通園や通学、通院等に要する経費に対し負担軽減を図ります。」と町は示しています。その支援を受けるにはどのように手続を行うのか、これの対象外というのはあるのでしょうか、伺います。

健康福祉課長 身体障害者等通所・通園等推進事業により障害児を対象としたものにつきましては、通学や通園に対しての補助がございます。通学に関しては、県内の養護学校、盲学校、聾学校へ児童または付添人が通学または施設から帰宅する場合の通学費を補助するものでございます。ただし、学校から特別支援教育就学奨励費を受けている場合は差し引かれます。飯島町の現状でございますが、通学費の補助については、平成29年度は7名の申請があり、合計15万6,167円の補助を交付いたしました。通園につきましては、

	県内の心身障害児通園施設へ児童または付添人が通園、通学や施設から帰宅する場合の交通費を補助しており、具体的には児童発達支援施設や放課後等デイサービス事業へ通う場合の交通費に対して補助をしており、こちらは8名の申請があり、補助金額は合計1万7,268円でした。それから、場合により対象外となる場合がありますので、法律に基づいた補助になります。
中村議員	なるべく、障害のあるお子さんを育てていくには何かと費用がかかるわけですので、小さな金額であっても、回数がかなり多くなることで負担が重くなってまいります。ぜひ、なるべく対象外をなくすような方向で、みんなが受けられるような、そんな方向に持って行っていただきたいというふうをお願いを申し上げまして、⑤の質問に移ります。 幼児教育の無償化が、次年度、2019年10月から全面的な実施を目指し準備が進められています。親御さん方にとって教育の負担軽減となることは喜ばしいことです。現在、当町の保育料において第3子以降は無料となっています。しかし、障害をお持ちのお子さんが地元保育園に入れず療育センターに通園している場合は対象外となっています。同じ飯島で生まれ生活をしているにもかかわらず保育料に格差をつけていることは、公平性を欠く許しがたいことと思います。これは国の制度に準じているとのことですが、町独自の施策としてなぜ町保育料制度と同様の補助を設置しないのか、次年度から同様の補助を行うことを求めるが、町のお考えを伺います。
町 長	町では、飯島町版ネウボラ+の一環として、第3子以降の通常保育分につきましては保育料を自己負担なしとしております。療育センター通園をしている場合は、要綱に基づき、こちらは第3子以降の子どもさんについても自己負担をお願いしているのが現状でございます、法律に基づきまして。このことは、先日の町長のほっと懇談でも保護者の皆さんからも御要望をいただきました。町の子育て支援ネウボラ+の一環として、次年度実施に向け、その方向で担当課に指示をしておるところでございます。
中村議員	大変うれしい、喜ばしいことと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 それでは、3つ目の食育につながる家食の推進について質問をいたします。この趣旨は、家食の推進を町が今後努めてほしいということが結論的な目的でございます。かねてから一家団らんの役割は子どもの育ちに重要であることを質問の折に申し上げてきました。家食、この言葉は耳新しい言葉かもしれません。先ごろ家食の勧めという内容に共感いたしましたので、家食の推進を提案するものであります。心を育む食卓の大切さについて全国各地で講演活動を行っているという佐藤剛史さんの取り組みを紹介しながらお話をいたします。現在はコンビニなどがあり、お金さえあれば空腹が容易に満たされる社会と言えます。しかし一方で、核家族化やライフスタイルの変化により、家でひとりだけで食事をする孤食、孤独な食事や、同じ食卓に集まってもそれぞれ別々のものを食べる、個人個人の個食の増加など、お腹はいっぱいでも心は満たされない、そう感じている子どもは増えているようです。著者の佐藤氏は、 親から子へ愛情を伝える段階は実に多くあると思うが、私は特に食事を通して愛情を伝えることがとても大切なことだと考えています。食事を通じて子どもに愛情を伝

え、心を豊かにとは、お金ではなく、時間と手間をかけて家庭料理をつくることです。ある意味で愛情というのは時間という尺度であらわせると思います。例えば30分かけてつくられた食事には「あなたには私の30分という時間を費やす価値のある大切な人よ。」というメッセージが込められていると思う。

と言われています。それは、単に食事さえしているからよしではなく、自分の時間を子どものために使う喜びと将来の社会を担う人材を育てているという誇りを持っていいでしょう。子どもの心を育てるには、食卓の力は大きいと感じます。また、文科省が家庭環境と学力の相関関係を調べた調査の中で、親の経済力が低かったにもかかわらず好成绩だった子どもたちの一つの特徴として、規則正しい生活習慣を身につけていたこと、その生活習慣の柱が食事の時間です。学力を伸ばすためには、起床時間、学習開始時間、就寝時間で、時間の3点固定が大事と、さらに食事の時間を固定することが生活リズムを整える上でも重要です。また、極端な偏食をなくし、味覚の発達に合わせた食事をさせることが子どもの成長段階で欠かせない家庭の役割だと言われています。初めに触れましたが、現代は、核家族化と、子どもさんが幼少のころから共働きする家庭が多く、親御さんは子育てと仕事と忙しい時代になっています。外食、コンビニをたまには活用することもいいでしょう。子ども食堂も必要かもしれません。しかし、子どもを育てる環境は、基本、家庭の愛情、そこは食卓に大きな力があるということを改めて確認しておきたいと思います。そこで、町は健全な子どもたちの成長のために家食の重要性を保健と教育の面から徹底した教育を行っていくことを求めます。例えば、学校、保育園では親御さんに「家食の重要性」と題した講演を行うのもよいでしょう。保健では、子どもたちの成長という段階から、乳幼児期から偏食をなくす、子どもの味覚を上手に育てる、発達障害の子の食卓に対して研究し専門家の講演も行っていくというような、このような家食に対する努力をしていくことを求めますが、所感を伺います。

町長 家庭での食事は、家族とのコミュニケーションを図り、一番の食育の場となることから、できるだけ家族との食事をし、食の楽しさを実感することが望まれるところでございます。中村議員の考え方に同一でございます。賛同するものでございます。食は命の源であり、私たちの生活に欠かせないものです。その大切さについては、乳児健診、育児相談の際に管理栄養士が中心となって保護者の皆さんにお話をさせていただいております。子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、これからも家庭を中心として、保育園、学校、地域等と連携して家食を推進していきたいと考えております。また、教育の立場でも教育長より御意見を申させていただきます。

教育長 議員御指摘のとおり、家族で食卓に向かうことによって会話をする機会が増え、想像力や発想力が高まり、家族のきずなが強まるとともに、生活習慣が確立することによって落ち着いた生活ができるようになり、学習にも積極的に取り組めるようになるという効果はあると思います。家族や栄養について子どもたちは、学校では家庭科で主に学びます。家庭生活を大切にする心情を育む、これは学習指導要領にも示されております。さらに、そのほかにも道德の授業では1年生の教材に「家族とお話」3年生に「家族みんなで」、それから中学生は道德教材の「心のノート」を使っておりますが、その中に

「家族だからこそ」が取り上げられております。保護者に対しましては、毎月発行される給食だよりの裏面を活用して「保護者の皆様へ」と題して、8月は「親子で食事づくり」9月は敬老の日になんで「家族で食卓を囲み祖父母の話を聞こう」といった啓発活動を行っています。また、小学校1年生の給食試食会では、給食センターの栄養士が保護者に向けて話す機会も設けております。また、先だって飯島小学校では土曜参観がありましたが、2年生4年生の保護者向けには栄養、健康の面での講話も準備されました。学校では、新指導要領でさまざまな対応が求められておりますので、家食に特化した取り組みを現在取り組むというのはなかなか難しいところがありますが、今お話しをしたように、いろんな観点から機会を捉えて取り組みはできないかというようなことは、また校長会でも検討していきたいと思っております。

中村議員

町も既にいろいろと家族、そして家庭での食事に対する啓発活動をしているということがよくわかりました。さらなる推進を求めまして、最後の質問に移ります。

「地域包括センター事業の内容周知の徹底を」について質問いたします。私は、私たち公明党で国会議員から地方議員の3,000名が一丸となって本年4月から3カ月間、企業、子育て、介護、防災減災の100万人アンケート調査を行いました。私も340件の町民の皆様から346件の御意見をいただきました。その中から、6月の議会では歩行者の安全に対する質問をいたしました。今回は介護アンケート調査の結果から住民理解が不十分と思える点について質問いたします。そのアンケート内容には、介護に対する将来の不安では、経済的な負担、2番が住みなれた地域に住み続けられなくなるのではないか、3番は自分が認知症になったときの順でした。そういう中から、介護が必要になったときどんな介護をどこでしたいかということで、自宅で介護サービスを利用したい、2番目が見守りのサービス、3番目が介護施設という順でありました。そして「地域包括ケアシステムを御存じですか」では「聞いたことがない」「聞いたことはあるが中身がわからない」ということの答えがほとんどでした。つまり、介護が必要になった場合、住みなれた地域や自宅に住み続けたい、介護を受けたいが大半にもかかわらず、それに取り組むべき地域包括ケアシステムというものがほとんど住民に理解されていないのが現実ということがわかりました。介護が必要になってからシステムを知っても、介護当事者の思いが通らなくなることが懸念されます。また、現役世代からこのシステムを理解していただくことは、老後の安心と、高齢者と暮らす御家族にとっても将来の介護計画が立てやすくなると思います。また、町としても、住民がシステム理解をすることは、地域の支え合いがより強くなると考えます。住民への周知を徹底しながら、生涯住みなれた地域で安心して生活ができるための地域づくりに努めていくことを強く求めます。この地域包括ケアシステム、センターに対する住民理解をどのように今後取り組んでいくのかお伺いいたします。

町 長

地域包括支援センターにつきまして、生涯住みなれた地域で安心して生活するための環境づくりのために介護保険法に設置が定められ、町では平成18年から健康福祉課高齢者福祉係に飯島町地域包括支援センターを設置しております。地域包括支援センター事業につきましては、さまざまな媒体により、また日々の活動を通じ周知を図ってまい

健康福祉課長

りたいと思っております。今回、せっかくの機会でございますので、センターの説明をするにいい機会をいただいたと思っておりますので、担当課長より宣伝も含めて御説明申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

では、地域包括支援センターの業務について説明をさせていただきます。こちらは平成 18 年から町にあるんですけれども、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しております、住民の健康、介護予防について、皆様の生活の安定のために必要な援助を行うところでございます。高齢者やその家族の皆様の暮らしの中の困り事、介護や福祉、医療、成年後見、虐待等の総合相談窓口でございます。また、今後、飯島町が人口減少、少子高齢化が進む予測の中、生涯住みなれた町で安心して暮らしていくための飯島町なりの地域福祉を提案して、関係諸機関、町の皆様とともに作り、仕組みづくりにこれからさらに取り組む役割を持っております。これは町の皆様とともにこそできるものでありますので、今後とも一緒に御協力をお願いしたいというところでございます。地域包括のほうから、またいろいろなお願い事をするところがあると思っておりますけれども、ぜひ、よろしくお願いいたします。また、地域包括支援センターでは毎月 5 のつく日に高齢者・介護の相談日といたしておりますので、御心配なことがありましたら、ぜひ、町の高齢者福祉係にありますので、おいでいただきたいと思っております。また、御要望により訪問もいたしますので、ぜひ御活用ください。

中村議員

終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。

休 憩

午前 1 時 5 分

再 開

午後 1 時 30 分

議 長

会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番

浜田議員

それでは、通告に沿って質問を行います。今回の質問は「50 年後を見据えた森林整備長期計画の策定を求める。」この 1 件だけでありますけれども、最初に 50 年後という理由をあらかじめ述べておきたいと思っております。きのうから 20 年後 30 年後という言葉が飛び交っていますので、じゃあ 50 年後はどうだというんじゃあ、まるでオークションみたいな話になってしまうわけなんですけれども、実は、そうではなくて、林業では「年齢」の「年」に「級」という 5 年を単位とした単位で言葉を使うようであります。1 齢級といえば樹齢で 1 年～5 年、2 齢級といえば樹齢で 6 年～10 年、そういう意味で 50 年後というのは齢級でいいますと 10 齢級ということで、そういうことでいいますと、今回私が求めている 50 年の計画というのは 10 齢級についての計画、つまり一般的にいう 10 カ年計画と同じ極めて手がたいお話だということで、決して大風呂敷を広げているのではないということをあらかじめ御理解いただきたいと思っております。

まず、もう 1－1 になりますけれども、その森林整備の長期計画が私は必要な時期に
来たと考えていますけれども、町長はどうお考えかということはずばり伺いたいわけ
あります。といいますのは、森林に囲まれた当町の景観は 1950 年代の先人たちの苦労の
結果だというふうに思っております。山の隅々まで植林をして、そういう贈り物だと思っ
ております。その後どうなったかという話なんですけれども、たまたま「上伊那の昭和」
という、こんな分厚い立派な写真集を手にする機会がございました。1 万円ぐらいする
んですけれども、借りただけです。そこに林業のその後の姿が写真入りで示されていま
した。端的にその流れが記されていたので、簡単に御紹介したいと思えますけれども、
「終戦後、大量の木材を必要として、営林署では林道を次々に開削し、木材の需要に応
じた。」と、「しかしながら、価格が高騰し、安い外国産木材を輸入しようと昭和 26 年に
丸太税が撤廃された。」こういう税金があったんですね。それから「昭和 30 年には木材
貿易は完全自由化となった。これにより日本の林業は壊滅的な打撃を受けた。」という、
こういう記述であります。林業は、その後立ち直る機会もないまま今日に至っているわ
けでありまして、そういう意味では、この今の我々が目にする里山の姿は、江戸時代あ
るいは明治、昭和の前期に既にそういう姿があったのではなくて、戦後に築かれた姿そ
のものをしていると、逆に言えば、このまま現在の状況が進行すれば、枯れ木や倒木に
囲まれて、自然の輝きも失って、災害にも弱い町になるのではないかと、そういうことが
懸念される時代にあるということですね。つまり、林業は率直に言って衰退の中にある
というふうに思っております。ところが、その一方、多分 2010 年ぐらい、今から 7～8
年前ぐらいから産業界や県、国には木材の増産を動かす新たな動きが幾つか出てきてお
ります。つまり、一方で林業に力が入らぬまま勢いを失っている、片や林業に対する新
たな需要が今目の前にあらわれている、そういう林業をめぐる時代のちょうど交錯期に
ある、クロスポイントにあるのではないかっていうふうに私は感じているわけです。町
長がおっしゃる世界のステージ、大いなる田舎という景観は、さっき申し上げたように
昔からそのままあったわけでもないわけですし、これからの動き、つまり森林整備がお
くれる一方で木材需要が増加しつつあるという林業の端境期、転換期を前にして、我々
としては、やはり林業の周期にふさわしい 50 年という一つの計画をしっかりと立てる時期
に差ししかかっているのではないかっていうふうに私は感じまして、この質問を組み立て
たわけです。ということで、まず、その全体、そういうことが必要であると私は考える
わけなんですけれども、町長のお考えをまずざっくりお伺いしたいと思います。

町 長

浜田議員の質問にお答えします。当町の森林資源は、ヒノキが全体の 23%を占めてお
ります。上伊那地域における 8%を大きく上回っているということでございます。議員
のおっしゃるとおり、これは先人の皆様方の御努力の結晶であり、贈り物であると心得
ております。この資源を生かすことは町の重要な責務と考えておりますが、御承知のと
おり、木材価格はこの 20 年で 60%近く値下がりしているものがあり、赤字になるので
切れない、補助金がなければ間伐できないといった状況にもあります。このような現状
を 20 年前に想像できた人はいないと思いますが、現状を踏まえ、将来を見越した戦略を
示していくことは大変必要なことと感じておるところでございます。細部につきまして

は担当課長よりもっと状況を詳しく御説明申し上げたいと思っております。飯島町の状況をお話しさせていただきたいと思います。

産業振興課長

今こそ長期戦略が必要ではないかという御質問ですが、基本的には、県や町の森林整備計画というのがございまして、これに沿った事業を展開していきたいというふうに思っております。もうちょっと具体的な内容になりますけれども、ヒノキの寿命というのは約300年～400年と言われておりまして、現在、森林整備計画上で間伐適期となっている40年生以上のヒノキについては、必要な手入れを行い、神社仏閣での大きな柱の需要、これが、100年以上のものというのは大径木になりますけれども、こういったものを目指していく、また災害にも強く、より付加価値をつける山林経営、こういうのも新たな考え方の一つではないかなあというふうに思っています。また、カラマツにつきましては、条件不利地域での生植が大変多いわけでごさまして、搬出が難しいということもございまして、長野県は信州プレミアムカラマツというので取り組みも進められておりますので、こちらについては80年生以上を目指すというような考えで、間伐による災害に強い山づくり、こういうのも必要ではないかなあというふうに考えております。もう一つ、アカマツは材としての利用価値がちょっと低いというふうに言われておりまして、林産物保全、景観保全としての利用を進めていったらどうかなあというふうに思っております。いずれにしても、時代の変化が激しい中、より柔軟な対応が必要ではないかというふうに思っておりますので、10年計画で5年ごとに見直すという今の町の森林整備計画に基づきました事業を進めて、今後とも先人から受け継ぎました大切な財産を生かしてまいりたいというふうに考えております。

浜田議員

今やんわりと長期計画はつくらないという答弁かなあというふうに私は理解しましたがけれども、ちょっと不思議だと思うのは、実は町の森林整備計画、これには上位計画がありまして、県の森林づくりの指針あるいは整備計画があるわけですね。実は、この中には、基本指針でも森林の整備目標を50年後に置いているという、そのための指標、目標をつくるんだということが書いてあるわけなんです。ところが、それを言ってみれば切り取った形の町の森林整備計画には、この項目はすっぱり抜け落ちている。ですので、ただいまの課長のお話には私は大変承服しかねるということを申し上げていきたいと思えます。また、この一連の質問の最後の段階で改めてお伺いしたいと思いますけれども、決して町の5年単位の計画だけが県の森林整備計画のそのままの姿ではないということ指摘しておきたいと思えます。

それでは1－2に移ります。町の森林整備計画がこの4月1日に改定されました。その前は5年前ということになるわけですがけれども、今、率直に申しましたけれども、以前の計画は、県の地域森林計画書の飯島町分を切り取った単なる下請け文書というのは言い過ぎかもしれませんが、それに近い内容だったというふうに私は認識しております。標準的な施業のやり方ですとか林班、要するに森林区域の目的別区分など、これは県に書いてあるものをそのまま切り取ったのではないかという程度の文書だったということで、その中には、町の目標設定もなければ、前回からの進捗についての報告も入っていない、計画としては甚だいかがなものかという内容だったというふうに思っ

ております。むしろ県のほうがその辺は進んでいて、それなりに進捗のグラフやなんか
が載っているんですけどもね。ただし、この4月1日に改定された最新の森林整備計
画は若干進展が見られまして、これ、民有林の目的別区分の地図が添付されていたり、
それから、従来全く記述がなかった課題という、要するにここが町の問題だという課題
の項目がそれなりに記述されていたり、それから、その解決のために推進すべき事
項というのも記述されているという意味では、前回の計画に比べれば一定の前進があっ
たかなというふうにも認められます。この計画の課題及び推進事項からは、間伐の大幅
なおくれ、それから主伐がほとんど行われていないこと、育林に至ってはほとんど手つ
かずの状況だということが読み取れます。ただ、残念ながら、ここにもこの状況を打開
するための記述はないというふうに私は読みました。この計画書には、同時に初めて町
有林の樹齢の分布の図が示されました。ですので、そのデータを手がかりに私なりに簡
単に今後どうなるかということをシミュレートしてみたので、ちょっとごらんいただき
たいと思います。お手元の資料にあらうかと思います。何をやったのかということをし
り上げますけれども、グラフの左側、これが多分この報告書がつくられた2017年の――
林齢でやると話が込み入ってしまうんで、我々になじんだ樹齢で示しておりますけれど
も、この報告書に記された数値を縦軸のグラフに変えたものに過ぎません。右側が2067
年、50年後ということになります。実は、きのう、きょう、町長の御発言の中で20年
後から現在を見直すということがありまして、それが数日前、夢のお告げに出てしま
したんで、50年後を最初に書いておいて現在がどう見えるかと、こんなグラフにしたとい
うことであります。左側を見ますと、明らかに、一番下のほう、樹齢が1年2年3年と
いうか、5年10年15年と、このあたり、1990年ぐらいから急速に植林が行われなくなっ
ているという姿が読み取れます。これに対して飯島町の間伐計画、作業は計画も実績も
大体5年間で400ヘクタールと、つまり年間80ヘクタールという単位で間伐されていま
す。恐らくそれは、育林期にある、要するに樹齢が45年未満の木に対してはやらないだ
ろうというふうに考えましたので、樹齢50年以上の林班に対して、多分団地化が進んだ
ところから順番にやっていくんで、選択的にやっているんじゃないだろうなという想定
でもって、樹齢50年以上の木が均等に、ある割合でカットされたというふうに想定しま
して、それが5年ごとに繰り返されるということで計算したのが右側のグラフです。当
然その分、面積が減りますけれども、それは多分、例えば列状間伐であれば列状に間伐
したところっていうふうな形で面積が残りますので、その面積の分を右側のグラフの下
側の薄い緑色、このクエスチョンマークの出ているところに集めて全体の面積を合わせ
た、こういうシミュレーションを行った結果であります。その結果、何が読み取れるか
というと、それは神社や何かのための大きな木を育てるのもいいんですけども、それ
よりもはるかに上回る木が、樹齢100年～150年のところに分布すると、こういう姿が、
このグラフが正しいとすれば見えてくるんじゃないかなあというのが一つの結論ですね。
それからもう一つ、このクエスチョンマークのところは何かということになるわけす
けれども、そこに植林をしないとして、天然再生で、落ちてきた、木の実がそこに落ち
て、そこから芽を吹くという、いわゆる天然更新が行われれば、これは新しい形で、複

層林っていうんですかね、樹齡の違う林、木が重なり合う林という、ある意味では理想的な話になるわけですね。もしこれが意図的に行われるのであれば、このクエスチョンマークのところは積極的な森林の育成という効果も持つのではないかと、ただ、そのためには、例えば鹿やなんかにそれが食べられないとか、あるいはササに覆われないとか、一定の手入れがされなければ、このクエスチョンマークのところは本当の意味での森林に回復しないんじゃないか、これはどういう作業が行われるかに、今後の努力によりけりな部分かというふうに素人の私としては思いました。そんなわけで、まず一つ伺いたいのは、私のこの素人絵がプロから見てどうなのかということ、これ課長にお伺いしてよろしいですかね。ですので、課長が見ている 50 年後の姿はこのとおりなのかどうなのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

いただきました推定図を拝見させていただきました。まさにこのとおりになっていくのかなあというふうに、私も同じように推測をしております。問題は、やはりこの一番下のほうの、樹齡でいいますとゼロからはてなマークであるところ、これをいかにどういうふうにしていくかという問題が一番今抱えている問題かなあというふうに思っております。ただ、主伐をしないと植林とか育樹にはつながっていかないという部分もございまして、先ほど来言っているように、主伐をして材を売るという価格が非常に低迷しているという状況、したがって、例を申し上げますと、材を売って 100 収入があっても、その材を売るまでに今度は植林をして育樹をしてという 120 経費がかかってしまうというのが今の経済の状況かなあというふうに思っておりますので、それに手を入れていくか入れていかないか、これは、町有林の経営としては町として考えるところでございますし、私有林ですと、なかなかちょっと個人の皆さんがそういうのに手をつけるというのは、なかなか難しいし、こちらのほうも行くのは難しいのかなあと、そういうふうに考えますと、ここの部分のグラフが余り伸びないのかなあというのが、私と多分同じだと思いますが、見解でございます。

浜田議員

実は今のお答えが、逆に言うと私が 50 年の展望が必要じゃないかというふうに申し上げた裏返し議論だと思います。つまり、目先の 5 年 10 年の経営状態にいつまでもとらわれている限り、実はこの問題に対する根本的な解決はないんじゃないかと、そうではなくて、やはり 50 年先を展望して、森林っていうのは非常に息の長い経営ですから、それに対して根本的な手を打っていく必要があるんじゃないかということを私としては申し上げたかったわけです。たまたま、きょうの私の質問に合わせて信濃毎日新聞が記事を出してまして、県民森林税、あれの使い残しが 5 億何千万円でしたっけ、あれ大体一年間に 6 億 6,000 万円ぐらい集めているんですよ。それが例の大北森林組合の問題もあって大分ひるんでしまったのか、使われないまま、逆にほとんど 1 年分ためてしまったということで、うちの町民の森なんかも多少は使わせていただくことになるんでしょうけれども、ただし、本当に有効な活用をされているかどうかわかんないというふうに私自身は思っています。ですので、それが全て飯島町に回ってくるとは思いませんし、そうも思っていないけれども、例えば、この機会に飯島町がモデル地区として、この森林税の活用に対して手を挙げて、今、課長がおっしゃったような手の入っていない部

分に対して、モデル地区としての、先進地区としての例を示すということは、ありなんではないかというふうに私は考えたわけです。構想は非常に漠っとしていますけども、もし、町長、そういった可能性をお考えいただけるかどうか、御答弁いただきたいと思っています。

町 長

飯島町の森林計画は、一つは国の法律に従い、あるいは県の計画をもとにして立てられておると。また、最近は森林に注目が集まってきて、国も県も森林に対する手入れといいますかね、てこ入れを今、図っているようでございます。それぞれ、やはり短期的な視野の交付金の使い方等が考えられているものかなと、もちろん役人さんは、やはりその仕事に携わるのが5年10年のスパンでございますから、やはり目先の短い部分での対応の仕方を考えてしまうんじゃないかなというふうに想像します。しかし、先ほど浜田議員がおっしゃったとおり、木というのは自然が相手ですから、まず10年20年30年50年と、こういう長いスパンで、まず50年ですかね、10歳級っていうと50年ということですから、長いスパンでの取り組みということがどの程度考えられているということは甚だ疑問かもしれません。小手先の対応かもしれません。飯島町は、今回の一般質問でも非常に森林の関係の質問が多うございました。その中で、独特な我々の保有する財産ということの中で、それを管理していくには、そういった大きなスパンでのやっぱり計画のもとに、この5年は何をしていくかと、10年は何をしていくかと、こういう考え方が必要かなというふうに思っております。一応計画を立ててはいますけれども、柔軟にそこは対応していくということも担当で考えておるということでございますので、その柔軟な部分が50年を見据えて今何をすべきかというところへ戻っていただければいいのかなあと、このように考えているところでございます。

浜田議員

答弁いただけなかったのかな。県の補助金を活用すべきではないかというのもしました。

町 長

もちろん、そういう補助金を活用するのは大好きでございます。

浜田議員

ちょっと脱線に近いかもしれませんが、先ほど課長のほうからも防災についての森林というお話もございましたので、少しその話もさせていただきたいと思います。北海道の災害は地震もあったということでもありますけども、広島の上空から撮影した写真を見ますと、さまざまな沢が崩れて、表層崩壊が起こったということがありました。それに対する森林の役割ということで、緑斜面研究会という大学教授やコンサルタントや、いろんな方々が研究組織を立ち上げていまして、それも机上のあれではなくて、実際の被災地をめぐる現場踏査も行ったという報告書がありまして、それをちょっと目見する機会がありました。その結果が、ちょっとお手元の資料にあります。これは、ちょうど表層崩壊が起こった所と無事だった所の隣接する所の松の根の分析なんですね。たまたまこれは、何年前でしたっけ、辰野の赤羽って言うんですか、あそこの地区を分析した写真であります。一方は実生の、つまり、さっきでいえば天然更新をかけたような、地面に落ちた実から生えた木の根の写真です。左側です。これは直根が生えていて、不透水層という水を通さない層まで達していて、根の長さも非常に長くて、お互いに隣の木と根が絡み合っていて、この部分は表層崩壊を起こさなかったと、一方、植林、つま

り、もう根を切った苗を植えた所は、根の長さも半分ぐらいで、表面に根が張っていて、水の吸収力、後でこれ、表面の水分がどのくらい速やかに吸収されるかっていう電気測定のデータもついているんですけども、弱かったというふうなデータであります。今度防災計画の中で、実は前回の防災計画では、かなり斜面の間伐もされたんですね。ところが、それがこういった技術を意識されたものかどうだったのかということと、それから、かなりやり残しがあるんですよ。先般の大雨、台風のときに中田切、与田切が大変だったという話も、実は、その流域そのものもそうなんですけれども、その集水域の緑斜面の問題も当然絡んでくると思うわけです。これも、言ってみれば、この森林を大急ぎで整備しなければいけない町にとっての喫緊の課題ではないかというふうに思うので、先ほどの県の補助金も含めまして、こういったことも対策すべきだろうと、本当に強い林にすべきだろうと思いますけれども、こういった対策の計画があるのかどうかということについて伺いしたいと思います。

町 長

8月に発生しました中田切川上流の山麓での集中豪雨におきまして、国が整備していただいた砂防堤防が流木どめということで非常に大きな効果を発揮していただきました。下流域の災害を防ぐことがそれによってできたわけなんですけれども、まずは、これは国に対しまして感謝を申し上げるとともに、今後さらなる治山などの防災につながる事業に取り組んでいただけるようお願いしてまいりたいと思っております。それで、町としましても、今回の集中豪雨は、里ではそれほどの雨量でなくても災害の危険があることを痛感した事例となりました。森林の状況も注視する必要を感じております。本日の新聞で信州大学の先生が、斜面の分析、これが表層雪崩、表層崩壊が起きやすいかどうかということ进行分析するに5秒でできるっていう方法を紹介されておりました。その最初に辰野の、先生の出身地が辰野らしいんですけれども、辰野で実験をしていたということの報告がありました。ああ、なるほど、こういうことができて、すぐにこういうことが出るんだなということでございます。飯島町も積極的にそういったことを取り入れて研究してまいりたいと思っております。詳細につきまして課長より答弁をお願いします。

産業振興課長

森林税の関係も含めまして、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。長野県につきましては、山腹の崩壊により公共施設や人家に直接被害を与えるおそれがある区域を山腹崩壊危険地区ということで指定しております。また、山腹崩壊で生じた土砂が土石流となって公共施設や人家に直接被害を与えるおそれの地域を崩壊土砂流出危険地区ということで指定しております。この地区指定にあつては、地質や傾斜、立木の状況、安全対策等について調査の上、点数化して崩落危険度を算出しており、指定の見直し作業も県のほうでやっていただいております。これらの山林の指定状況は町へも情報提供いただいております。町の地域防災計画の資料編にも掲載しているところでございます。町では、この調査に基づきまして危険度の高い箇所、そういったところを治山事業、それから保安林事業を優先的に実施していただくよう県に対してお願いをしてまいりたいというふうに思っております。また、今回、森林づくり県民税活用事業の中で、新たに防災減災のための里山等の整備ということで3項目、新たにメニュー化をさ

れております。したがって、こういったところを重点的にお願いして、活用しながら、町もそういったエリアを指定してございますので、そういった状況をよく現場も把握する中で箇所を決めてやっていきたいというふうに思っております。

浜田議員

多少は対策されたんですかね。私の記憶では、前回の防災計画の中には、大体1ページ半ぐらい林班の表がありました。大半のところが未実施だったというふうに記憶しています。それが何%ぐらい実施され、あるいは実施される計画なのかということ把握しておいででしょうか。

産業振興課長

ちょっと数字的には把握しておりませんが、ただ、大きな数字でやったということは、ちょっと威張って言える状況ではないということは事実でございます。

浜田議員

これが本筋ではありませんので次の質問に移りますけれども、申し上げたかったのは、いろいろ危険な箇所が認識されているにもかかわらず、全体としての計画が大幅におくれているのではないかと、であればこそ、県の補助金も含めて、本腰で山の整備に手を入れる必要があるのではないかとということを改めて強調しておきたいと思います。

それでは、続きまして1-4の質問に移りたいと思います。これは簡単な質問ですので手短にお答えいただきたいんですけども、当然、森林整備、先ほど町長もお答えになりましたけども、民有林、とりわけ私有林、この境界区分は確か来年ぐらいまでに全体をまとめるという指示が出ていたように記憶しているんですけども、この調査、所有者の調査の把握はどの辺まで進んでいるかということについて伺いたします。

産業振興課長

所有者の把握の関係でございます。町では、森林組合や林業事業体などが大きな労力をかけて、森林簿の情報を基本としまして森林整備を行うための集約化、言ってみれば土地の境界確認など、こういった作業を行ってきたことで私有林の所有者の把握につなげてきたというところでございます。国のほうでは、市町村における森林の基本的情報の整備が余り進んでいないというところから、平成28年5月に森林法の一部を改正しまして、31年の4月1日から林地台帳制度を本格運用するというふうに示してきております。この林地台帳というのは、登記簿上の所有者に加えまして現に所有する者の情報と所在、地番及びその位置を示す林地台帳地図、さらには森林経営計画に必要な林小班というのと計画の認定状況、こういったものも全て情報を一元的に取りまとめたシステムというふうになります。この林地台帳の整備ということでありまして、大変な作業になってくるわけでございます。こういった示されておりますので順次進めてまいりたいと思っておりますけれども、こういった情報が整備できた地域から、先ほどお願いしております森林経営の担い手、またいろいろな団体等への情報提供をしまして、そういったところから施業の集約化をまた進めてまいりたいと思っております。

浜田議員

まだ大変な状況だということはよく認識しましたが、この問題を乗り越えない限り、先ほどの50年後から振り返った現在の状況は、なかなか進まないまま森林の高齢化が進むのかっていうことを大変懸念します。

では、1-5の質問に移りますけれども、いろいろなところから入ってくる情報を総合しますと、実は森林資源の市場が大きく動き出したのかなというふうに考えられます。バイオマス発電の買い取り単価が何年前でしたか40円に上がって、それから一斉にバイ

オマス発電所が全国に展開されるようになった。当然、塩尻の件もその一角かなあというふうに思っております。もう一つ、石炭火力、石油の価格が上がったり、それから石油発電、石油を既存とする発電所は、もう建設は認められないという状況のもとで、比較的安い石炭が使われるようになって、日本国内でも確か既存が 90 何箇所の発電所があるのに対して、新設計画は 50 カ所ぐらい、そのうち幾つかは動き出しているはずです。ところが、石炭っていうのは石油の 2 倍ぐらいの CO_2 を発生するというので、これを何とか解消するために効率を上げなさいということが求められています。ただ、現実には効率がなかなか上がらなくて、そこで非常にマジックのような制度が今出現してまして、石炭、例えば 10 トンに対して、まきを例えば 5 トン、例えばまぜるとします。その結果、効率が上がったというふうに、例えば、それで発電するわけですが、5 トンまぜたことによって発電量は増えるわけですが、原料は石炭の 10 トンしか使ったことにしないよというやり方が実は通用するようになったんですよ。ですので、今、日本の石炭火力はものすごい量で海外からも木材を輸入していると、わざわざ石油を使って、それが一方でチップの不足を招いているという話が動いているようです。その結果、製紙業者なんかとも取り合いになっている、こんな状況があります。また、今お話、課長のほうからお話がありましたように、森林系の管理法も成立しまして、言ってみれば、前の何でしたっけ、農地の集約と同じような動きが国の側では進んでいるということで、森林をめぐる状況は非常に今転換期に差しかかっているのかなというふうに私は思っているわけです。これは、実際に木材の需要を見ますと、国内の需要、ちょっと記憶ですけども、確か平成 22 年のときには 2,000 万リューベだったものが、平成 28 年、2016 年、6 年後には 2,800 万リューベ、つまり 4 割、需要が増えています。そのうちのかなりの部分がバイオマス発電です。この動きは、恐らくそれ以上のスピードで進むだろうというふうに予測されています。ですので、一方で、木材価格の下落とあってネガティブな要素の一方、材の取り合いが非常に進んでいると。私は、一番冒頭に申し上げた、長期的なビジョンが必要だというふうに申し上げたのは、非常に乱れた森林資源に対する奪い合いが始まるのではないかと、一方では需要を喚起する、一方では非常に短期的な収益のために森林を求める動きが存在する、それに対して、町がそういったさまざまな要素に攪乱されずに、今回の太陽光パネルのような、ああいう不祥事にかき回されずに町の森林と景観を守ろうとするのであれば、やはり長期的な計画をきちんと立てて、町の示すべき方向を決して県や国の動きにその都度その都度応じてやるのではなくて、もっと腰の入った筋の通る政策をきちんと立てる必要があるのではないかとということを私としては申し上げたいわけです。これは森林計画の中にも一部盛り込まれていますが、単なる日本語ではなくて、具体的な数字も含めて地域の林地の特性に基づくゾーニング、今でも地図はありますが、それをどういうふうに年度ごとにどうやっていくかっていうと、これまでは落とし込まれていないと思っています。それから施業の優先づけ、こういったことも実は補助金次第と、あるいは集約化次第と。それから、もう一つは自伐型の林業、個人や集団で自伐型の林業を営んでいらっしゃる方もいらして、こういう方は比較的景観だとか周囲等の環境に気を配っていらっしゃるんで、こういう

方も参加させることが実は地域の立場に立って森林を守ると、そういう役割を果たしていただけるのではないかと。景観と調和する施業、何よりも地産地消を中心に据えた林業の 50 年後の姿というものを我々は描く必要があるのではないかというふうに私は思っているわけです。少し、きのうもバイオマスのお話が話題になりましたんで、荒っぽい計算をしてみたんですけども、先ほど年間 80 ヘクタールの間伐が行われるっていう話でした。これに、今の町の面積に対して、何ていうんでしたっけ、重さ、材積、それを掛けると、例えば 80 ヘクタールを間伐して、その間伐率が 3 割だったとすると三八、二十四ヘクタールとなると、それに対して材積率を掛けて、目方はそれに対して 0.7 でしたっけね、体積の、それを掛けるとどのくらいの目方になるかっていう軽い計算をしますと、実は、間伐材を全てバイオマスの燃料にすると、きのうは不足だというお話でしたけれども、大体 1,000 キロワットの発電の量に相当するという素人の計算をしました。それはもちろん素人の計算なんですけれども、言い方を変えると、もしも、そういう我々がコントロールできるチャンスがあるのであれば、先手必勝できちんとした計画を立てて——しかも今の 80 ヘクタールっていうのは実際に間伐が必要なサイクルの半分なんです。というのは、面積は多分 3,200 ヘクタールだと思うんですけど、民有林の面積が。それに対して、その間伐率でいくと 40 年に 1 回しか間伐がかからないんですよ。これは木の間伐の標準にされている間伐のサイクルの倍ぐらいだと思います。ですので、本来であれば、その倍ぐらいの間伐をかけてもしかるべきだというふうに考えますと、実は、理想的な話をしますと、バイオマスに必要な資源は、実は眠っているのではないかと、これはもちろん理想ですよ。でも、可能性っていうのは追求しなければいけないと私は思っております。不可能と困難とは違うと思っておりますので。そういうことも含めて、改めて町長に 50 年計画の立案を求めたいと思っておりますけど、答弁をお願いいたします。

町 長 確かに国も県も森林に注目しておりまして、それに対する補助金等を出しております。砂糖にアリが群がるように、それを目当てに事業をなされる方もおるでしょうね、きっとね。しかし、それに惑わされずに、今、議員のおっしゃるとおり、しっかりと腰を据えて、50 年を見据えて、ゆっくりでも長期的計画を立てた中で進みなさいと、こういう御指摘かと思えます。全くそのとおりだと思います。今回バイオマスのお話があるんですけども、やはりその企業の姿勢が一番問われるかなと、このように思っておりますのでございます。今までお付き合い、お話をいろいろ、るる伺う中で、お付き合いする中で、しっかりと、そういう展望を持っておられる方たちだなというふうに推察しておりますし、もともと林業に携わる方ですから、切った後、その後、仕事なくなっちゃいけませんので、彼らは次のことを考えるから、やはり 50 年 100 年のスパンで物を考えているんだなと、このように感じるところでございます。こういうことを大事に、業者の、あるいは民間の企業の選定をしていきたいし、飯島町も、その計画とともに、我々も長期計画を立てていく必要があるだろうと、このように感じております。長期計画のお話で、ちょうどいい機会ですってね、飯島町の先人で 100 年を見越して森林整備をした方のお話がありますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思っております。飯島町

の林業の歩みの中で特出すべきものとして、今から 100 年前の大正時代、当時飯島村、小林音吉村長が森林造成の必要性を訴え、強い信念のもと、入会林を各区、集落から提供を受け、143 ヘクタール余りを集約化して、青年団を動員してヒノキの植林を行い、村有林といたしました。これが 100 年たった今、町民の森周辺のすばらしい町有林となっておるということでございます。今後も先人の遺徳に学び、未来を見据え、信念を持った森林整備計画による森林整備を進めてまいります。そのためには、子どもから大人まで、森林に触れる機会を増やし、森林の重要性の理解と多様ななかかわりを持っていただくとともに、関係機関に働きかけ、森林整備に係るさまざまな支援の充実を求めながら、先人からいただいた大切な財産を後世へ自信を持って贈れるよう努めてまいりたいと思っております。

浜田議員 大変勉強になりました。ただし、お言葉を返すようですが、私どもは、もちろん町と力を携えて進める業者を選ぶ必要はあると思います。でも、逆に私どもが選ばれる側だということを私は強調したいと思っています。つまり、どういうことかというと、先ほどサラリーマンだと 10 年 20 年しか考えないというふうに言われましたけれども、逆に町の側が、再三申し上げていますように 50 年 100 年の計画を持って、しかも本当に地産地消で活用する、森林を活用するきちんとした計画を持っているかどうか、積極的にそれに取り組むかどうか、このことが逆に業者の側から問われることになるんじゃないかというふうに私は思っています。ですので、改めて長期計画の策定を求めて、御答弁をお伺いして、私の質問を終えたいと思います。

町 長 決して身売りはいたしません。しっかりと計画を立てることが大事だと思っております。

議 長 1 番 本多昇議員。

1 番

本多議員 それでは、通告に従いまして 3 件の質問をいたします。今回は質問時間を 10 分短縮し 40 分にしました。早く終わらないように 40 分に挑戦してみたいと思います。1 番目の質問です。「平成 29 年度決算について」。決算全般について 4 件質問いたします。細部については決算特別委員会等で議員から多くの質問があると思いますので、期待してください。実質収支が適正でない異常な状態であることは、前年度の決算質問で具体的に説明しました。今年度も同じような状態なので、今回は省きます。6 月の定例会補正 10 号で特別会計の予備費の見直しによる繰出金の減少約 2,500 万円は、一般会計決算収支に大きく影響を与える特別会計の実質収支を圧縮して一般会計の実質収支をあえて増額させる 29 年度決算収支を考えた補正ではないかと推測して賛成討論をいたしました。結果は、推測のとおり、今年度の決算収支は、特別会計予備費の見直しによる一般会計繰出金の減少約 2,500 万円の内部的な操作だけで単年度収支、実質単年度収支も改善されました。このことについては、財政係の細かい検討を評価したいと思います。

1－1 です。実質収支が適正でない状況が続いております。実質収支が 2 億 7,400 万円となったことにより単年度収支、実質単年度収支も改善されました。財政係の細かい

町 長

検討を評価したところですが、①実質収支が前年度 2 億 7,600 万円とほぼ同額で、過大となっています。今年度も過大となった要因は、②減額することは可能だったと思いますが、決算収支の数値を考えて改善しなかったのか、③適正な実質収支にするための今後の方針は、以上 3 件をお尋ねします。一括でお答えください。

一般質問の最後になりました。財政運営の門番、本多さんよりの最後の御質問にお答えしてまいりたいと思っています。毎回の確な分析をいただき、御指導いただいておりますことに感謝を申し上げ、今回も大きな期待を寄せておるところでございますので、御指摘をお願いしたいと思っております。平成 29 年度決算につきましては、9 月議会初日において各会計決算認定議案の説明を申し上げますけれども、平成 29 年度飯島町一般会計における実質収支につきましては 2 億 7,395 万 4,000 円で、前年度に比べ 191 万 4,000 円減少しましたが、ほぼ同額でございました。3 つの御質問をいただいておりますところでございますけれども、細部につきましては担当課長より説明させていただきたいと思ひます。

企画政策課長

それでは私のほうから、ただいまいただきました 3 点について御説明をさせていただきたいと思ひます。まず 1 点目で過大となった要因はどのようなことかという御質問でございますけれども、これについて、まず歳出の関係で見ていきますと、事業実績に伴い減となったものがございます。保健衛生費関係、これは予防接種や健康診断等でございますが、それで全体で 1,300 万円の減となっております。そのほか農業費の関係、具体的には担い手支援や地籍調査等でございますが、これが全体でおよそ 1,200 万円の減、そのほかの関係でいきますと、議員の御指摘もございましたけれども、特別会計の繰出金の抑制でおよそ 2,500 万円、そのほか広域等負担金でおよそ 1,000 万円、長期債利子でおよそ 1,200 万円、また予備費を除いた不用額でおよそ 6,600 万円となっております。今度、歳入の関係で申し上げたいと思ひます。平成 30 年 3 月補正の後に額が確定いたしましたして、見込みより多く収入があったものを申し上げたいと思ひます。特別地方交付税、これがおおよそ 5,000 万円、町税の関係でおよそ 2,800 万円、自動車取得税交付金を初め各種交付金でおよそ 2,000 万円、こういった要因により歳出の減に伴う特定財源の減額も含め全体で 2 億 7,000 万円ほどの実質収支となっており、結果として前年度とほぼ同額となっております。続きまして、減額することは可能だったんじゃないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、前年度決算も踏まえ、特に実質単年度収支の黒字化を図るよう平成 29 年度決算数値に細心の注意を払い、決算を行った結果でございます。最後の御質問の今後の方針につきましては、実質単年度収支の黒字に留意しながらも、実質収支額及び実質収支比率の抑制について十分考えてまいりたいと、こう考えております。

本多議員

予想どおりの返答だったと思っております。実質収支が過大となっている要因は 2 つあると私は考えていますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。1 つは、いつも言っている、今言った 6,600 万円の不用額の過大です。不用額から予備費を除いた実不用額は 6,600 万円と過去 8 年間で一番少なくなっております。前年より 1,300 万円減少して良好ですが、まだ 6,600 万円あります。問題なのは、増額補正をして不用額が多

い事業が多数あります。補正金額の積算が適当ではなかったということになります。これも不用額が過大となった要因の一つだと思っております。年度内に不用額を検証して減額すれば、その分、新規事業を実施することが可能で、実質収支の減少にもつながります。2つ目、一般財源増減分の運用を年度内に検討されていない。歳入歳出では、当初予算と決算額を比較しますと、歳入は12.6%、歳出は5.2%増加しています。28年度も同じような結果です。歳入でも特定財源の増加は歳出と同じになるために問題はありませんが、一般財源の増加は新規事業を実施するか借入金の返済をするか基金の積み立てをするか検討することができるわけです。この検討を怠っているため過大となっていると考えております。以上2つの実績が過大となっている要因と考えています。適切な実質収支は、前回も言いましたが標準財政規模の3%~5%で、1億円~1億2,000万円だと考えています。早く適正な金額になることを願っているところです。適正な実質収支にするための方法については、数年かけて調整する方法、一気に減額する方法など、いろいろなシミュレーションがありますが、内部留保、借入金返済等で単年度収支を赤字にして実質単年度収支は黒字にしていく方法で2年かけて適正な実質収支に減額していく方法がよいのではないかと私は考えています。先ほど企画課長が実質単年度収支を重要視していますので、この考え方は私と一致しているような気がします。ちょっと、この考え方について御意見をお伺いしたいと思います。

企画政策課長

財政運営に当たっては、さまざまな指標があるわけでありまして、例えば実質単年度収支、これも財政状況を見る一つの要素であります。実質収支から、またそれに伴った積み立て、あるいは繰上償還、そういった状況を踏まえて、この数字が出てまいります。29年度決算においては、これを黒字というふうに結果としてなっております。今後、ときに実質収支額によっては単年度収支が赤字になったりもする可能性もございますけれども、そういった要素も踏まえる中では黒字に努めてまいりたいというふうに思っております。また、実質収支が大きくなると、やはり全体として決算が暴れたり、また結果として実施収支比率にも影響を及ぼしますので、そういった点は抑制に努めてまいりたいと、このように考えております。

本多議員

ぜひ実質単年度収支は黒字にしていっていただきたいと思っております。行政では、収支に関しては利益を追求する民間企業とは違います。決算収支が均衡していることは何よりも重要です。予算は収支均衡なので、決算が黒字になると予算どおり執行されなかったこととなりますので、収支は均衡を維持することを求められます。

1-2です。一般会計の起債残高は48億6,700万円、公債費は5億700万円となっています。公債費が占める割合は、いろいろな比率があります。29年度は歳入に対して9.69%、自主財源に対しては23.83%、歳入経常一般財源に対しては16.19%で、いずれも過去最低の比率となっております。歳入経常一般財源31億3,000万円は3年間同じです。歳入経常一般財源は経常収支比率にも使いますが、今後も大きく変動しないと思います。負担割合から考えると3,000万円~5,000万円の公債費の増額は可能と考えております。増額しても自主財源に対して25%~26%です。減債基金も2億6,000万円となっています。借入金の返済計画を見直してみてもいいでしょうか、お伺いします。

企画政策課長	ただいま御質問いただきまして、まず、この返済計画の基本的な考え方からお話をさせていただきたいと思いますが、ただいま、さらに 3,000～5,000 万円できたんではないかというところでありますけれど、一年に幾ら起債を返済する、これも一つの点でありますけれど、また一方で、一年に起債の残高を幾らまた減らしていくか、こういった両面を持って今計画と対応を図っております。具体的には、毎年の借り入れ計画の額がその年の返済額を上回らないように留意しております。また、繰上償還についても、一般会計と特別会計を合わせて毎年およそ 7,000 万円～1 億円を目安に計画的に償還を行っておりますのでございます。それにより一般会計の起債残高はおおむね毎年 1 億円ずつ減らす結果となり、平成 29 年度末現在では一般会計の起債残高を 48 億円まで減らすことができました。また、定期償還分については計画どおり返済し、一年間に返済する額自体も年々減少し、起債残高を減らす一つの要因になっております。それと、繰上償還の関係でございますけれど、一般会計では以前より計画的に償還を行って、現在、今返すことで有利な起債が逆に少なくなっている状況にもあります。また、経営面から考えますと、下水道事業会計、この下水道事業会計の起債償還に今重きを置いて繰上償還を行っている状況でもございます。もっとも返済をとというお言葉をいただいておりますけれど、この特別会計の起債の返済計画を初め、また、あるいは住民ニーズ、社会福祉の増進のための予算執行の状況も踏まえた中で、計画的な起債の返済に努めてまいりたいと考えております。
本多議員	私は過去を振り返ることは嫌いですが、参考までに、自主財源に対して公債費負担比率は、21 年度は 45%、22 年度は 42%、23・24 年度も 42%となっております。私と同じで返済に追われていたわけです、町も。約 24%と減少している現在の財政運営は楽になったと感じております。町長はどう感じていますか。町長にお伺いします。
町 長	過去の経過がそういうことの中で、財政の分析のプロがそのようにおっしゃるということは、楽になったんだというふうに思っています。行政を預かる私としては、やっぱり財政の台所、財務省がしっかり行く末を見た中で、これだけ使えるよ、これだけ締めろよと、そういった部分は大きな示唆になるかと思っております。それをよりどころに行政運営をしていきたいと思っています。
本多議員	わかりました。私と同じ考えで本当によかったと思っています。ぜひ有効に使っていただきたいと思っております。 1－3 です。町税の当初予算と決算額を比較すると、29 年度が 3,500 万円、28 年度が 3,400 万円、27 年度が 6,700 万円、26 年度が 5,500 万円、25 年度が 3,300 万円と、いずれも増額となっておりますが、年度中の増額補正を行っていません。28 年度はありませんでした。29 年度は 1 回、12 月の法人町民税 700 万円増額補正があっただけです。町税は一般財源ですので、1－1 でも言ったように、増額補正をすることで新規事業を検討することができるわけです。これも実質収支の削減につながります。年度当初の 5 月には個人町民税、固定資産税が確定します。遅くとも 9 月には補正を提出できると思います。町税の増額補正をしないのはなぜかお伺いします。
住民税務課長	それでは、御質問にお答えいたします。歳入の関係でありますけれど、昨年度より年

度途中でも補正をすべきということで、先ほど本多議員が言われましたけども、法人住民税につきまして700万円の補正をしております。また、ほかの税目、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、もろもろありますので、3月の議会まで、専決の前までには、平成30年度中の中では適正に歳入の収納の内容を見ながら増額の補正をしてまいる予定でございます。

本多議員 僕の言っていることがわかっていないと思いますね、課長は。5月に確定するんだから9月にもう補正できるわけ。3月に補正するっていうことは、補正じゃない。なぜかと言ったら事業ができないから。そういう何か答弁はおかしいと思いますが、3月は補正ではないと私は考えております。専決みたいなもんです。

住民税務課長 それでは、個人住民税の関係でありますけども、例年更正等がございまして、確定申告期以降にいろいろありますので、3月とはいわず12月とか、そういう形では見直す必要があると思いますけども、かなり、今回の予算でありますけども、歳入歳出の歳入に合わせまして予算を組んでいる関係がございまして、100万円200万円を増やすことによりまして、未済も考えられますので、ちょっと慎重を期して、昨年度につきましては法人町民税のみ行っておりますけども、また、固定資産税につきましては、第1期納期以降につきましてはほぼ変わってまいらないと思われまいますので、3月とはいわず12月にはできるものはやっていきたいと思っております。

本多議員 いや、要するに、個人住民税は3月の確定申告が終わって5月に確定するわけ。だから数字は確定しているわけ。更正は多少あっても、それはおかしくない。要するに1万円2万円の更正とかはあると思いますけれども。だから、私の言っているのは、今ね、3月に各個人が一生懸命一年間やったことを、要するに確定申告をして確定するんだからね、個人住民税っていうのは、もう決まると、先ほど言った固定資産税も決まっていると、だから9月には補正できるんじゃないかという形です。はっきりした数字なんか必要ないですよ。100万円200万円単位でも1,000万円単位でも構わない。そういうことだって可能ではないかと思って聞いているわけです。お答えください。

企画政策課長 冒頭で、一般財源、これ増になったら適正にそれを補正なり、新たな事業にも生かしていけるようにというお話もありました。この町税についても、それぞれ調定、収納率等もございすけれど、調定が明らかになったところで適切に反映していきたいと、このように考えております。

本多議員 ぜひ12月には補正を出してほしいと、減額もあるかもしれないけど、増額補正の場合は、単純に予備費に持っていくのではなくて、新規の事業を考えて補正を出していただきたいと、そう思っていますので、ぜひ、そういう検討をお願いします。

1－4です。実質公債費比率は8.1%で0.2%改善されました。標準財政規模32億7,000万円は変わらず、全会計の借入金119億5,000万円は4億円減少し、基金25億2,000万円は1億円増加しているにもかかわらず、将来負担率が9.7%上昇し59.3%となりました。将来負担額は減少しているように見えるのですが、将来負担率の計算はいろいろな難しい要素が絡んでいて、どこが増加したか減少したかわかりません。将来負担率が9.7%上昇したことの要因をお尋ねします。

企画政策課長	ただいま将来負担比率の上昇した要因についてという御質問をいただきましたが、結論で申し上げれば2点ございます。まず一つは、下水道事業における起債償還のうち一般会計が負担するその額が増加したこと、また一部事務組合の起債のうち一般会計が負担する額が増加したものになるんですが、ここをもう少し具体的に申しますと、上伊那広域連合のごみ処理施設の関係になります。この2点が増加したことにより、今回の上昇になった要因となります。
本多議員	わかりました。ありがとうございました。 2番目の質問です。「飯島町観光地域づくり拠点施設について」です。千人塚公園については、将来にわたって町の重要な観光ポイントになる場所ということで、27年からいろいろ要望しております。その中にキャンプ場の施設を与田切公園と同じにするがありました。千人塚の飯島観光地域づくり拠点施設は要望がかなったと思っております。今後このような施設が有効に利用されることを期待しております。
地域創造課長	2-1です。この長い施設の名称の変更はありませんか。 それでは、今、議員さんのほうからの飯島観光地域づくり拠点施設、この長い名称の名称変更についての御質問にお答えいたします。現在、飯島町の観光戦略会議におきまして、観光基本計画に定めました千人塚公園を含む与田切溪谷、これの整備について住民参加のワークショップの御意見も参考にしながら検討を進めています。その中で、この千人塚公園にあります飯島観光地域づくり拠点施設のこの名称についても、戦略会議での御議論も踏まえて、町として検討してまいりたいと思っております。
本多議員	ぜひ検討してもらって、場所がわからないので千人塚が入ったほうがいいかなと私は思っておりますけれども、検討してください。 2-2です。4月オープンから7月まで、待合室、休憩スペースには、真ん中に小さいテーブルが1個と椅子が2つ置いてあるだけで、入りづらく印象も悪かったと感じております。シーズンが終了するころの7月末、ようやく待合室、休憩スペースに備品が納入されました。対応が遅いと考えますが、計画どおりでしょうか。お伺いします。
地域創造課長	拠点施設の中の備品の関係でございます。観光地域づくり拠点施設につきましては4月からオープンをしておるところでございますけれども、議員御指摘のとおり、オープン当初利用された方からも、早くテーブル、椅子とか、そういったものを備えつけてほしいといった御要望をいただいております。したがって、観光地域づくり拠点施設の待合、休憩室の備品については今年度の当初予算に計上しておりましたけれども、何とか夏休みシーズン前に納品できるようにということで、テーブル、椅子、カウンター、キッズコーナーの購入手続を進めたところでございます。今後、9月補正予算で審議をお願いしてございます駐車場の舗装工事等も行いまして、拠点施設が公園を利用される皆様の憩いの場となるように努めてまいりたいと思っております。
本多議員	いろいろスムーズに進めてもらいたいと思っております。 2-3です。千人塚キャンプ場の8月末までで結構ですので、利用状況をお伺いします。
地域創造課長	千人塚キャンプ場の利用状況についてのお尋ねでございます。4月から8月までの利

	用状況について、平成 29 年度の 4 月から 8 月までと、この比較してお答えをさせていただきます。キャンプ客数でございますが 305 人、前年度比 174%となっております。それから、キャンプの利用料の関係でございますが 27 万 3,000 円となっております、前年度比の 197%でございます。なお、アイスクリームなどの物販の売り上げにつきましては 10 万 1,410 円、前年度比 115%でございます。シャワー室の利用につきましては 113 回ということで 1 万 1,300 円御利用いただいているというところでございます。
本多議員	わかりました。宣伝して、ますます増えることを期待しております。 2－4 です。待合室、休憩スペースをサラリーマンが昼の食事に利用できれば、サテライトオフィスの小型版にすることができると考えています。そのためには以前から要望している W i - F i スポットの充実です。W i - F i フリースポットの設置をすれば利用者は増加すると考えています。待合室、休憩室のスペースの利用促進には W i - F i フリースポットの設置が必要と考えますが、町長、お伺いします。
町 長	W i - F i フリースポットの設置につきましては、外国人観光客の集客を図る上では設置が必要であると考えておりますが、今後の利用の状況を見て判断してまいりたいと思っております。あわせて、待合、休憩スペースの利用促進のために、キャンプ用品の販売やレンタル、農産物の直売など、こういったことも有効であると考えていますので、いろいろの設備が整うように検討してまいりたいと思っております。W i - F i も当然その中の一つとして考えていきたいと思っております。
本多議員	私は、外国人ばかりじゃなくて、サラリーマンね、日本人です。この人たちが、あそこの千人塚に行ってお昼寝をしたり、さぼるかもしれないけれども、あれは非常にいいと思っておりますので、そこら辺も考えてもらって、ぜひ W i - F i を用意していただきたいと、そう思っていますので、よろしくお願いします。御答弁を。
町 長	やはりあそこは、基本的には飯島町の観光っていうのは外国人を呼び寄せるためではございませんので、まずは地元の人たちに使われやすいところ、そして地域の方々が立ち寄りやすいこと、都市から来た方がここで楽しんでいただくこと、最後の最後に外国人という対応もしてまいりたいなというふうに思っております。しかし、ツアーの中で組まれた場合には、断るものではございません。
本多議員	わかりました。検討をお願いします。 3 番目の質問です。「町南部防災拠点柏木運動場周辺整備計画について」。大規模地震などの緊急事象が発生したとき、応急業務などの災害対応を早くスタートするために業務継続計画があります。業務継続計画については、昨日、久保島議員の具体的な質問内容のとおりです。重要要素の一つに本庁舎の代替施設が複数必要とあります。B & G の体育館も考えられます。柏木運動場は避難地に、B & G 体育館は避難所に指定されていますが、大型車両が通行できる道路がありません。業務継続体制確立のためにも早急に大型車両が進入できる柏木運動場周辺整備構想を確立する必要があると考えます。周辺整備は道路が最優先、道路は柏木北線の延長が最適と考えております。柏木運動場周辺整備は道路からと考えていますが、町長の考えをお伺いします。
町 長	町の防災計画の中では、災害対策本部を設置する役場庁舎が被災した場合、代替施設

	として飯島町文化館にするということを定めております。これ以外の代替施設についての研究は、これから行うところであります。B&G体育館は指定避難所として、また物資輸送拠点として、隣接の柏木運動場は拠点ヘリポートとして使用するよう地域防災計画書で位置づけてあるところでございます。災害発生の際は、避難者の通行、物資の搬入搬出のための車両や緊急車両の通行が安全に行えることが必要でございます。しかし、柏木運動場周辺の道路幅員は約3メートル～4メートルとなっていることから、大型車両や緊急車両が通行するには十分な幅員ではありませんので、将来的な柏木運動場周辺の整備構想を見据えながら、総合的に道路計画を検討してまいりたいと思っております。
本多議員	こういうことを言うと、ちょっとなんですけれども、B&G財団に体育館の増築をお願いして、そこを庁舎の代替地に持っていく、それも一つの案だと思いますので、ちょっとお願いしてみてもらえばいいと思いますので、検討してください。町長。
町 長	貴重な御提案をいただきましたので、機会を見つけて、またB&G財団のほうへお願いしてまいりたいと思っております。
本多議員	27年9月の飯島F Cと飯島町総合スポーツクラブからの提案のトップに大型車両の乗り入れできる道路の確保が挙げられています。教育委員会とも、ぜひ相談していただいて、先ほど町長が検討すると言いましたけれども、整備構想は道路からと考えていただいて、柏木北線の延長を検討していただくことを希望します。あと時間が5分ありますけど、もう一回、今の要望、お答えください。検討の。
町 長	あの柏木グラウンドからB&Gにつながる部分は、景観もよろしいですし、いろいろの運動公園、構想の中でもいろいろ考えていただいております。七久保のF Cの皆さんも非常に熱意を持って長年研究されて、飯島町へも御要望をいただいております。私どもも一つのきっかけとして9年後に迫る国体で何か利用できないかなというような発想もある中で、それを絡めて今根回しをさせていただいておりますけども、それがうまくいくかどうかわかりませんが、そういったことの中で、これもひとつ大きな補助金をいただきながら、そういった整備をしっかりしていきたいと思っております。そうしたときにつけても、やはり人が集まることを考えれば、やっぱり道路が一番大事でございますので、議員のおっしゃるあの路線というものの拡幅がまず重要なあと、最重要かなと、このように考えておるところでございます。
本多議員	柏木北線の延長です。ぜひ検討してください。これで質問を終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後2時53分

平成30年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年9月20日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 3 号議案	平成29年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	第 4 号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	第 5 号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	第 6 号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	第 7 号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	第 8 号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	第 9 号議案	平成29年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第 9	第10号議案	平成30年度飯島町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	第11号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	第12号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	第13号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	第14号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第15号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	第16号議案	平成29年度飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業建設工事変更請負契約の締結について
日程第16	請願・陳情等の処理について	
日程第17	飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	
日程第18	議員派遣について	
日程第19	議会閉会中の委員会継続審査について	
日程第20	議会閉会中の委員会継続調査について	

平成30年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成30年9月20日

追加日程第1	発議第7号	「臓器移植の環境整備を求める意見書」の提出について
追加日程第2	発議第8号	「国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年9月20日 午前9時10分		
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。本日をもって今定例会の最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 本日、議案1件が追加提案をされております。また、去る9月7日の本会議におきまして付託いたしました決算案件7件、補正予算案件6件、陳情案件2件並びに継続審査となっていました案件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。各案件につきまして議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。		
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 初めに、飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、本日の会議において後ほど行います。 以上で諸般の報告を終わります。 ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、補正予算案件、請願・陳情案件につきましては、いずれも委員会へ審査を付託しております。そこで、これらの委員会に付託しました案件につきましては、案件の区分ごとに一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)		
議 長	異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。		
議 長	日程第2 第3号議案	平成29年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について	
	日程第3 第4号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	日程第4 第5号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	日程第5 第6号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	日程第6 第7号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	

日程第7 第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上、第3号議案から第9号議案までの平成29年度決算7議案を一括議題とします。本案につきましては、決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長

それでは、本会議、本定例会の初日に決算特別委員会に付託されました平成29年度決算関連7議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。

審査を付託されました議案は、第3号議案 平成29年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定についてであります。

決算特別委員会は、総務産業、社会文教の2つの分科会を設けて各所管事務の審査を求め、9月7日から18日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり、付託された7議案の全てを可決すべきものと決定しました。審査の内容は、極めて多岐にわたりました上、各会計にまたがる事務もありましたので、ここでは7事業の審査全体を横断的にまとめ、質疑や意見と執行部答弁の要点を報告します。

まず財政に関してであります。財政調整基金の運用が硬直化しており、目標見直しと柔軟な運用、例えば学校エアコンなどへの使用を求める複数の意見がありました。町長答弁は「財調は大切に使うが、議会の意見を検討する。」とのことでありました。また、「実質収支はまだ高どまりで不適正だが、不用額が減少しており、収支構造の改善に期待する。」という意見がありました。「公共施設等整備基金が増加しつつあり、目標額などが制御されているのか。」との問いには「まだ不足で、計画的に積み立てたい。なお、給食センターの新設には使える。」とのお答えでした。財政健全化指標が向上していることについて、町長所見は一つの目安とするが、事業執行の過程ではバランスが崩れることもあり得るとの認識が表明されました。なお、29年度に計画にない事業が浮上し混乱が生じたことに対して、国の補助金ありきではなく、計画性を持った運営を求める意見がありました。

次に、事業の継続やルールの見直しに関してであります。まず、審査で出された主な意見を列挙します。「循環バスの利用者やJR切符販売が減少しているので、廃止も含め検討すべき。」「若者移住定住補助金を結婚によるUターン者へも適用を求める。」「空き家の多い陣馬団地にひとり入居を求める。」「下水道料金に赤ちゃんも1人と数えることの見直しを求める。」「高齢者の緊急宿泊支援、緊急通報装置の貸与の利用者が少ない件

について検討が必要ではないか。」「町営墓地のあきが多いので、永代供養墓地を。」など
であります。いずれも「検討する。」との答弁でしたが、循環バスは「福祉の視点からも
検討。」、住宅入居には「法的な制約も課題。」との答えがあったことをつけ加えておきま
す。

次に、町内外の環境の変化とそれに対する対応に関してであります。町が直面する課
題を反映した今回の審査の一つの特徴と言えるかもしれません。「町の人口増減が大きい
理由。」への問いには「派遣業者による外国人の１年～５年の転入が多い。」との説明が
ありました。「伊南バイパス開通後の町なか活性化事業の展望をどう考えるか。」の問い
に対しては「活性化会議のあり方やビジョンの見直しも計画中。」との答えでありました。

「保育園の早朝・延長保育の園児が増えていることへの対応。」に対しては「退職保育士
や短時間勤務の協力で何とかなっている。」との答えでありました。介護予防・日常生活
支援の総合事業の今後の方向への問いについては「現行制度がこの９月で廃止となり、
サービスを担う側は大変だが、地域と連携し、基本単価を変えず、一般会計からの支出
で活動する。」との答弁でありました。町内にグループホームを求める要望に対しては「２
年後を目指しているが、資金や職員確保が困難で実現できていない。社協での実施も含
め検討したい。」との答弁でありました。なお、「生活困窮と障害福祉を進める上で専門
職の補充が必要。」との答弁があったこともつけ加えておきます。

次に、町民や職員の安全・安心に関してであります。「交通事故が増えているので、原
因分析や対策を。」との問いに対しては「高齢者が加害者になるケースが増えており、敬
老会などで啓発に努める。」との答弁でした。ただし、広域化で町内の事故や火災の情報
がつかみにくくなっている点は改善が求められます。毎年町内で数人の自殺者が出るこ
とに対し「心と経済の問題であり、法人も交えて対策計画をつくり実施したい。」との答
えでありました。臨時職員のけがや公務災害が生じているのは「安全教育が万全とは言
えない。」との答弁でありました。「先延ばしにできない職務のためにみずからの健康を
損なう職員があるのではないか。」との問いに対して、町長からは「課題として再認識し、
お互いに目の届く職場単位での健康管理に努める。」との答弁でありました。

次に、外郭団体に関してであります。まちづくりセンターいいじまのあり方の質疑に
対し、町長からは「管理に徹するか、あるいは積極的な事業展開をするか検討したい。」
との答弁がありました。社会のテレビ離れが進む中で、CEKの基金の妥当性と今後の
事業方向への問いがあり、「行政モニターからも意見が出ているので、検討段階である。」
との答弁がありました。その他、行政報告書に大きな改善が加えられることを評価し、
引き続き充実を求める意見がありました。

横断的に述べましたが、これらの質疑応答を経て、決算特別委員会では第３号議案か
ら第９号議案までの７議案、全てを認定するべきものとして可決した次第であります。

以上、決算特別委員会の審査報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田決算特別委員長、自席へお戻り

ください。以上で平成 29 年度決算 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第 3 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長
9 番
坂本議員

原案に賛成討論はありませんか。

それでは、賛成の立場で討論いたします。

平成 29 年度、町長の掲げた施政方針にある 3 つの政策の中で風通しのいい行政へのチャレンジに約 7 億円と大きく予算を盛り、円滑な行政サービスと安全・安心なまちづくりの強化はおおむね実行されたと認めるものです。この中のソフト分野では、妊娠期から出産、子育て、中学生までと、子どもから親まで細かな政策で行政サービスをしていて、南箕輪の議員に「うちより進んでいる。」と褒められたことは、大きな自信として職員の方々が胸を張るべきです。この内容を積極的に町内外に P R していただき、人口増に努めてほしいと思います。

ただ、この中の介護予防・日常生活支援事業は、まだまだ発展途上ということで、町社協、健康福祉課、そして一般の事業所との間でどんな内容を適正な費用でサービス化していくかは今後の課題であり、うまく機能しなければ介護費用を低く抑えることはできません。ぜひ頑張ってください。

もう一つの儲かる飯島町へのチャレンジの中で、学校給食に減農薬、減化学肥料の越百黄金が使われ、体にも健康にも優しく、町にとっても環境に優しいまちとして少し前進いたしました。問題は、こういった栽培をする生産者がなかなか増えていかない状況があります。何が原因なのか調べ、何らかの政策か支援をすべきです。

当町では地域おこし協力隊員がたくさんおり、福祉、農業、まちづくり、婚活事業、アウトドアなど、さまざまなジャンルに入って活動しています。健康福祉課の取り組みのように地域の中にいかに深く広く隊員たちが知られていくようにするかは、課と課を越えて、そして町を越えた行政のつながりの中で隊員を紹介し、サポートしていく心意気が必要と思われます。活動している隊員たちみんなが町を好きになって、この町にずっといてほしいというふうな気持ちになるように、私たち町民も隊員たちを支えることが大事だと思っています。

以上、幾つか提案、問題を提起しましたがけれども、その中で、今年度、30 年度によってその問題の幾つかは解決できると思いますが、意見を付しまして賛成といたします。

議 長
3 番
久保島議員

ほかにありませんか。

平成 29 年度の一般会計決算、歳入歳出決算につきまして認定すべきものとして討論いたします。

平成 29 年度は、新町発足 60 周年後の新たな 1 ページという年でもありました。いろ

いろいろな意味です。財政規模が縮小する中で、おおむね良好な決算を組むことができたということに関しましては、財政の担当のみならず、全職員の不断努力の結果だというふうに認識するとともに、評価をし、敬意を表するものであります。

一方、29年度、委員長報告にもありましたが、国の緊急対策などに翻弄されて明確な計画のない大型事業が沸き上って、議会初め町民が右往左往するというような状況がありました。その後の当施設の活用、運営も際立ったものが発揮できていないというふうには私は思っています。本年も繁忙期を過ぎてしまったということで、適切だったのかなあということも反省をするところでございます。あえて苦言を申し上げておきますけれども、補助金ありきではなくて、綿密な計画、そして目的に沿った施設設置がされるよう望まれるところであります。今後、民間活用ってということも出てくるでしょう。行政施設の運営につきましても変革の時代がやってくるというふうに思っています。10年先20年先を見据えた展望の中で綿密な計画に沿った行政運営が求められていくと思います。飯島町民の幸せのための飯島町であり続けるということが今後求められてくるというふうに思います。それに沿った行政運営に携わっていただきますように付しまして、賛成討論といたします。

議長
6番
浜田議員

ほかにありませんか。

第3号議案を認定すべきとの立場から討論いたします。

審査の中で、町長部局といいますか、執行部のあり方に対する意見が幾つかございました。例えば空き家担当ですとか自然エネルギーですとか、そういったものの部署担当がこのままで適切なのかという意見がありました。そういったことの改善が一つ必要なあというふうに思いました。

その一方で、行政報告書や事業報告書に記載されていないけれども、職員の皆さんの努力の中で数多くの改善がなされたということも浮かび上がってまいりました。個別の部署を具体的には申し上げませんが、例えば、事務事業の担当窓口の一本化ですとか、あるいは電子化によって、行政報告書やなにかの配布を——紙の配布を大幅に削減したとか、転入、転出についてワンストップでさまざまな書類が一括でそろえられるようになったとか、あるいはマンホールの通信手段の改善で大幅に、9万円でしたかね、つなぎ込みの基本料金に換算すると60世帯分ぐらいの改善がなされたとか、あるいは景観計画については、パブリックコメントを積極的に関係者に求めて、これまでにない2桁のパブリックコメントが寄せられるようになったとか、あるいは、その他、議会運営で今回の決算特別委員会等の設置に対して綿密な調査が行われたとか、こういったことが実は行政報告書や事業評価書の中には記載されておりました。しかし、これ以外に、私が述べた、あるいは審査の中で明らかになった項目以外に、実は隠れた多くの改善が行われているんじゃないかというふうに思います。ぜひ、こういったことは記録にとどめて、職員による事務事業の継続的な改善の歴史というものをきちんと刻んでいただきたい、そんなことを求めて賛成討論といたします。

議長

ほかにありませんか。

10 番

三浦議員

それでは、平成 29 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について認定の立場で討論をしたいと思います。

1 つには、環境系の職員の増員について、ぜひ専門家も採用しながら対応できるような体制をとっていただきたい。将来的には一つの課として、やはり必要ではないかというふうに考えておりますので、検討をお願いしたいと思います。

それから、税の収納率が高いということは、本当に住民の皆さんの納税意識と、それから職員の皆さんの努力というふうに思い、評価をするものですが、しかし、飯島町の貧困ライン未満の方々が 10%ほどいるのではないかというふうに見られております。そういう中で、特に固定資産税は所得ある、なしにかかわらず発生するものですので、本当に暮らしを切り詰めた中での納税だというふうに受けとめております。そういう点では、とても複雑な気持ちでおりますけれども、このような住民の皆さんの努力の上に税があることに思いをはせて、これからも行政運営をしていただきたいということ求めて、認定に賛成するものです。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 3 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議 長

ありがとうございました。お座りください。起立全員です。したがって、第 3 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、第 4 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

9 番

坂本議員

それでは、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の被保険者数は年々減ってきておりますが、1 人当たりの医療費は少し上がってきております。高額医療を使った方が何人か出ると、おのずと運営を圧迫することになります。当町は、国民健康保険税のうちの平成 29 年は 12.9%を保険事業費にかけて早期発見、早期治療に心がけていることは大きく評価するものです。しかし、社会保険から国保への加入者の方の中に健康ではない方が増えた場合など、やはり国保の運営は危ういものとなります。決算書にあらわれたさまざまなデータを分析し、当町の国保加入者の特徴を把握し、今後も適切な対応に心がけていただきたいと意見を述べて、賛成といたします。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

		これから第4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
		次に、第5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
		次に、第6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
		次に、第7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
		〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、第9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案 平成29年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長	日程第9	第10号議案	平成30年度飯島町一般会計補正予算(第2号)
	日程第10	第11号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	日程第11	第12号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	日程第12	第13号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
	日程第13	第14号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第14	第15号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

以上、第10号議案から第15号議案までの平成30年度補正予算6議案を議題とします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは、一括してそれぞ

れの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

それでは、予算特別委員会に付託されました第10号議案、飯島町一般会計補正予算(第2号)、第11号議案、飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、第12号議案、飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第13号議案、飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)、第14号議案、飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、第15号議案、飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の審査について、その経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る9月7日、本会議にて予算特別委員会に付託されましたので、本会議終了後、委員会室において開会しました。予算特別委員会は、総務産業分科会、社会文教分科会を設け、各所管事業への質疑を行うように求め、9月14日、町当局の出席を求め、質疑を行いました。

まず一般会計予算について総括的説明を受け、9月18日に予算特別委員会を開催し、各分科会の主査報告を行いました。その主な内容を御報告いたします。

総務産業分科会の主な内容。第10号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第2号)では、問い「子生沢橋改修は道の駅と里の菓の間の橋か。里の菓の負担はあるのか。」答え「場所はそこだ。里の菓の負担はない。一体整備のため全額町が負担する。」、問い「公共施設地域福祉では、一旦基金から繰り入れしたものを戻すのはおかしい。補正で減額でなく積み立てすればよい。規模縮小を図っているのか。」答え「決算の繰り越し状況を見て積み立て、充当の財源組み替えであり、決算額縮小ではない。」、問い「唐沢川測量設計調査の内容は。」答え「Aコープから新井電器前を經由し、梅戸神社までの間の調査に入る。石積みにふたをした形で老朽化が目立つところだ。」。第14号議案、飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんでした。第15号議案、飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんでした。

次に、社会文教分科会の主な内容。第10号議案、飯島町一般会計補正予算(第2号)、問い「認可保育園運営費の七久保保育園施設整備工事の内容と今後は。」答え「難病指定の病気の児童が入園するため保育室に遮光カーテンを取りつける費用。その先の小学校、中学校でどうすればよいのかは、保護者と話し合っていく。」、問い「国の補助はないのか。なければ町長に出向いてもらい国に働きかけをしたらどうか。」答え「今後検討していきたい。」、問い「健康づくり運動事業で地域おこし協力隊の活動費であるが、内容は。」答え「拠点は「やまなみ」であるが、高齢者の歩く歩く塾、いちいの会、健康推進委員の事業で4区、夏休みの学童クラブなど幅広く活動している。3年後には起業を考えている。」、問い「中学校管理費の内容は。」答え「グラウンドフェンスが7月の強風で倒れて撤去した。「部活をやる中、道路にボールが出てしまい困る。」と要望があった。今までは擁壁の上にフェンスが建っていたが、擁壁をとり、今までと同じ高さにフェンスをつくる。」、問い「課外活動の時間が多いと先生方に負担ではないのか。」答え「同じ町内でも七久保と飯島では違う。新しい事業をする場合に教育委員会に一言かけてほしいと4つの区にお願いした。「草刈り、テストの点つけに協力してくれる人がいれば助かる。」と言われている。」。第11号議案、飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、質

疑はありませんでした。第12号議案、飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんでした。第13号議案、飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)の問い「社会保障充実事業委託料、コーディネーター業務の内容は。」答え「対応する支援事業所からコーディネーターを出してもらえると考えていたが、介護保険料の改定で断れて事業所が4つから2つになってしまった。初期の費用では活動できないので補正をした。」。

次に、午後2時より総括質疑を行いました。その主な内容を御報告いたします。問い「外国語教育推進事業では、応募者がなしでこの事業を断念した。英語力を図ることに影響はないか。教師への負担はどうか。今後、協力隊の採用は。」答え「支援員の時間増を行い、授業を行っている。デメリットは今のところない。今後は、反省を生かしていく。支援員か協力隊にするか検討。」、問い「一旦基金繰り入れを戻すのはおかしいとの質問に対し決算縮小はないとの答え、本当にそれでよいのか。」答え「他市町村の様子も聞き、余財は取り崩さなくてよいと考えている。長期的定期の運用もある。予算を拡大させないため。」、問い「難病の園児入園にソフト面での手だては。」答え「工夫をしなくてはいけないと思っている。他の園児とのかかわりなどもあり、担当者と打ち合わせを行っている。」、問い「難病園児の施設改修など、国庫補助をお願いしたい。」答え「研究させてください。」、問い「健康づくり運動事業、起業という目的も大事だが、3年後、町に定住が一番。全課が学ぶべきもの。」答え「町の活性化や定住のため、各隊員もそうしたい。」。

次に各会計討論について御報告いたします。

第10号議案、飯島町一般会計補正予算(第2号)の可決に賛成として「町税の補正は年度内補正をすれば事業ができる。補正を早く予算に反映させていただくことを要望する。」そして「外国語教育、支援員で充実しているのであれば慎重に行ってほしい。」。

第11号議案、飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、第12号議案、飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第13号議案、飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)、第14号議案、飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、第15号議案、飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての討論はありませんでした。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場予算特別委員長、自席へお戻りください。以上で平成30年度補正予算6議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第10号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第11号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第11号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第12号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第12号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

	号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に、第 15 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 15 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 15 第 16 号議案 平成 29 年度飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業建設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 16 号議案 平成 29 年度飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業建設工事変更請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。
	4 月 19 日開会の第 2 回臨時議会におきまして御議決いただきました平成 29 年度飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業建設工事にかかわります工事請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額の増額の変更契約の締結をいたしたいたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。
	詳細につきましては健康福祉課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
3 番	
久保島議員	設計の段階でボーリング調査等をしているわけですが、そのときには、それは発見されなかったってということなんでしょうか。
健康福祉課長	これにつきましては、石楠花苑の改築の工事の際に掘削を行っております。土地が地続きでございますので、そのときの状況でよかったことということで設計をして工事を進めたところでございます。
議 長	ほかにありませんか。
9 番	
坂本議員	軟弱な土を入れかえて固い土と言いましたけれども、入れかえるだけで、下からの要するに湧き水みたいな、そういうことはないと認識していいんでしょうか。

健康福祉課長	そちらのところは、業者等ときちんと打ち合わせをして行っております。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第16号議案 平成29年度飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業建設工事変更請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。
議長	日程第16 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。先ほど申し上げましたとおり、平成30年3月議会定例会、社会文教委員会において継続審査となっていました陳情、去る7日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました陳情等について、お手元に配付のとおり各常任委員会委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれの委員長報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。
総務産業委員長	それでは、本定例会初日に総務産業委員会に付託になりました案件のうち1件の陳情審査報告書を報告を申し上げます。 9月14日午後1時30分から委員会を開催し、30陳情6号 飯島町四区連絡協議会会長 土村芳彦氏から提出された「千人塚水中花火大会」を町全体のイベントとして実施するための要望書につきまして、七久保区長 野原正明氏に参考人として出席を願い、審査を行ったところでございます。 質疑の中で「町全体の祭りが欲しいという声に応えたい。また、神社の祭りは氏子の祭りなので、町民全体というのは難しい。水中花火は宗教性がないので、また、この水中花火は県下でも2～3カ所しかやっていない珍しいものだから、非常に町の全体の祭りとしては適切だ。また、今後とも七久保区地域住民が主体となって、実行委員会などはどこからも参加できる形を考えたい。その際に全町民から賛助金を集めたい。また町からも助成金をもらいたい。」というような見解が示されました。また「時期については桜の時期がよいのだが、寒いので、時期を変更することも可能だ。町の意向や町民の皆様の意見に沿うことができる。」ということが説明されました。結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。 討論では、「趣旨は酌み取れ、七久保地区中心に取り組む姿勢は評価できる。しかし、町全体の祭りという定義には読み取れないということで、説明では、町は後援であり、事業主体、実施主体ではないと言われたが、この要望書の中にはその明記はない。したがって、このままこの要望書を採択することには無理がある。また、他の地区3地

区との統一意識もまだまだのところで、さらに充実させるための補助金制度は必要かもしれないが、一定の取り組みの中で具体化されていくべきだろう。若干こういう留保条件があるので、趣旨採択が適当だ。」という意見が出され、採決の結果、趣旨採択に同意いたしました。

以上、報告を終わります。

議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長　それでは、社会文教委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において付託されました1案件を審査するため、9月14日13時30分より本委員会を開催しました。

30 陳情第7号　国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書、提出者は上伊那社会保障推進協議会代表、代表者は古畑克己氏です。当日は仕事の都合で説明員に上伊那医療生活協同組合の介護長　山本真吾氏に出席いただいて内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で出された主な質疑等を申し上げます。問い「現在ハローワークに求人してもなかなかないと聞くが。」答え「ハローワークからの紹介が減ってきているので、月刊かみいなに募集の記事を出している。また、派遣会社をお願いして紹介してもらっている。しかし、小さな事業所は派遣会社への支払いと人材への支払いで人件費が高くなり雇えない。また、人手がないので、働いている人たちが60歳～65歳という中でサービスを受ける利用者が高齢者という老老介護の状況の事業所もある。」、問い「介護職員の処遇改善の手当てはどうなっているのか。」答え「事業所の大きさに決まりがあるので、小さな事業所では対象にならない場合もあり、また提出書類がなかなか大変で出しにくくなっている。」、問い「学生が介護の仕事は必要だと思っても、実際のところ給与が安いので、人生設計ができずに他の職業を選ぶのではないか。」答え「学生に聞くと給与が一つの目安であり、学校に話しに行っても人材獲得に至らない。」ということで、苦勞している実態がわかりました。

以上であります。

もう一つの案件は、昨年の12月議会に出された29 陳情第10号の国に対して臓器移植の環境整備を求める意見書の提出を求める陳情、提出者は移植ツーリズムを考える会の佐々木樹里氏でした。審査の中、内容が専門的なことで、すぐには判断できないと継続審査となっております。

去る7月26日13時30分、防災集会室で公益社団法人日本臓器移植ネットワークあっせん事業部長の林昇甫氏を招き、出席者は社会文教委員と出席できるほかの議員、そして関係する職員とともに先生のお話を聞きました。国内で臓器移植ができるようになった経過や臓器移植でないと助からない患者が増えている現状、そして提供者が少ない、

		また、健康なときに家族の間で臓器移植の意思の話し合いができていないと、脳死になった状況では決定することは難しいなど、さまざまな問題があることを知りました。その講演会の後、16時から委員会室1で社会文教委員会を開催し、内容を慎重に審査した結果、不採択すべきものと決定しました。その中で出された意見は、「陳情書の5の「臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。」とあり、この内容は地方議会で議論する内容ではなく、国際間の外交問題となる。よって不採択とする。しかし、それ以外の内容は十分に認められることなので、国への意見書をつくることには賛成である。」ということでありました。 以上、報告いたします。
議	長	暫時休憩とします。
休	憩	午前10時07分
再	開	午前10時07分
議	長	再開します。
社会文教委員長		すみません。今、もう一つの案件は昨年の12月と言いましたが、3月議会に出されたということです。すみませんでした。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本社会文教委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに討論、採決を行います。 初めに、29 陳情第10号 臓器移植の環境整備を求める意見書提出を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 29 陳情第10号 臓器移植の環境整備を求める意見書提出を求める陳情について採決をいたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のために申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採決についての採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立なし〕
議	長	ありがとうございました。29 陳情第10号は不採択とすることに決定しました。 次に……
議	長	次に、30 陳情第6号 「千人塚水中花火大会」を町全体のイベントとして実施するための要望書について討論を行います。討論はありませんか。

		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 6 号 「千人塚水中花火大会」を町全体のイベントとして実施するための要望書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第 6 号は趣旨採択とすることに決定しました。 次に、30 陳情第 7 号 国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 7 号 国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第 7 号は採択することに決定しました。
議	長	日程第 17 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。本件は、飯島町選挙管理委員及び補充員の任期が満了いたしますので、地方自治法第 182 条の規定により選挙を行うものであります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長において指名することとしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休	憩	午前 10 時 12 分
再	開	午前 10 時 14 分
議	長	会議を再開します。 初めに飯島町選挙管理委員の選挙を行います。飯島町選挙管理委員には、お手元に配付のとおり城田孝夫さん、芦部健児さん、藤井康富さん、坂井寛さん以上 4 人を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました 4 人の方を飯島町選挙管理委員

		の当選人と定めることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、今指名いたしました城田孝夫さん、芦部健児さん、藤井康富さん、坂井寛さんが飯島町選挙管理委員に当選されました。 次に、飯島町選挙管理委員補充員の選挙を行います。飯島町選挙管理委員補充員には、お手元に配付のとおり満澤美智子さん、塩澤正吉さん、澁谷康人さん、新井桂子さん以上4名を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を飯島町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました満澤美智子さん、塩澤正吉さん、澁谷康人さん、新井桂子さんが飯島町選挙管理委員補充員に当選されました。 次に、補充の順序についてお諮りをいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名をいたしました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、今、議長が指名した順序に決定しました。
議	長	日程第18 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本案については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第19 議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり総務産業委員会における陳情等の処理について議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
議	長	日程第20 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長から申し出のとおり継

続調査いたします。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 35 分とします。休憩。

休 憩 午前 10 時 17 分

再 開 午前 10 時 35 分

議 長 会議を再開いたします。ただいまお手元へお配りしましたとおり三浦議員、折山議員からそれぞれ 1 件、計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 及び第 2 として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第 1 発議第 7 号 「臓器移植の環境整備を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10 番

三浦議員 それでは、「臓器移植の環境整備を求める意見書」の提出について趣旨説明を行います。先ほど社会文教委員長より報告がされたとおり、継続審査となっております、その間に臓器移植の環境ということについて学ぶことをしてまいりました。その中で、飯島町議会として意見書を上げていきたいということで、私が臓器移植の環境整備を求める意見書の提出をすることとなりました。

内容を説明いたします。日本では、平成 22 年に臓器移植法が改正施行されたことにより、国内での 15 歳未満の者からの脳死下での臓器提供が可能となりました。これにより国内での脳死による臓器提供件数が年々増加をしております。しかし、日本臓器移植ネットワークによれば、臓器移植を希望し登録している約 1 万 4,000 人に対し、ことしの 2 月 28 日現在でございます、移植を受けられたのは約 380 人であり、希望者の 2 %です。世界の臓器移植事情は、臓器提供数は人口 100 万人当たりのドナー数で見ますと一番提供者の多いスペインでも 36 人、日本では 0.76 人という状況です。

自国内で臓器の提供を受け移植手術を受けるべきとの考え方が世界の流れとなっております。こうしたことから、国内で臓器移植が可能となるよう、さらなる臓器移植法の整備、臓器移植が希望者の身体的、経済的負担にならずに臓器が提供でき、また移植手術が受けられるようになるよう、以下について要望するというものです。

1 つ目には、国民が命の大切さを考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるように、臓器移植にかかわるさらなる啓発に努めること。

2 つ目に、臓器提供施設における院内体制の整備を図るために、マニュアルの整備や

	研修会の開催など、個々の施設の状況に応じたきめ細かい支援を行うこと。
	3つ目に、臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能になるように移植コーディネーターの確保を支援すること。
	4つ目に、臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
議 長	この4つを求めて関係機関に意見書を送ることを提案するものです。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
6 番 浜田議員	この意見書に賛成の立場から討論いたします。
	当町に寄せられた陳情と同様の陳情は全国の自治体に提出されていまして、それに対する賛否はさまざまであるというふうに承知しております。その一つの理由は、実は正確な論点整理ができない状況にあったのではないかというふうに考えております。その点、当町議会では、専門家を招いて勉強会を行い、日本が臓器移植の後進国である、それから臓器提供自身が正しいかどうかということそれぞれの個人の価値観によると、こういったことが非常に整理されて、このような意見書にまとめ上げられたというふうに認識しております。この内容の深さを評価して、この意見書に賛成とするものであります。
議 長	ほかにありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第7号 「臓器移植の環境整備を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第8号 「国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
8 番 折山議員	それでは、「国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出趣旨の説明を申し上げます。
	皆様御案内のとおり、今日的に介護従事者のなり手不足に伴う各施設の経営難、こういったことが取り沙汰されておる中で、厚生労働省によれば、2年後、2020年、必要な

介護従事者数っていうのは長野県で4万1,000人を推計しておりまして、その1割弱、4,000人が不足という見込みを報道で発表しております。同じく厚生労働省では、直近のデータが平成25年になりますが、全産業の平均給与と介護従事者の給与の格差を10万円以上の差があるというふうに統計で発表をしております。額でいいますと全産業平均が、平成25年時点ですが32万円余、介護従事者の平均が21万円余ということで、三十数%の格差があるということでもあります。介護現場っていうのは崇高な仕事でありながら、こういったことから重労働で低賃金の職場だというふうに、もう一般的な認識を持たれてしまった結果、従事者の希望者が極めて少ないということで、将来を見据えたときに安定した介護サービスを国民がひとしく受けられるかどうか、そういったことに危機感を覚えるものでございます。

そういったことの中で、近隣では上伊那福祉会っていうものがありまして、社会文教委員会で町内の介護施設を視察した折にお伺いした話なんですけど、上伊那福祉会全施設で一年間にハローワークを通じて応募してきた方は1人だったそうであります。それほど介護の現場への希望者が少ない。各施設はどうしているかというのと、そこに働く皆さんの人脈を通じて一生懸命確保しながら何とか運営しておる、こういった状況があります。その大きな要因が、先ほど申し上げました重労働でありながら報酬は低賃金、こういったところが大きな要素ということになっておりまして、これを引き上げていく、こういった内容でございまして。今日的な状況から見ますと、介護者本人が負担をするということは、現実的にもうかなりの社会負担を押しつけられておりますし、また地方自治体も介護者の多数によって自治体の財政運営に支障を来すようなことあってはならないということの中で、かかわる費用の全額は国が負担すべきという、そういった内容でございまして。

全議員の皆さんの御賛同をいただきながら、採択されますようお願い申し上げて、趣旨の説明といたします。

議長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。

6番

浜田議員　この意見書に賛成の立場から討論いたします。

私も知り合いに大きな介護施設の責任者の方がいまして、この問題についてたびたび状況をお聞きする機会がありました。一時介護職の手当が1万円ほど引き上げられたことがあったので「改善されたのか。」というふうにお聞きしたところ、そのときは「それと引きかえに事業所への配分が減らされた。」ということで「結局身銭を切らざるを得なくなった。」と、そんなお話でありました。職場から去っていく方もかなり多いようで、それは、やはり長年にわたる生活設計ができない賃金体系だということで、介護の仕事には誇りを持っていながらも続けられないという内容でございました。ですので、この意見書の述べるところは極めて重要だというふうに考えまして、賛成といたします。

議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 8 号 「国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町 長	9 月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。 去る 9 月 7 日から本日まで 14 日間の会期をもちまして開催されました 9 月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件の全てを御議決、御承認いただきまして、まことにありがとうございました。特に今議会は決算議会として平成 29 年度の各会計決算に対する審議とともに、平成 30 年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに一般質問などを通じて賜りました御意見や御提案につきましては、私以下全職員が重く受けとめ、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。 あわせまして、今議会には羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんの御出席をいただき、審議を御傾聴賜りまして、まことにありがとうございました。特に羽生代表監査委員さんには、平成 29 年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果につきまして御報告をいただきまして、まことにありがとうございました。 さて、ことは、6 月の大阪府北部地震を初め、西日本を中心に大きな被害をこうむった西日本豪雨、今月 4 日の台風 21 号、そして 6 日には最大震度 7 を観測しました北海道胆振東部地震の発生等、全国各地で大きな地震、自然災害が頻発しております。災害がいつどこで起こってもおかしくない状況であることを実感しているところであります。 今議会におきましても、多くの議員の皆様から防災に関する一般質問をいただきました。さまざまな課題があるわけですが、安全・安心のまちづくりへの取り組みを一層進めてまいり所存でございます。突発的な自然災害に対しましては、町の体制の充実はもとよりでございますが、地域の皆様、自主防災会、そして各御家庭でも常日ごろから備えていただきたく、その必要性を改めて強く感じたところでございます。 本年度も半年が経過しようとしております。また、私が町政を担いまして間もなく 3 年を迎えます。教育・福祉増進事業、産業振興事業、インフラ安全管理事業の行政 3 大事業推進しながら、私が掲げました風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ、この 3 つのチャレンジを実現するため、施策を具体的に進めてまいりました。 中でも当町の地方創生を推し進める事業の一環として平成 29 年度に千人塚公園内に整備いたしました飯島観光地域づくり拠点施設は、待ち合い休憩室、トイレやシャワー

を多くの町内外の方に御利用いただいているところであり、千人塚公園を会場とした地域の皆さんが主催するイベントでも、この施設を中心に会場配置がされるなど、そういった活用もされておるところでございます。また、千人塚キャンプ場の利用状況は、客数では前年比 174%、使用料収入は前年の 200%となるなど、この施設の整備によりにぎわいを取り戻してきているところと実感しているところでございます。引き続き地域の皆さんの取り組みと連携しながら、この施設を核としまして千人塚周辺での観光地域づくりを進めてまいり所存でございます。

また、これまでに取り組んでまいりました各事業の進捗状況や課題を検証しながら、今議会でもお認めいただきました補正予算による事業を加え、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して、今後も取り組みを加速してまいり所存でございます。

さて、秋雨や台風の影響でおくれ気味だった農作業は、コンバインが急ピッチで稼働し、果樹の収穫も最盛期を迎えます。これからしばらくの間、収穫の秋の風景が続きます。

また、この地域にとりまして長年の夢でありました伊南バイパスの全線開通が目前となっております。この伊南バイパスは、近い将来に現実のものとなりますすりニア中央新幹線、その長野県駅のアクセス道路として、また三遠南信自動車道の開通後には伊那谷地域伊那バレーの背骨となる道路となることは明白であります。このチャンスを最大限生かしてまいりたいと考えておるところでございます。将来の劇的な変化を見据え、先見性を持ってまちづくりを進めてまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

結びに当たりまして、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たってのごあいさついたします。まことにありがとうございました。

議 長 以上をもって平成 30 年 9 月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午前 10 時 55 分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員